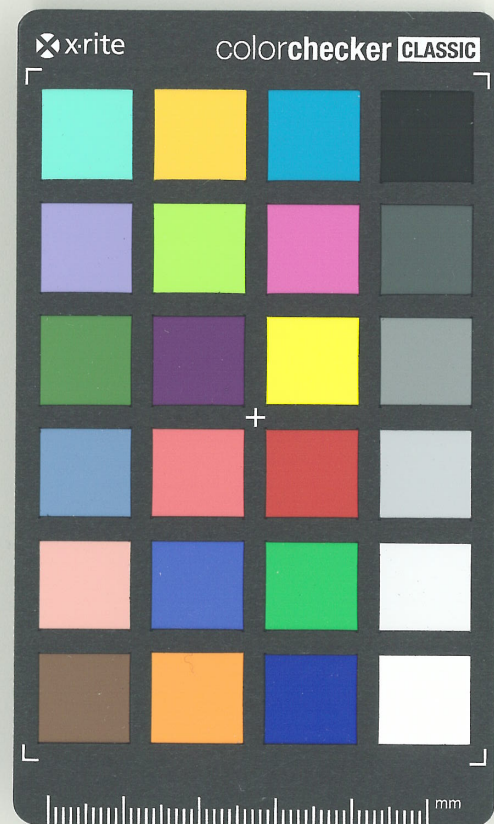


昭和五十年  
第四回臨時会  
(九月 八日開会  
九月十三日閉会)

# 日野市議会議録

(第二十八号  
第三十号)

日野市議会







昭和五十年  
第四回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○九月八日月曜日(第一日)

午後一時五十八分開会

午後十一時三十四分散会

出席議員

出席説明員

議事日程

開 会

会議録署名議員

会期の決定

(議 案 上 程)

議案第五九号

議案第六〇号

議案第六一号

議案第六二号

議案第六三号

議案第六四号

議案第六五号

議案第六六号

議案第六七号

議案第六八号

散

会

○九月十日水曜日(第二日)

午後五時五十二分開議

午後五時五十四分延会

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

開議

会期延長

延会

○九月十三日土曜日(第三日)

午後五時三十四分開議

午後九時十七分休憩

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

開議

(議案上程)

議案第五九号

議案第六〇号

議案第六一号

議案第六二号

議案第六三号

議案第六四号

日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分の報告承認について

昭和五十年度日野市一般会計補正予算(第二号)専決処分の報告承認について

日野市立百草台小学校増築施設取得専決処分の報告承認について

日野市立第六幼稚園(仮称)施設取得専決処分の報告承認について

昭和五十年度日野市一般会計補正予算について(第三号)

日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結について

議案第六五号

議案第六六号

日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結について

日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について

午後九時十七分休憩後再開に至らず自然閉会

九月八日 月曜日 (第一日)



昭和五十年  
第四回臨時會

日野市議會會議錄

第二十八號

九月八日月曜日(第一日)  
出席議員(三十名)

|      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 十五番  | 十四番 | 十三番 | 十二番 | 十一番 | 十番  | 九番  | 八番  | 七番  | 六番  | 五番   | 四番  | 三番  | 二番  | 一番  |
| 市川   | 米沢  | 竹ノ上 | 石坂  | 劍持  | 谷   | 林   | 黒川  | 板垣  | 橘   | 鈴木   | 正国  | 奥住  | 滝瀬  | 滝瀬  |
| 芳太郎君 | 照男君 | 武俊君 | 勝雄君 | 佐吉君 | 栄吉君 | 重義君 | 重憲君 | 正男君 | 祐子君 | 美奈子君 | 大治君 | 芳雄君 | 敏朗君 | 政吉君 |

|     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |     |     |      |     |     |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 三十番 | 二十九番 | 二十八番 | 二十七番 | 二十六番 | 二十五番 | 二十四番 | 二十三番 | 二十二番 | 二十一番 | 二十番 | 十九番 | 十八番  | 十七番 | 十六番 |
| 名古屋 | 島村   | 飯山   | 三浦   | 吉富   | 日野   | 一ノ瀬  | 本間   | 大下   | 大柄   | 佐々木 | 高橋  | 杉山   | 清水  | 秦   |
| 史郎君 | 孝志君  | 重茂君  | 繁春君  | 源枝君  | 隆作君  | 久隆君  | 博久君  | 保博君  | 雄保君  | 昭雄君 | 通夫君 | 寅三郎君 | 芳雄君 | 正一君 |

説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長     | 森田喜美男君 | 建設部長   | 田倉高光君 |
| 助役     | 前川恒雄君  | 福祉部長   | 赤松行雄君 |
| 収入役    | 杉本好次郎君 | 水道部長   | 成井正夫君 |
| 企画財政部長 | 加藤一男君  | 教育長    | 倉又秀作君 |
| 総務部長   | 松村清栄君  | 教育庶務課長 | 永瀬誠一君 |
| 市民部長   | 森久保三次君 | 管財課長   | 伊藤正吉君 |
| 生活環境部長 | 加藤一郎君  |        |       |

会議に出席した議世事務局職員の職氏名

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 局長 | 中村亮助君 | 書記 | 樫村正男君  |
| 書記 | 朝倉敏夫君 | 書記 | 川上輝子君  |
| 書記 | 鈴木晴彦君 | 書記 | 原清美君   |
| 書記 | 荒井一雄君 | 書記 | 小松恵美子君 |

議事日程

昭和五十年九月八日(月)  
午後一時開会

会議録署名議員の指名

会期の決定

一、  
二、

- 三、議案第五九号 日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分の報告承認について
- 四、議案第六〇号 昭和五十年度日野市一般会計補正予算(第二号)専決処分の報告承認について
- 五、議案第六一号 日野市立百草台小学校増築施設取得専決処分の報告承認について
- 六、議案第六二号 日野市立第六幼稚園(仮称)施設取得専決処分の報告承認について
- 七、議案第六三号 昭和五十年度日野市一般会計補正予算について(第三号)
- 八、議案第六四号 日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結について
- 九、議案第六五号 日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結について
- 一〇、議案第六六号 日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について
- 一一、議案第六七号 日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について
- 一二、議案第六八号 日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第一から第二まで

午後一時五十八分 開会

○議長（大下 博君）

これより昭和五十年第四回日野市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員三十名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、二十七番、三浦重春君、二十九番、島村孝志君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長（議会運営委員長登壇）の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）

御報告いたしたいと思ひます。今日、午前中、議会運営委員会を開催いたしました。臨時議会の日程について協議結論を得ましたので御報告したいと思ひます。会期は今日から明日あさって十日まで三日間といたしました。なお御審議いただく議案関係は専決処分のご報告承認と、あとは契約関係の議案であります。総務委員会に付託して、審議を行なうということで決定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（大下 博君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって会期は本日より九月十日まで期日三日と決定いたしました。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

私はこんなことを言いたくなかったんですが（「言いたくなければ言うな」と呼ぶ者あり）つい最近になってから、この庁舎の庭に国旗が掲げられ、また庁旗も掲げられているわけです。日野市のシンボルマークであるわけでございます。この過程の中でわれわれは日本人であるということを確認するための国旗がいつのまにか下げられ、またその国旗の掲揚する影も形もなくなってしまったわけでございます。われわれはどこにいったらいいのか惑うような（「議会議に關係ないぞ」と呼ぶ者あり）なぜそのような結果になったのか、まずそれをお伺ひいたしたいと思ひます。（「そうだそのとおりだ」「議事進行に關係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

ただいまの谷栄吉君の発言はただいま確認しました議事の内容からかなり隔てていますので、この件についてはもしさらに発言いたしたいということであるならば別の機会にいたしたいというふうに思ひます。（「異議なし」「緊急質問だ」「答えてやったら」「關係ない」と呼ぶ者あり）やはり議会の権威としてこの中に議題にないものが突然議事進行として出されるという点については議長としてちよ

っと了承できかねます。したがってさきほど申しましたように別の機会にお願いしたいと、全然今の御意見なり発言を封ずるということではなく、やはり別の機会にしていたきたいと御了承いただきたいと思ひます。（「議長横暴」「議長」と呼ぶ者あり）谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 私はどういう過程であの国旗を下げたのかということをお聞きしたい。（「それは分かっているんだよ。」と呼ぶ者あり）これは議会とは関係ないかもしれないけれども、やはり日本国の日野市でございます。（「立川が負けたからだよ」「ルールにないよ」と呼ぶ者あり）ないから冒頭、聞いているんだよ。

○議長（大下 博君） 議会に關係ないとすればなおさらここでは一応控えたいというふうに思ひます。（「大いに關係あるぞ」「いやあるんだよ。あるから聞いているんだよ」「横暴」と呼ぶ者あり）今、ないとおっしゃったからそう申し上げているんです。したがって定例会なり一般質問なり、そういう形で出していたくなり、別の面から提起していただきたいというふうに思ひます。以上で終わります。

○十番（谷 栄吉君） 答えられなければ答えなくてもいいよ。

○議長（大下 博君） 答えるとか答えないとかという意味ではなく、本日の議事から全然離れているから控えていた

だきたいということです。

○十番（谷 栄吉君） 日本の国があるからこそ日野市があるんだということ、国のシンボルマークが国旗なんだよ。日の丸の国旗なんだよ。なぜそれを降したんだ。（「議長がなれば」「ルールを守れ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 谷栄吉君に申し上げるけれども（「緊急動議だ」と呼ぶ者あり）緊急動議ならそれなりの手続きをしてやっていたきたいというふうに思ひます。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩は認めません。

これより議案第五九号、日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

（「冒頭から荒れるぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○市長（森田喜美男君） 議員各位には暑の中、日常生活動たいへん御苦労様でございます。今日は提案のような内容をもちまして臨時議会をお願いいたしました。よろしくお願ひを申し上げます。

議案第五九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は日野市立第一幼稚園増築工事を施行するものであります。八月四日指名入札により競争入札を四回執行いたしました

○二番（滝瀬敏朗君）

先般、文教委員会に御報告があったわけですが、予算が三百万オーバーしたというふうなお話を聞いたわけですが、これら内容をばきりしておいたほうがいいんじゃないかというふうに思ひます。そのへんを御回答願ひたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

三百万オーバーということは、実はこれは議決案件が三千万円でございます。三千三百万ですからこれは議決案件であるから議決が必要である、こういうことでございまして、三百万オーバーということではございません。

○議長（大下 博君）

次に三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

三点質問いたします。ちょっと聞きのがしたかも知れませんが、署名議員のためにお尋ねいたしますが、契約日はいつだったか、それと坪当たり単価はいくらであるか。それから見積原価はいくらだったか。この二枚目に見積と書いてありますが、これが見積原価と同じ金額に随契の時にしたのかどうかわかりませんが、この見積というのが見積原価とあるのは見積単価というのが付け加えた字なのかどうか、これがはっきりしませんので。以上三点についてお尋ねいたします。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。滝瀬

敏朗君。

○総務部長（松村清栄君）

八月八日です。それから随

意契約による見積金額でございすけれども、これは見積金額の意味は設計計画に対する予定価格でございす。そういうことで御了承願います。（「意味が分からない」「しっかしるよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

建築面積が三百七十七平米で

ございす。見積金額が三千二百七十四万五千円でございす。が、約平米当たり十三万円になろうと思ひます。以上でございす。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

今の金額じゃ坪単価じゃな

いと分かりませんが、床面積が三百七十七平米、それで出すと坪当たり三十二万ぐらいですね。大体坪当たり単価三十二万。それでこの見積が今部長のほうの話では設計金額を予定価格にして、そしてやったんだというんですが、この見積というのは予定価格とびしりなんですか。それが一つと。それから坪当たり単価はほかにもいろいろ工事をやっているようですが、ほかの関連で妥当性の単価になっているかどうか、この点と。契約の日が八月八日、これはあとから聞かないと分からないんですが、ほかにもだいたい専決があるようなんで、そこいらが定期的に説明聞かないと分からないので離れているか接近しているか

の問題で、次の私の質問も出てくるわけなんです、これはあ

とに延ばします。全部の専決が終わりましてからお聞きしたいと思うんですが。ひとつ見積原価の問題と、坪当たりの単価、ほかと比較して妥当性があるかどうか、思ったからやったんでしょうが、あるかどうかその説明を願いたいと思ひます。それからもう一つ付け加えますが、プレハブを取り替えて本建築にしたということですが、収容人員がどのくらいふえたかどうか。それから今後もしも見通しですが、児童の数によつて今後ふやさなければならないというようなこともあるかも知れませんが、五歳児四歳児の問題もからんでくると思ひます。が、そういう問題の中でこの上に増築の考え方があって、基礎までやられたかどうか。それから二階というのは幼稚園だからというのであるいはやめたかも知れませんが、全国各箇所の保育園、幼稚園をみても最近二階が非常に多いというようなことで、何も日野に限って一階だけに固執する必要はないという判断の中からお聞きしているということを前提の中でお答え願ひたい、かように思ひます。

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

それではさきほどの随意契約による見積金額の件でございす。私どものほうで一応入札は四回執行するわけでございす。四回執行いたしました予定価格との差が五%以内であれば随意交渉にするという権利が

保証されるわけです。そこで多少時間を置きまして最低価格者である、この場合は大協建設株式会社ですが、見積書を再提出をしていただくわけです。それで再提出していただいた金額が見積金額ということになるわけでございす。それと私どものほうで予定価格をもっておりますので、それを予定価格と比較いたしましたところ、予定価格以下の三千二百七十四万五千円が見積として提出されたわけです。あくまでも競争入札の延長の見積というお考えでけっこうだと思ひます。

○議長（大下 博君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

第一幼稚園の規模に關しまし

ては従来どおり七学級四十名でございすから二百八十名というものを定員にして現状どおりで規模を考えております。二階に關するあれでございすけれども、一応二階のほうはむしろ屋上というような形を考えたほうがいいんじゃないかというようなことは申しております。それで二階建てよりはこれは当然一階のほうが幼稚園としては適しているわけでございす。あそこ面積からいって敷地面積からいって一階の園舎のほうがいいんじゃないかと、こういうふうな考えております。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

今、管財課長のほうの説明

ですが、見積のぐあいは予定価格よりも下回ったということですね。それはいいんですが、ただ今の答え方が何か私が競争入

札はずれてやっているんじゃないかというふうな状況の中で聞いているというふうな考えられて答えたようにみえるんですが、私はそれについては全然聞いてないんです。四回やるのも知っておりますし、さらにそれでぐあいが悪い場合には、予定までいかない場合には随契約に回るといふことも承知の中で聞いているんで、その方法がいいか悪いかということとは当然了解の中で聞いているわけです。それからこれはほかの問題にも出ると思うんですが、幼稚園の問題とか、あるいは何か小学校の問題で出てくると思ひますが、最近非常に建築単価が下がっている、実質単価が、そういう中から見積をされるのに、いわゆる原価の積算をあたるとどのようなものを基準にしてされているか。たとえば東京都の方針とか、厚生省とか、文部省とか、そういうものの単価基準の中でやっているかも知れませんが、そういうことから聞くわけでございす。総務委員会付託ということで委員会のほうで綿密に調べていただいてもけっこうでございす。が、予定価格を作るにしましては基準の原価算定があると、こういうふうにならんでいるわけでございす。

それにつきましてはこれは鉄筋コンクリートということございまして方法等いろいろあると思ひますが、建築工事あるいは電気設備工事も入っていると思ひます。その他給排水も入っているかあるいはその他も入っているか分かりませんが、そ



ういう中でひとつ端的にいいますと、セメントの金額をいくらにふんだか、砂がいくらにふんだか、それから生コンをいくらにふんだか、鉄鋼をいくらにふんだかとこれだけでもけっこうですからそのふんだ単価を示していただきたい、かように思います。二階につきましては現状のもので収容人員を増すという気持でなく、ただ現在のプレハブを解消することだけで作られたということで意見は言う場所ではございませんのでこれはいずれ別の機会に提案をされることにいたしまして今回はかっあいさせていただきます。

○議長（大下 博君）

そうしますと今、三浦重春君のあれは総務委員会です。

○二十七番（三浦重春君）

はい。

○議長（大下 博君）

それでは吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

私は総務委員でございますので余り細かいことは聞きませんが今、三浦議員が質問の中で予定価格よりもこれが安かったと言っているわけですね。私ちょっと調べなくて申し分けなんですけど最初の予定価格よりも代決定の工事が上回ったとその上回った理由は屋上を作ったために何百万か増えたというのちょっと記憶しているんですが、貴方の説明だと予定価格より非常に安くてもまあ高くはないとおっしゃっているわけですね。最初の見積りちょっと私予算を持って来ないんであれでございませうか、最初はいくらで私の今

くて、安くなったんですか高くなったんですか。それじゃあいいですが何か担当者がいないようですからね。（「休憩」「だめだそんなことじゃあ」「答弁できないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

今の吉富議員の御質問でございますが管財課長の言っております予定価格というのは最終的にこういうものを作りたいというものが決まって、そして設計金額が決まりますねそれを欄によりまして要するにぐりぬきというのをやるわけです。ある程度のカットをするわけですね、それは職員もわからないでやっております。その範囲内であれば落札するわけです。ですから吉富議員のおっしゃるいわゆる予定に屋上が入っているか入っていないかということはそういう意味の予定価格と全く違う意味でございませう。ですからおそれ屋上が入っているかどうかということは私は担当の課長に後で申し上げさせますけれども、そのことは管財課長の言っている予定価格とはまた別のものでございます。

○議長（大下 博君）

吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

今度はその議会で報告したいわゆる予算価格と今回の契約価格との差がありますか、こういうことは今議会で御報告しましたね何百万とか何千万とかその価格と今日の契約価格とどれぐらい差があるんですか。

記憶が間違っているかですね、屋上が増えたんで何百万か増えたためにこの金額が三百万増えたんだというふうな私はこれがどこから耳に入ってきたかわからないけど今の説明だと全然屋上を最初屋上を作ったわけですね。その屋上を作ったまだ安くできたんですか。その細かいことちょっと何か合わないんですが、私の記憶と今の説明と合わないんですけれども。

○議長（大下 博君）

答弁。管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

一応建築工事の設計金額につきましては三千三百四十三万円の設計総額でございます。それからそれで今申し上げた三千三百四十三万円の設計総額をこれ予算額としてそれで一応それから多少の部品と申しますかそれを加えたのが予定価格ということですね。（「ちょっと聞かないんですが」と呼ぶ者あり）一応設計総額は建築工事の場合三千三百四十三万円なんです。それで一応予定価格は設計金額の範囲内で設計するわけです。それでその予定価格以下でできたということです。

○議長（大下 博君）

吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

そうしますと屋上は最初に見積に入っていなかったんですね。それは入っているんですか。別なんですか。屋上が入ったので高くなったというのはあるんですが、私の記憶が間違っているんですか資料を持ってな

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

さきほど管財課長からお話のございました三千三百四十三万円というのが設計金額でございます。ですからそれよりもこの請負金額が三千二百七十四万五千円ですからその価格がそれです。

○議長（大下 博君）

吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

わかりました。それじゃあ屋上のことは総務委員会で、後で。

○議長（大下 博君）

ほかに質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第五九号、日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分報告承認の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第六〇号、昭和五十年日野市一般会計補正予算（第二号）専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六〇号につきましての

提案理由の説明を申し上げます。本議案は緊急執行を要した昭和五十年度日野市一般会計歳入歳出補正予算第二号であります。地方自治法第七十九条第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決いたしましたので同条第三項の規定により報告をするものでございます。なお詳細につきましては担当部長をして説明いたしますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

関係部長から詳細報告を求めます。

○企画財政部長（加藤一男君）

議案第六〇号の一般

会計補正予算の専決処分の件について御説明申し上げます。

議案書の方でございますが、第一表の債務負担行為等一は追加、二は変更でございますが、このように変更並びに追加の補正をお認めいただきたいということでございます。このことにつきましましては過日の全協につきましまして全協開催の時点で若干御説明をさせていただきました。追加の件につきましましては特別養護老人ホームいわゆる至誠学舎とっておりますが、この割り当てベット数二二ベットの当市で引き受けをいたしております。ということと十七年間の負担金の補正でございます。五十一年から六十七年まで総額につきまして六千六百万円の追加をお願いするものでございます。それから二番目の変更でございますが、この欄でたいへん恐縮でございますが若干ミスプリントがありましたから御訂正をたいへん恐縮でございますがお願いします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。石坂

勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

こういうあれですか、公団との増築工事というのは百草台小学校を上げると、この前の時にも増築工事が行なわれておりますが、やはり何というのか債務負担行為でやったかどうか前のことは余りわかりませんが当初補正を債務負担行為をやったときも五十一年、五十一年度でたまたまいわゆる三年すえ償ぎの二十五年ということになったからそれだけの借金が期間を長く延ばしたから増えてきたと、こういうことなんですわそういうことについていうのは当初わかっていたのかいないのかということと過去にこういうことをほかのたとえば百草台小学校のほかの所で公団のそういう資金的な問題として、こういう同じケースで行なわれたことがあるのかないのかお答え願いたいと思います。

○議長（大下 博君）

答弁。

○企画財政部長（加藤一男君）

お答えします。第一

点の御質問は当初の債務負担の時点で五十年、五十一年の期間を定めたその時点ではわからなかったのかという関係の御質問でございますけれども、当初の考え方といたしましては公団の五省協定に基づきますところの建て替え費用はできるならば使いたくないという考え方もございました。そこで起債補助金相当額をもちろん許可並びに補助金の交付を受け取りにつぎまし

をいたしたいんですが補正後の期間のところ百草台につきまして七十年と書いてございますものを七十五年と御訂正いたしたい、第六幼の期間が七十五とありますものを七十と入れ替えてお願いしたいと思うんですがたいへん恐縮でございますが御訂正をお願いしたいと思います。変更の百草台小学校につきましては当初予算におきましてすでに御審議をいただいておりますが、ここでいわゆる五省協定に基づきますいわゆる公団建て替えの費用を使うわけでございます。当初は一億九千四百三十九千円の限度額のお認めをいただきましたが、小学校につきまして三年すえ償の二十二年償還ということになっております。したがって二億八千五百九十五万九千円という数字はその利息相当分二十二年間のものを加えた数字でございます。補正後の二億八千五百九十五万九千円の補正のお認めをいただきたということとあります。それから第六幼稚園につきましても同様の公団の建て替え費用を使います。これは三年すえ償の十七年償還でございます。当初六千三百二十二万円の限度額のお認めをいただきましたが、小学校同様利息相当額を含めまして全体で八千七百四十八万三千円の限度額の補正をお願いするものでございます。このことは一応現時点の限度額のお認めをいただいわけでございますがいずれは工事発注その他で発注いたしました場合は若干数字の変更あることを付け加えさせていただきますと思うんでございます。以上でございます。

ては一般財源という考え方で進めておりましたけれども、いろいろな事情からいわゆる五省協定に基づきます建て替えの費用を使おうということに決めたわけです。起債等補助金相当額は交付を受けた時点でもちろん公団の方に返してまいります。それで後の残りの数字につきまして二十二年間で償還をいたすというふうに考えておるわけでございます。そういうふうに第一点の問題は御理解をいただきたいと思うのでございますが。第二点の問題、このようなケースがほかにもあるかという御質問でございますがほかにもございます。百草台小学校の当初の建設、それから高幡台小学校、保育所などみんな五省協定に基づきますところの建て替え費用を使っておるということでございます。

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

当初はこの五省協定ですか使わないということがいわれる日野の積極的にほかの事業をするためにそういう長期の公団の返済するように当ったのか、今の地方財政の事情が厳しくなったからしたのか、特に新しい事業を考えられているのでこういうふうにしたのか、その点はどうなんですか別になければならないでかまわないんですがあればお答え願いたい。

○議長（大下 博君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

お答えします。一言

で申し上げますと財政の事情でございます。

○議長（大下 博君）

次に、三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

二点お尋ねいたします。

一点は公園の方でございますが変更の方で、これは小学校と幼稚園と利子率がどうかかわりませんが、そういうことで違うんじゃないか判断するわけですがお聞きしたいんですが百草台小学校の利子分が九千何百万ということになるわけですが、百草台小学校の利子分は五千何百万ということになりますか。して元本に比較いたしましたとして同比率でないかと思ひます。それらの点をお尋ねしたいと思ひます。ちょっと端的に考えると百草台小学校の方は四七％で第六幼稚園の方が四〇％ということ。期限は同じということになりますと若干利子率が違うということ。お聞きしているわけです。それから全般的な問題といたしまして債務負担行為という問題を専決でされているということでございますが、これはたとえば専決の理由といたしましては四つか五つありますが、たぶん議を開くいとまがないということ。専決されたという判断をしているわけでございますが、いずれにしてもかなり大きい金額でしかも本年だけということではなくして一号の責任だけではなくかなりの将来にわたっての債務負担を引き受けるということ。専決でやるべきものが正しいかどうか、この問題につきまして理由とすれば

つきましては三年すえ置きの十七年償還でございます。したがって小学校と幼稚園の償還年限がそこに若干相違がございます。それから利率につきましては、現時点では六分五厘の利率の支払いをいたすことになっております。それで元金均等でそのように償還をするということでございます。御了承をいただきたいと思います。

それから専決処分の問題、姿勢につきましての御質問でございますが、これは言いがれではございませんが、過日、実は全協を開かせていただきました。その際、私のほうからこの二件の問題につきましては、これは正式の委員会ではございませんと。言えばそれまででございますが御了解をいただきこの日に専決をさせていただいたわけでございますので、ひとつ御了解をいただきたいと思います。

それから第二点の問題につきましては、その後の事務進捗を福祉部長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（大下 博君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

八月の十五日に全協で御説

明申し上げました至誠学舎の特別養護老人ホームの日野市の期間は、十七年間で六千六百万、ベツトは二二ベツトというふうな御説明を申し上げまして、八月の十五日の事務当局のほうの態度としましては、契約書の中に五市で一〇〇ベツトの特別養護老人ホームを補助建設していくんだ、というふうなことで覚

どうしても八月十五日にやらなければならなかったということになるかも知れませんが、そこまで状況を勘案しながら御説明願いたい、特にこれは議決してから工事をするものではない、至誠学舎の問題につきましてはもしもこの債務負担行為の問題がこの六千六百万で専決しなければ工事もしも契約したとすればこの契約が無効だということの中でどうしても八月十五日か何かの契約したのがいつかまずお聞きしまして、その日でなければならなかったのか、その時の状況は、議会は開かなかったのかどうかということでお尋ねをしたい。私の申しますのは至誠学舎の契約をもしもしてある場合にはその契約は自治法の二百四十二条三項の問題、いわゆる支払い負担行為の問題にからんでくるのであえてお聞きする次第でございます。以上。

○議長（大下 博君）

答弁企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

お答えを申し上げます。

第一点の方の変更の関係でございますが、あるいは御質問に当たらないかも知れませんが、ちょっと聞き漏らしましたので若干違うかも知れませんが、その際は御勘弁いただきたいと思ひますが、いわゆる百草台小学校と第六幼稚園の関係で年限が同じで利率が違うのではないかと。いうような御質問かと思ひますが、年限につきましては、小学校につきましては三年すえ置きの二十二年償還でございます。それから幼稚園に

え書きのほうに各市の負担を入れていこう、そうすることによって全員協議会で了承いただいて来年度の予算編成時にしっかりとした議決をいたさう、そういうふうなことで武蔵野等の向和園も経過してきておりますので、立川を中心とする五市においてもそういう形でいきたい、というふうな御説明を申し上げておいたわけでございますけれども、どうしてもうらはらの関係がございまして、専決ということになったわけでございます。それでいつ契約していかうということでございますが、その後非常に難しい問題がございまして、それから立川市自体の問題もございまして、まだ契約はいたしてありません。八月の十五日に御説明申し上げた時は八月の二十日までに五市で契約して、東京都を通じて国に契約書を出すということになっておいたわけでございますが、東京都の財政難の都合から、国に出すそれ以外の書類ですね。それ以外の東京都の書類も国に待ってもらえるということ、八月いっぱいいいんだ、と。こういうことになったわけでございます。それで、その後立川の市長選挙もございまして、延び延びになっておりまして、今日、確かめましたところ、九月の十三日までに出さなかならない。余裕としては九月の十三日までに出せばいい、こういうことだ。それでございまして、それで契約に対して専決処分が正式には先行しなかならない。いろんな事情がございまして、二十日の予定が九月の十三日まで延びたわけでございます。契約に先

行して議会内での御同意を、議決なり専決処分に対して事後承認なりの手続きが先行しますので御提案申し上げておるわけでございますが、契約につきましては、今御説明申し上げましたような事情で九月の十三日までに出すということで、立川の市が中心になりまして各市の判をいただきに各市を回るとそういうことになっております。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） この問題は、例えば予備費を流用するとかということは、これは実際に現実に金があるので予算があるわけで専決も事情によってはやむを得ないということでございますが、債務負担行為を専決するということは、これは相当な、何とか考え方が必要だというわけだと私判断しているわけです。そういう中でどうしても専決しなきゃならない理由というのは、非常に希薄になる。例えば今の、今月の臨時議会もおもはるとい議案をいただいて、たぶん告示したのはいつか五日ですか、五日にしたいんですね。しかし五日にして八日ですか、三日きりないんだよね。そういうふうにできるんだよね。それで三十名も集まってくるんですよ。こうやって三日も経てば……。一日だって二十七、八名集まってくるんですよ。これはね、とにかく三日間で三十名も集まったら別の大した議題もないのに集まってくるんですね。大した議題というとおかしいけれども、この臨時議会はそんなに問題になる

ようなものはないと私も判断して出てきてるわけなんです、そういうふうな中で簡単に二日も三日もあれば集まれる中で、何でそんなに専決をちょこちょこしなけりゃならないのか、というのはどうも不思議でならない。特に例えば医務費だとか、あるいは緊急必要だというわけで予算のある予備費等から使うならけっこうでございますが全然さっきも言ったとおり、借金政策をことによると、十五年も二十年も先のことを決めるのに一理事者が独断でばんばん専決されては市民が非常に困るんじゃないか、とこういうふうにか考えますので、そこいらの見解をはっきり打ち出していただきたい、こういうふうにか考えます。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田真実男君） 手続きといたしまして、確かに債務負担行為を専決するということは、われわれとしてもちゅうちょいたしましたして、そのために変わるべき手段として、全員協議会をお願いをして説明申し上げた。ただ日程的に当時、説明しておりましたとおり、二十日を期して協定書並びに覚え書きを結ぶ。その中には数字が出てくる、こういうことになっておりましたものですから、至誠学舎の共同施設につきましては、もう一年も前から話が進んでおりまして、そして五市が一〇〇ベッドで施設をしよう、補助の形で施設をしようということが定まりまして、一番問題になっておりましたのは、その負担金の区分でございますから、特に東京都が財政危機の中

から予算が組まれるかどうかということにかなりウエートを置いて考えておりました。ところが東京都はその半額の予算を六月の議会におきまして提案をし、可決をされたという次第がございまして施設の理事者としてもそれによって大いに励まされ、われわれもほっと安心をして、本来の養護老人ホームは、われわれもほんとうならば単独市で造ることがいいわけでありませうけれども、それも必ずしも財政的にもすぐには不可能でございますので、こういう五市協定という形で行なうて、ということでございます。そしてそのやり方につきましては、武蔵野を中心としますあの近隣市の三市ですか、尚和園というのがすでに行なっております、一つの事例としては、形が整っておりますというふうにも思っておるわけでございまして確かに手続きとしましては不完全だと思えますけれども、そのために特に議運を開いて御説明をし、お願いをして別段の御異議はなかったというところで踏み切ったわけでございますので、よろしく御了解をお願いしたいと思います。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） いろいろ手続きもあるでしょうが、あくまでも本会議が優先ということでございますので全協でひとつ何かやっちゃって、全部先決してしまおうということではまずいという、手続上うまくないということが私あると思うんです。そういうわけで特に債務負担行為等につきまして

は、別段の配慮の中で専決処分は厳に慎んでいただきたい、こういうふうな希望があるわけで、これは意見になってしまいうであえて申し上げます。これ以上ですね。ただ一つお聞きしたいのは特別養護老人ホームというものが二二ベッド至誠学舎に施設するというところでございますが、これは共同利用負担金ということと二二ベッドにつきましてはこれは全協で話があったと思うんですが、共同利用負担金となると、今後、一切一般経費はかからないというふうに判断するわけですが、そのように解釈してよろしゅうございますか。

○議長（大下 博君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） おおせのとおりでございます。大体、一人の老人一カ月十萬程度かかります。国から八万円参ります。市が十分の二でございますので二万円、これはどの寝たきり老人でもそうですけれども施設に入ってる。その十万円だけで、それ以外のお金は一切かかりません。あとケア・ホームというのがございます。これは八月の十五日でも多少御説明申し上げましたけれども、負担がだいぶございますので、経済的な運営にしようということで、まだ提案になっておりませんけれども、そのほうでは毎月の運営費というのが多少かかります。だから寝たきり老人の養護老人ホームには、これ以外の運営費は一切かからないということです。

○議長（大下 博君） よろしいですか。（「はい」と



呼ぶ者あり)

次に杉山寅三郎君。

○十八番 (杉山寅三郎君)

前の二人の質問で大体言い

尽されていると思いますけれども、さらに若干お伺いしたいということは、債務負担行為の追加並びに変更についてでございますけれども、当初予算で決められた、まあ例を挙げますと百草台小学校の分についても、当初予算でこれだけということで石坂議員に対する答弁なんか聞いてますと、財政事情の関係で当初の予算編成というのか予算の目標を途中で乗りかえて、こういうふうに変更したんだとこういうことでございますけれども、それは財政事情が逼迫していると当初そういう理由ですけれども、当初三月の予算を立てる時にすでにそのぐらいの考えは当然ありになったのではないかと、ということであれわれの段階では考えられるわけです。その辺のいきさつがもしあるならば御説明をいただきたい。それともう一つは、三浦議員のほうからいろいろと質問があったわけですが債務負担行為、これらをその時の情勢、情勢でちょこちょこ専決でやるということについては、私も非常に疑問を持つ一人でございます。例えば、これから財政事情が好転すればまたここでやり返すのかどうかその点も合わせてひとつ御答弁いただければ非常に幸いだと思います。と同時に、もう一つはさきほど申し上げたとおり、またそのうち状況によってちょいちょいまた何というんですか、

御理解をいただきたいと思います。

○議長 (大下 博君)

杉山寅三郎君。

○十八番 (杉山寅三郎君)

市長の言われることは分かる

わけですが、私は具体的にこの三月の補正を組む、いわゆる債務負担行為の補正を組む時にも、すでに財政事情云々ということはお分かりいただけたんじゃないか、その時すでにそういうことが考えられてもよかったんじゃないかということが一つと、今市長は、これからそう簡単に変えないんだということも分かるわけですが、さっき三浦議員も言ったように借金政策をあまりロングランに持つてくということ自体もやはり疑問があるわけです。そういう意味では、確かに財政事情をうまくやりくりしていくんだという気持ちは分かりますけれども、やはり決められたことは決められた中でおやりになっていくほうがいいような気がしますし、我慢すべきところはやはり市民も十分PRしてもらえれば我慢できると思います。だからそういう意味で何かちょっと言いにくいことはですけれども場当り的な、その場その場のような感じもしないわけでもないで今後のことを考えて、今、二、三質問をしたわけなんです最後に当初予算を編成される時に公社債原資というのは予測されているのか、その点最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長 (大下 博君)

企画財政部長。

変更を専決という形でおやりになるのかどうか、その点も合わせてお伺いできれば非常に幸いです。ほかのことにつきましては、ほかの人から質問がありましたので辞退いたします。

○議長 (大下 博君)

市長。

○市長 (森田喜美男君)

財政事情によってというふう

に担当者のほうで答えまして、確かに財政事情があるわけですが、つまり私のほうとしましては、何とか財政事情をうまく運営するということがやっぱり当面の仕事だ、とこう言わざるを得ませんし、特に団地の範囲で、住宅公団の団地の範囲で学校を建てましたり、同時施設を造る、その際に一般的に考えましても、やはり補助金でありますとか、起債でありますとか、そういうものを受けながらなるべく現在の財政で有利な方法を取るわけでございますから、公団関係の起債にふりかえましても内容的には似たりよったりである。したがって公団にはすでに五省協定というれっきとしたこういうシステムもありますから、それらに当面振り替えた、つまり財政運営をなるべく余裕のあるようにというふうな形で取り組んでいくのが今日一つの運営の姿であろうというふうに思っておるわけがあります。今後単純にもどしたりまた変えたり、そういうようなことをする考えはございません。極力、財政運営を効率的に守って、発展途上の日野市でありますから、行き詰まることのないようにしていこう、というふうに考えましてのやり方である、というふうに

○企画財政部長 (加藤一男君)

お答えをします。御

指摘のとおり、専決処分のことにつきましては、十分注意をしておりますが、三月の時点が、今月の九月でそう変わらないうちに、当初予算からその計画でやるのが正しいんじゃないかということの御指摘だと思います。私どもも三月の時点ではっきり見極めが立てば計上をお願いしたわけでございますが五省協定に基づきます建て替えはやはり国の五省の協定に基づいてやる建て替え費用の問題がどうなるのか、そういう見極めもはっきりいたしませんので、三月の時点ではそのようにさせていただきますいたわけでございます。今後は御指摘のように十分注意をしたいと思っております。第一点は財政事情の問題でそういうふうなさせていただきますいたわけでございます。それから御審議いただく第三号補正につきましても、保育園の関係でそういう補正をお願いするわけでございます。ちょっと先にまいりましたけれども、そういう姿勢で、今後は御指摘のように取り組んでまいりたいと思っております。(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長 (大下 博君)

高橋通夫君。

○十九番 (高橋通夫君)

今に関連したわけですが、さ

きほどの御説明ではこの問題については、すでに一年前から話があったというわけですが、今杉山議員から三月に議會でやるべきじゃないかというふうな質問もあったんですが、他市においてははどういうことに、この財源についてやっているか、その



点を質問いたします。

○議長（大下 博君）

至誠学会の問題ですね。

○十九番（高橋通夫君）

そうです。至誠学会の問題で

す。他市においては財政の計画をどういうふうにやっていたかその点について。ここでやっているか、それとも三月でやっているか。

○議長（大下 博君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

一年前から日野市におきまして検討してまいりましたのは、一年間に五ベッド、単年度で五ベッドを買いきるというふうなことで三年間で十五ベッド、そういう計画で一年前からスタートしたわけでございます。こういう財政事情になりましたので去年の十二月の時点では各市とも財政事情がございまして、買い取るというふうな単年度での解消方向はなかなか財政上でできたいということで中断したわけでございます。今年になりましたから福祉振興会の融資を受けて十七年間で日野市の場合には二二ベッド確保しているという計画に変えたわけでございます。それでそれに東京都が十七年間ですと大体、元金と同じ利子になりますけれども、六分五厘でございます。東京都が利子を全部補給するということになりましたので、さきほど市長が答弁したような要するに十七年間の負担で長期返済していくと、利子については東京都が持つ、という方式に固まったわけでございます。これにつき

ましては立川、日野、国立、国分寺、それから武蔵村山、この五市も同じでございます。それから尚和園と申しまして、武蔵野市なんかやっておりますものも、やはり長期で返済していく日野と同じような方式でございます。ただ武蔵野の場合には当初東京都からの利子補給はなかったわけでございますけれども、今年度からは東京都からの利子補給も受ける、同じ方式でございます。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

内容は分かっておりますが、そうするとここで各市ともやるというわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

勉強が足りないでたいへん恐縮であります。この債務負担行為を専決でやるということ、それ自体が予算あるいは議会中心、議会制民主主義に対する基本的な市長の考え方に触れるのでありますが、このことが悪いということの断定は私にはできませんし、社会の要求に忠実にやっているものとむしろ理解するものでありますけれども、しかしながらそれだからといってこの専決をすると、専決の法律的な効力は議会が反対してもそのまま進むわけです。したがってまして議会が全然事実上は無視されることとなります。したがってこの問題について聞くところによりますと、全協を開

いたそうでありますがその時には、自分のことを言っていたいへん恐縮であります。私は旅行をしておりますからなかった、しかも出席者は十五、六人それがワンステップでないということを私は断定するものではありません。しかしながらこういう債務負担行為のとき大きな問題については、しかも市長の任期中にこれが終わる問題ではありません。市の大きな方針を打ち立てる問題であります。そうであるならば本会議において正しく論議を尽くして政治責任を明らかにして、そしてこの問題を訴えるべきだと思っておりますが、どういう手続きを経たのか、あるいは今後もうこういうことがあり得る予想がつくのかどうか。そのへんの御見解、経過等について御説明願いたい。

○議長（大下 博君）

今のは三浦議員と杉山議員と同じような御質問のようですが。

○十一番（剣持佐吉君）

どういう審議をしてきたか、

ちょっとお分かりでないかもしれませんが。今まで話はあったしかし本会議の場において論議されたかどうか、どういふふうな、それがしかも専決にいったのか、いわゆる専決であるような段階をふんできたかどうかについては、私は勉強が足りないのでもう分からないのかもしれませんが、もしそれが全協を開いたということだけによって決定するものが可能で、しかも正しいということになると議会というものが無視された行政が運営されることになりはしないか、そうなるという議会制民主主義の根本

的な問題に市長の態度が触れることとなりますので、そのへんを明らかにしていただきたい。こういう意味です。

○議長（大下 博君）

再度市長答弁。

○市長（森田喜美男君）

このようなケースはきわめて例外的なケースだと思っておりますが、つまりもう一つのいわゆる五市という関係で協定書を結ぶ、あるいは覚書を調印すると、こういういわゆる行政執行の範囲に委ねられておる課題とそれから予算関係とが相伴うわけですから、本来予算の決定がないとそういう協定ないし覚書を結ぶことはできないわけですが、そこで時間的にいわゆる余裕がないので全協という必ずしも一〇〇%の姿ではむろんないんですけれども、そこで説明をして御理解をいただきたいと、そして事柄自体が問題になるような内容ではないと私どもは判断をしたわけであります。問題というのはいわゆる特別擁護老人ホームを造るといふ事業そのものには各市とも積極的に一つのアイデアを込めたい方法である、こういう考え方で進んでおるわけです。何かいろいろな意味で多少なりとも議会の問題になるという施策でありましてそういう一方の事務的な条件に迫られておる、それから予算という形が背景にないことにはその協定ないしは覚書を調印するということも、これもあとで何か批准でもしてもらわなければならぬような性質のものである。ですから例として

は日野市単独でありましたら、こういうことをするはずはありませんし、たまたま相当期間にわたって論議をされてきたことでもありますし、それから五市という近隣市の共同の課題でもあるものですから、相ともにそういうことを確認しつつ進んできた、そして東京都の予算も付いた、ここでやるということについてはさきほど二十日というところでありますが、つまり国のほうの認可を取ったりする関係がやはり一方にあって時間的な制約があったというふうな考えておるわけでして、きわめてこれは例外的なケースである、また今後これは他市がからんでおりますということ、それから協定なり覚書なりが伴っておると、そして予算を議会に提案をしてという考えもありましたけれども、それでは他市との足並みがそろわないということで御不満ではございまいしょうけれども、こういうふうな処置を取った。私も決して望ましい方法ではない、こういうこともまたきわめて例外である、こういうふうな思っておるわけであります。確かに全協という方法は議決の場でもございせんし、あるいは御事情によって御出席の無理な場合もありますけれども、最小限そういう手続を経た上で行なったということで御理解をお願いしたいと、こう思うわけです。

○議長（大下 博君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） きわめて例外であるから問題

○議長（大下 博君）

市長答弁。

○市長（森田喜美男君）

さきほどもお答えいたしましたとおり、かなり躊躇をしながら慎重に考えた、そして他市の情勢ともならみ合わせましてこういう最小限、不十分でありますけれども最小限の手段を取らせていただいたというふうなところで踏んだわけであります、今後また十分このようにすることにつきましては反省もし、それからもっと慎重に取り組むというふうな、もちろん日ごろ考えておるわけでございますが今後よりもより一そう慎重にやらなければならないということを感じておるわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六〇号、昭和五十年度日野市一般会計補正予算（第二号）専決処分の報告の件は総務委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、総務委員に付託いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、暫時休

になると私は思うのでありますが、三浦議員も言われたようでありますけれども、三日あれば、全協を開く期間があれば本会議にかけられるわけですね。しかも三月の見込み違いが追加予算ということですが、よく分かりませんが、そういうことであるならば三月予算が信用できないということになりますね。それが堂々とまかり通るということになりますと、したがって私は森田市長が議会を無視しているとも考えておりませんし、悪いことをしているとも考えておりません。しかしながら議会制民主主義を重んじるならば本会議にかけるときにはなかつたか、今後やらないというならば、例外だから今後やらないというならばいいですが、そのことは明確にしていけないようであります。市長の言われているように国会でいう外交条約の問題であります、調印をされても効力を発生するのはいわゆる衆参両院の議決を経て、初めて効力が発生する、そういうシステムであるならばまだそこにもあると思います。よその市とのならみ合いで独断で専決するというようなことは、それが内容が悪いということでは決してありません。しかしながらそれは議会制民主主義は、しかも日野市の議会は今後の慣例として全然無視される傾向になりはしないか、そういうことで市長がそういうことが将来は例外のことで反省の色があればけっこうですが、当然であるとするならば問題があるということであります。そのへんの見解を明らかにしていただきたい。

憩いたします。

○議長（大下 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

す。

これより議案第六一号、日野市立百草台小学校増築施設取得専決処分の報告承認、議案第六二号、日野市立第六幼稚園（仮称）施設取得専決処分の報告承認の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六一号並びに六二号に

ついて提案理由の説明を行います。六一号議案は百草台小学校の不正常な授業を解消するため増築工事を施行するものであります。日本住宅公団と日野市との間に、学校施設の譲渡に関する契約を結び、予算の裏付けができてから工事を発注いたしますので、工期その他を勘案し、一億八千九百九十八万三千三百二十円の該小学校増築施設取得の専決処分をした次第であります。本件に関する工事発注、工事監理、検査等の事務については公団より市に委任されております。なお増築工事について

は九月二日指名十社により競争入札を執行した結果、勝村建設株式会社が一億六千二百萬円で落札しており、電気設備工事については指名七社により競争入札を執行した結果、浜坂電気株式会社が一億二千八百八十二萬円で落札しております。詳細については担当部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第六二号についてでございますが、この議案は日野市立第六幼稚園仮称の新築工事を施行するものであります。日本住宅公団と日野市の間に幼稚園施設の譲渡に関する契約を結び、予算の裏付けができてから工事を発注いたしますので、工期その他を勘案し、五千五百六十一万三千八百六十円の幼稚園施設取得の専決処分をした次第であります。本件に関する工事請負契約工事監理検査等の事務については公団より市に委任されております。なお増築工事については九月二日指名八社により競争入札を執行した結果、青木建設工業株式会社が五千四百七十萬円で落札しており、電気設備工事については九月二日指名六社により競争入札を執行した結果、伊藤電気株式会社が一億六千七百七十萬円で落札しております。なお詳細につきましては担当部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君） それでは関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 六一号議案でございますけれども、提案理由にもございますとおり、本工事に関連する事務処理は日野市で行なうことになっておりまして、工事代金を直接支払うのは日本住宅公団でございます。ただその中に公団負担分以外に市負担分がある場合については公団と同じ様式で支払うことになっております。工事の内容でございますけれども、鉄筋コンクリート四階建、延床面積は一五三二・六〇四平米、普通教室九、それから図書室、準備室各一、渡り廊下、二階の部分でございます。外構（ヨフ造）工事等でございます。工事の指名に当たりましてはBクラスでございますがAクラスの業者を中心に選定いたしまして、建築工事と給排水、衛生工事につきましては勝村建設株式会社が随意交渉の結果、契約する権利を取得しております。電気工事については浜坂電気株式会社落札しております。なおこの工事には防音併行工事が追加される予定でございます。

議案第六二号でございますが、本件も百草台小学校と同じでございます。まして、工事の施設内容でございますが、鉄筋コンクリート平屋建の延床面積は四七三・三八六平米でございます。保育室二、遊戯室一、それから職員室一室、保健室一室、更衣室一室それから管理室等でございます。工事の指名に当たりましてはCクラス業者を中心に選定いたしました。建築工事、給排水衛生工事につきましては青木建設株式会社が落札をいたして

おります。なお電気設備工事については伊藤電気株式会社が落札いたしました。以上でございます。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 市立第六幼稚園についてでございますが、せっかくこのような多額な金を投資しながらりっぱな建物を建てるということはたいへんけっこうなことだと、このように思っておるわけでございます。しかしながら収容するこの教室についてでございますが建ぺい率の件もあつたんではなからうかと思ひますけれどももう少し収容人数を考えもう二、三室どうして建てられなかったかそれをお聞きしたいと思ひます。

○議長（大下 博君） 答弁。教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。この地域の幼児でございますがこれを考える場合に日野市全体ではどういふ方針で幼児を収容しているかということとを私立の幼稚園、それから市立の幼稚園あるいは、保育園、五歳児については希望者は全員就園できるか、こういう形でやっているわけです。したがつてとうてい日野市では四歳児市立の幼稚園では四歳児というものは一応今のところは考えていないわけです。そういう形で考えるとあそこは今二教室、八十名ということで大体事足りるんじゃないか、こういう方向で二教室の幼稚園をお願い

してあるこういうことであります。

○議長（大下 博君） 谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） もうすでに数年前から四歳児の園児を対象にしてもらいたいという要望が久しく出ておるわけでございまして、それらの中でもうすでに四歳児を特別扱いという形で収容をしている事実もあるわけでございます。それにつきましてここだけどうしてこのような縮小したものでやられるのかそれをお聞きしたかったわけでございますがその点どうでしょうか。

○議長（大下 博君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。さっきも申しましたように五歳児というのが日野市の今の力では収容し得る範囲じゃないか、こういうふうにお考えしております。なるほど市立の幼稚園にも四歳児が入っておりますけれども、これはあくまでも例外でございましてたまたま五歳児だけではそれに満たないものですから教室の余った所を四歳児を入れているということでございます。四歳児も同時に収容するという基本姿勢は出していなくてそういう点から考えてあそこの場合は五歳児八十名ということで十分なんじゃないか、今後四歳児も入れるかどうかということに關しましては、これは幼稚園の今後の日野市の課題として考えなければならぬ問題だと思ひますが、國の方針などと併に合せて考えていかなければならない

というふうに考えております。市の今の力からいくと一挙に四歳児というものまでも市で収容していくということになりますと私立幼稚園とかかわりがございまして、今までその協力して日野市の教育というものを考えてきたその点の調整なんというものを十分考えていかないと一挙に四歳児を入れるという形で幼稚園を増設していくことにはかなり今の段階には問題があるというふうに考えております。いろいろまた御批判をいただけると思いますけれども基本的にはそう考えて幼稚園の教育を進めてまいりたいと思います。

○議長（大下 博君） 谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） よくわかりました。しかし最近要望も非常に強いわけでございますので国ないし都にも働きを十分行なって四歳児の収容も可能な中で、これらの施設を拡充していくことを望ましい、これらを要望して終わります。

○議長（大下 博君） 次に林 重義君。

○九番（林 重義君） 私はこの二機に該当するかしれませんが、公団との問題になります。これは当初公団とかその他団地を作る場合には公団なり団地なりの市との協議書があると思います。そういう時点でこういうふうな問題が含まれておったのかそういう点一点ですね、さきほどもこれにつきましてはさきほど予算が窮地と言いますか予算の運営上の問題で一応公団との契約をもったんだという御説明のようですけれど

もその後についてもそういうようなことでもって公団に事実を申し入れできるのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田真美男君） 私といたしましては、この公

団その他一つの規模を持った団地につきましてはその施行を行う団体が一つの地域社会ができるわけですから当然必要なものはみな一つのセットとして用意をしていただく、学校だけにとが終ったということじゃなくて幼稚園、保育園も当然その地域計画の中に作っていただきたいという考え方を基本的に持っております。そこで高橋、百草の方面の場合にはそれらそろっていませんでした。特に公団にもお願いをいたしまして用地について御心配をいただくとか、あるいは建築について御心配をいただくとか、そういうことでようやく小規模ながら整えることができた、こういうふうな思っておるわけでございまして、これからのそういう考えで一つ大きい団地等ができる場合にはそれらをすべてそろえて地域社会に必要なものは整えていただくということでもまいりたいこう思っております。それから財政上のことにつきまして云々ということでございますが、このことは特に財政問題をぬきにして考えることはできませんけれども、本来公団にやっていただくのが当然と言いましうか順序である、こういうふうな考えも持ったわけでございます。

○議長（大下 博君） 林 重義君。

○九番（林 重義君） 今、私の質問に対して市長がい

ろいろ確かに市長の言われるとおりだと思っておりますが、当初に公団その他団地ができる場合との協定上の問題があると思っております。そういうふうなわくのうちに今度の事業が含まれてたのか、それとも市がお願いに上ってそういうふうな問題が計画したのか、ちょっとその点が御説明がたないようなんですが。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） お答えいたします。

今の御質問は百草団地を一つの例に取りますならば、百草団地ができる当初の時にその協定がなされていたのではないだろうかという御質問かと思うんですが、当初の団地の造成にあたりましてもちろん協定をいたしております。ところが当初は公団側とすれば、たとえば学校にしますならば○・四五すなわち文部省の定める○・四五ではなくて○・三ぐらいで押えまして、そしてだんだんと人口増と言いますかそういうものに従がいます。そしてその時点で負担をいたしますということになっております。したがって当初から今のここに議案としてお願いをいたしておりますものが含まれております。当初は確か○・三の子供の数で学校の面積を割り出したと思っております。

○議長（大下 博君） 林 重義君。

○九番（林 重義君） そうしますと、これは一%の結果によってこういうような事情が後から市が申し入れをした時

には公団が受け入れてくれたという解釈をしてよろしいですか。そういうことですか。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） はいそのとおりでございます。いわゆるさきほど申し上げましたように五省協定に基づきます建て替えをお願いをしたということでございます。

○議長（大下 博君） よろしいですか。それでは次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 契約書のことを聞いていいで

しょうか。この公団との当初の契約の第十三条ですが小学校の幼稚園のあるわけですが、その中に公租公課を乙が負担するということになっておりますが公租公課があったかどうかその点について契約の十三条。

○議長（大下 博君） 答弁。

○管財課長（伊藤正吉君） 第十三条の公租公課でございしますが、これはこの様式自体が一応公団で基準化したものでございます。ですからあらゆる契約にこれが適応されますのでこの場合も一応基準の契約のつとりましたので公租公課というのは市の方では関係ないわけでございます。これは一応ポビラーな形でここに何と言いますか公団と契約書の基準にこういうのが全部載っているわけでございます。それを市の方に契約する場合には肩代わりして載ってきたということで特に公租公



課ということについてはございません。

○議長（大下 博君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） やっぱこの困るけど承知で入っていたのか、それともあったからやったのかどっち、何とかなるというふうなことで、契約の中に入れなくてもいいと思うんですけどもその点どうですか。

○議長（大下 博君） 管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君） 一応普通の形では私どもの方ではこの時点につきましても、ほかの面でもいろいろあったんですけれどもそういう形で公団の方に申し入れましたところ一応これは基準案の契約書であるからそのまま使わしてほしという強い要望もございましたし公租公課ということもございませんので一応そのまま出した、こういうことでございます。

○議長（大下 博君） よろしいですか。高橋通夫君引き続きいて。

○十九番（高橋通夫君） 私は無関係なものはカットするように。

○議長（大下 博君） 次、三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 契約の問題も入っているようですから最初契約月日ですが、これは確定契約と暫定契約の二とおりの契約があると思うんですがどういような処理をされたかその点を一つ伺います。

それから契約の内容に入りまして、さきほど高橋議員からも質問があったようですが、私は一応読んで十三条の点につきましては公租公課というのは市の方のまだ地上権を移していない間はまだ公団のものでございますので保有者でございますからね固定資産税は公団で持っと、ただし市がそれを負担するというふうに解釈したわけなんです何かほかの考を当市で持っているかどうか、あるいは市で使っていくものだから税金は免除するということふうな意向でそれを言われたのかどうかその点を一つ。ここに契約の四条に「甲は、第二条第二項の規定により、乙から補助起債相当額の支払いを受けたときは」とこう書いてあるんですが「補助起債相当額の支払い」というものはですね、どこからというふうに入ってきて、どういうふうに払うんだかね、また金額は幾らくらいだか、その点をお伺いしたいと思います。それからここに賃貸料の問題が書いてありますが、賃貸料の問題は支払い負担行為の問題にからんで、果たしてこの契約が何かほかの財政上の措置をしないで有効的に使えるかどうかですね、その点を御説明願いたいかように思います。以上。

○議長（大下 博君） 答弁。管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君） まず最初に契約月日のことでございますが、これは八月十五日に専決をしましてこの契約によりまして一応公団の負担分が百草台小学校につきましては一億八千九百九十八万三千三百二十円を公団で負担しますとい

それから小学校の建築につきまして最近超過負担の問題というのがこれはもうずっと以前から懸がれている問題でございますが、文部省の規約とか規格とかございまして小学校にはこういうものと、こういうもののしろというひとつの一定規格があるんじゃないかと私判断するわけですが、その文部省の規格と今回作る小学校の実地の条項と何か違う所があったら言っていたきたいという考えるわけです。それから金額の問題でさきほど提案理由の説明の時に市長が第六幼稚園とか小学校の時に説明した金額が何かたすところか余り一致しないんですね。たとえば取得価格よりも合わないような気がするんですが、私の聞き違いかどうかわかりませんが、たとえば六幼の場合には市長は五千四百七十万円と建築費が六百七十万と言われましたがたすと六千四百四十万ですか、ということになるんですけどか合う所がないわけなんでもう一回御説明願いたいと思います。

それからその次が債務負担行為のところに補正前として金額が載っている小学校の場合には一億九千四百三十九万九千円、第六幼稚園の場合には六千三百二十二万二千円となっておりますが補正後はそのプラス不足分だということでございますが、この契約金額とは若干違う、限度額ということで取ったかわかりませんが、すでにこの契約を提示されて金額もわかっていてそして補正するならばこの限度額というのは限度額じゃなくはつきりわかった金額でされたかどうかそこいらの点をお示し願いたい。

うそういう財源の裏付けができるわけでございます。それで財源の裏付けができますので実際に工事の発注が可能なのでございます。公団と私どもで委託契約を結びまして工事の発注、認可、工事管理については市でやってよろしいという委託契約を結びますと私どもの方の契約書に入ってますので一応公団との譲渡契約の中で、一応この議案については譲渡契約だけの内容を御説明すればよろしいんですけども、そのあとに専決したあとに、九月二日に実際に工事を発注いたしました関係で、一応その経過を、百草台小学校につきましては本体工事については、勝村がすでに工事を落札しております。それから電気工事については、一応浜坂電機が落札しているという形でございますので一応内容は二本に答えるような感じがするわけです。ですから、あくまでもこの工事につきましては事後の問題とお考えになってよろしいかと思いますが、そういうことで一応に譲渡契約と同時に工事のほうも並行して進めました関係でちょっとお分かりにくかったかと思いますが、内容は以上でございます。それから公団負担分の平米当りの単価でございますが十一万円でございます。私どものほうで実際に工事でございますが、百草台小学校の増築工事と電気設備工事を平米当りに逆算しまして、一応やりますと十二万円ということ、差し引き一万円の市の持出金があるということになります。それから一応、それは第六小学校のほうですがあと幼稚園につき



まして、一応、公団のほうは十一万円でございますけれども、私どものほうでさきほど申し上げました青木建設と伊藤電機が工事を請負っているのでありますが、それを平米当りになおしますと、十三万円ということで差し引き二万円の平米当りの持ち出し、そういう計算になるわけです。それでまた前にもどるかともわかりませんが、一応この譲渡契約を結びまして、現在、概算で契約をしてるわけです。それで、これが工事が終わりますと、一応額が確定しますので、その時点でまた譲渡の確定契約を結ぶわけでありまして、そこでまた改めて議案として御提案申し上げて、そして認めていただく、そういう形になります。以上です。

○議長（大下 博君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

それでは私のほうからあとの点について御説明をさせていただきます。御質問のさきほど御審議をいただきました六幼、並びに百草台小学校の債務負担金の金額と、それから譲渡契約に掲げている金額との相違があるように思うことが一つ御質問かと思えます。今、管財課長から御説明申し上げましたように、公団の基準単価に伴いまして、一応、八月十五日ではじいた数字が譲渡契約にのせてある金額でございます。さきほど御審議いただきましたものは、それを基準としまして二十年間、あるいは十七年間の六分五厘の相当額を足したものが、さきほど御審議いただき

ました二億とそれから八千万の数字になるわけでございます。ただし今も管財課長申し上げましたように、確定契約に伴いまして若干の変化があることを御了解いただきたいと思います。第三点の御質問金額問題は、そのようにお答えをさせていただきます。第四点の問題にも触れると思

うわけでございます。

それから第五点の御質問は、補助金並びに起債がどこから入ってきてどうするのかという御質問でございます。これは公団のほうで立て替えをさせまして、百草台小学校並びに六幼の建設をいたさせます。それを市が買い取るわけでございますが、当然、その時点では国庫補助、人口急増でございますから三分の二、それから起債相当額も当然、大蔵のほうの起債許可をいただきます。その補助金と起債許可額をいただきました数値の合計額がそれをいただいた時点で公団に一括いわゆる納入いたしますということなんでございます。あとの残りの部分については、二十年並びに十七年間で償還をいたしますということになるわけでございます。ただし六幼につきましても、百草台につきましても、五十年度補助にはちょっと無理かと思えます。したがっていまして三年すえ置きという規定がございますから、その三年間のうちに今申し上げましたような補助申請をいたすわけでございます。ですからあるいは一年の時点で補助金、起債相当額がつくかもしれません。一番長くて三年ということにな

るわけでございます。そのついた時点で公団にその部分に相当する額は返納をいたします。そういうことになっておるわけでございます。それでその間は、いわゆる賃貸料ということになって処理をいたすわけでございます。いわゆる家賃を払うという形になるわけでございます。そういうことで、五点の問題は御了解を賜りたいと思うのでございます。あとは第二点の問題につきましては、ひとつ教育委員会のほうで答えられたらお願いします。

○議長（大下 博君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

百草台におけるその格差について、その面積差というようなものが、どの程度文部省とあるかということについて今まだ十分私自身が頭にないんですが、もし必要ならば調べて早速いたしますけれども、それから単価差のほうでございすけれども、これにつきましては、確か文部省は一平米当りが八・九万円、八万九千円、これ少し上がってそういうことですが、しかしこれでは実際に建設するものに對しては、かなりまだ差があるという状況と考えております。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

何といいますが、面積差と

いうか単価差、この二つに比べられるかどうかよく分かりませんが、要するに小学校を建設する場合には、こういうふうなものでございだと、これは面積率の問題だと思うんですが、廊下は

どうで柱はどうなんだ、というふうな問題が私、国のほうから指示された、あるいはいわゆる国の補助規定に基づいてのものとの基準があるんじゃないかと思つて、それと百草台の今度の造るやつと、どのくらいの開きがあるかということを知りたいわけですよ。ですから例えば廊下は六尺でということになってますが、十尺にしましたとか、何メートルにしましたとか、そういうふうな問題がいろいろあるんじゃないか。例えばコンクリートの厚さは一応三〇センチというのを四五センチにしたとか耐久力の問題とかいろいろその他あると思うんですが、建築構造の問題でね。それが規格よりもよいものが、どういうふうになっているか。というのは、金額が高いからなんです。一応、文部省の基準でいけば、東京都は三十二万くらいだと私は推定してるわけです。三・三平米ね。それが四十万くらいしかかってるわけですよ。その差が何か気に入らないというわけじゃないけれども、おかしいというわけで私聞いてるわけです。大体、今まで多摩平の公団、あるいはその他の公団等のやり取りを見ていますと何となく建築資金が高いというのが現状なんです。いわゆる向こうで勝手に決められちゃって、こっちが引き受けて高いものを買ってやる。要するに売り手市場のような関係で、向こうが入札等も日野のように、あるいは地方自治体のように厳密な入札のし方の中でやってるかどうか疑われるような、非常に高い値段で落札される、そういうもの

を市がかぶっているような気が今まで随分したので、ここで改めてまた再度そういうことのないようにというわけで聞いてるわけです。したがって、これも総務委員会付託ということでございますので、そういう点につきましては単価の問題、落札価格の問題、いわゆる契約価格の問題等につきましては、相当専門的に単価の割り出し、その他積算の基準等を十分勘案の中で総務委員会で検討していただきたい、かように思うわけですが、家賃の問題なんです、前もそうなんです、家賃を取る必要がないんじゃないかと思うんですね。別にかかってないですね。公団は何もあと……。利息は政府から借りる資金の利息を六・五なら六・五取ってると。そうするとまた家賃を利息相当分取ってやるわけですね。ちょうど利息相当分だと思ふんですよ。要するに建築資金の六・五だから、利息相当分ですよ。利息を早く市で取れば起債とか補助金もらえば別に問題ないんですが、場合によってどうなるか分かりませんが、少なくともその間、たとえ一年でも二年でも三年でも利息の二重払いをするということを家賃に転嫁される必要ないと私判断するわけです。したがってこの契約については、家賃の点は十分検討する必要があるとかように考えます。その点お答えがあれば承りたい。なければ意見として委員会のほうで十分検討していただきたい、かように思います。

○議長（大下 博君） 答弁あります。なければ委員

なお詳細につきましては、担当部長をして説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） 議案第六三号の補正

予算につきまして御説明をさせていただきます。ただいま提案理由の中にございましたように、今回の補正は歳入歳出それぞれ三千五十九万九千円、予算総額を百二十億八千四百五十九万九千円と定めた次第でございます。その内容といたしましては、さきほどの御審議で若干触れて申し上げましたけれども、今回の補正は百草台の保育園の建設に伴います補正でございます。この不足でございます。

まず説明書から説明をさせていただきますと、歳入におきまして三千五十九万九千円の都の補助金の減額補正でございます。これは当初予算におきまして、この数値の補助金を見込みましたけれども五十年年度の都の補助といたしましては見込みが立ちませんので、ここで減額補正をいたしたわけでございます。これが歳入でございます。

歳入におきましては、二千七百三十万円の減額をいたしました。御承知のとおり当初予算におきましては、九千七百八十万円の保育園の建設工事請負費を計上いたしておきました。さきほど申し上げましたように、公団の建て替え費用を使いたいと

会で十分やっていただきたいと思います。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六一号、日野市立百草台小学校増築施設取得専決処分の報告承認、議案第六二号、日野市立第六幼稚園（仮称）施設取得専決処分の報告承認の件は、総務委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六三号、昭和五十年年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第六三号につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。本議案は、昭和五十年年度日野市一般会計補正予算第三号であります。補正額は歳入歳出予算総額をそれぞれ三千五十九万九千円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ百二十億八千四百五十九万九千円といたしました。

理由の主なもの、百草台保育園（仮称）の新築工事に伴う都補助金の変更及び債務負担行為補正等によるものであります。

いうことで、さきほどちょっと御説明申し上げましたけれどもその公団の建て替え費用を使います関係で、工事請負費におきまして、七千四十万円の減額でございます。それから公有財産の購入費では四千三百十万円の追加でございます。この四千三百十万円は何かと言いますと、国、都の補助金とそれから起債の額でございます。百草台保育園につきましては、五十年年度の補助と五十年年度の起債という見込みを立ててございます。したがって五十年年度会計でこの補助金、起債相当額が市財政に入りますので、入った時点ですぐ公団に公有財産購入費という形で納めてまいります。あとの残りが十七年の償還になるわけでございます。この十七年間の償還につきましては、議案書のほうにございます五十年から七十年までの五千七百五十二万八千円の債務負担行為の補正をお認めいただきたいというお願いでございます。残余の金額を三百二十九万九千円不足いたします。これを予備費の減額をいたしたわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） これはあれですか。都の補助金が当初五千八百八十二万七千四百円、予定したというわけでしょう。いいですか。そうでしょう。それを何ていうか、補正額では三千五十九万九千円にしたということなんでしょう。そ

うなると補助金が減ったということですね。そうなると都の財政事情でおそろくなったと思うんですけども、今後これだけの額がこないんですね、現実には。こういうふうに解釈していいですね。そのために公団の長期のものに切り替えていくと、やはり借金をふやしていくという考え方に切り替えたと解釈してよろしいですか。さもないと当初ではまたたとえば、来年なら来年、またくるんだということなんです、どうなんですか。そのへんをお答え願いたいと思います。

○議長（大下 博君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

私のほうから御説明申し上げたいと思います。予算のほうは、当初予算のほうは企画と私のほうで組んだわけでございますが、当初組む判断におきまして多少過剰に組んだ面もあるようでございます。それから大きく変わりましたのは従来東京都は昨年の四十九年度の国の平米当たりの補助基準単価は七万七千六百円でございました。これに対して摂津訴訟というふうな例にありますように半分以上でございまして。それで東京都は七万七千六百円に上乗せして、国の補助額に上乗せして高い基縮額で東京都の補助金を出してやったわけでございます。これが昨年までの事実でございます。五十年代からは国の定める一つのルールというもののに基づいてやっていくんだというふうな事情変更もございまして、財政事情の変更もございまして、国の五十年代の単価は平米当たり

八万四千二百円になりました。去年までですとこれに上乗せして東京都

の補助金もくるわけでございますけれども、さつき申し上げました原則上、国の基準単価でいくんだと国の基準単価も七万七千六百円から約七千円程度アップして八万四千二百円になったと、それで東京都は国以上の基準単価は要するに補助金の算入の基礎にしないということ、そういう面からもこの三千万からの補助金というのが六月の時点で今年の六月の時点で東京都は骨格予算の見直しをしたわけですね。その時に明瞭になりました、そういう事情で今回当初予算に見込んだものがさきほど企画部長のほうから見込めなくなったという説明をしておるわけでございますがそういう事情で財政事情が変更しましたのでこういう減額になった、こういうことでございます。

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

福祉部長が非常に親切に、ぼくが先に聞きたいところまで言ってくれていますが、自分は当初予算に五千何百万補助金を予定して、少なくとも百草台の保育園の問題はかなり論議がなされて、しかも条件整備という問題も出ている問題で、あえて私は聞いています、おそらく補助金が付いたんですねということで私は六月議会に聞いた、この額を付いたということをおそらく民生部長は答えているんじゃないかと、その時点になって、いや都は今までは東京都はよけい出していたけれども、今度は国の基準額を減らし

たんだという意味のことが自分は分からなくて、少なくとも当初予算で組んである額が入ってくるんじゃないかと、この予算

三月の時点では市でもたいへんな財政負担を、いわゆる借金を公団に出してもらうにしても財政負担になってくるわけですね、将来。そういう点でぼくはあまりにも市が見込み違いというのか、基本方針は変えたんだからやむを得ないとしてもちょっと私は都のいわゆる福祉重点という考え方がいいければ、こういう保育行政というのは美濃部都政というのは最重点に置くにしているんですが、その点の何か市長会あたりで市長は何かもとの基準額を出せというようなことをしたかどうか、市長に聞きたいと思います。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

この間の事業に私もかなり注意をしておったわけなんです、やむを得なくこういう状況になったということでありまして、それから事業は執行しなければなりませんし、幸いに公団債という私が最初に林議員の質問にお答えしたような考え方もありまして、一部につきましては切り替えた。それから東京都に對しましての補助金の要請は今後の課題としても続けてやらなければならない、こういうふう

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

自分は確認という意味で現時

点では当初予定した額のあれは出ないという見通しなんです、少なくとも今年なり来年度、たとえば今年少なかった分だけは都がふやしてくれるという見通しは立たないということですか。

○議長（大下 博君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

国のほうから四十九年度単価によって日野市に交付するという交付決定はきております。

これは国でございまして。それが五十年単価に最終的には訂正されまして大体暖房費を含めまして東京都、国を合わせて、七月の議会でも答弁申し上げているんですけども、国の補助金が大體決まったということを答弁しておるわけでございますが、大體三千五百万程度は五十年単価でくる見通ししております。ですから東京都の分は暖房費とか、多少のものは見込んでくれるようにございまして、さつき言いました基準単価の上乗せという大きなものは期待できない、そういうことでございます。

○議長（大下 博君）

よろしいですか。（「はい」と

呼ぶ者あり）それでは次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

今、石坂議員がしたような大體同じような形ですけれども、たしか私も六月だと思ふんですけども都の補助金の問題についていろいろ保育園もそうですけれどもそういうことで確認というのか何ていうか、そういう

形で質問した場合に、特に保育園の問題については福祉行政推進という都知事のあるありますので、この点についての補助金はきわめて楽観というか、理事者側において楽観的なように回答を得ているわけです。それで三月も経ったらこういうふうには減らして行くという財政というか、そういうものの考え方。

さきほども同じようなことを質問したかもしれませんが、非常に楽観というか、見方が甘いというのか、どうもさきほど来からの考えでそういうふうにとれる。これは保育園の問題だけじゃなくて土木あるいは教育等についてもずいぶんと、これは九月定例会でもいわゆるこれだけの三千万からのやはり減額をしなければならぬということは、私どもは前から都の、三月はもちろん骨格予算でございすけれども、六月の補正についてきわめて非常に東京都としてもシビアであるというようなことをわれわれ議員なりにやはり憂慮し、心配しながら聞いたわけですが、さきほど申し上げたとおり、補助金については楽観という態度をとられております。そのへんについてこれからの財政運営について問題がありそうな気がするもので、なぜもう少しシビアのものの検討をした形で予算編成をされていかなかったのか、非常に残念だなというふうな気持ちもあります。今後この種のやはり都の補助財源のマイナスということはまた考えられるんじゃないかというふうに考えます。そのへんについての予算編成時における都の補助予算についての、今さ

らこれをいってもはじまらないことでありますけれども、その態度についてもひとつ伺いしておきたい。こういうふうに考えます。取り組み方。

○議長（大下 博君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

たいへん私どものお

しかりを受けたような感じをいたしますが、実は御指摘のとおりだと思います。ただ五十年度の予算の編成につきましては、私のほうの取り組みは十一月十二月ごろの時点から作業を進めております。その時点ではこの程度の予算は見込めるだろうという姿勢で取り組んでおりました。今、福祉部長が申しましたように若干企画のほうの職員と福祉のほうの職員との若干の意見の相違といいますが、考え方の相違があったわけでございます。それは率直に認めますが、決して甘い考え方で取り組んだわけではございませんけれども、いずれにしても東京都の予算がかなり五十年度においてはきびしくなっているということとで、十一月十二月の時点ではそれほど、甘かったといえませんが、もしかかもしれませんけれども、その時点ではそこまで考えなかったということでございます。十分御指摘の点は今後気を付けていきたいと思っております。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

私はこういう予算編成の、いわゆる十一月十二月にさかのぼってどうこう言っているわけ

ではございせんけれども、たぶん六月だと思ひますけれども、東京都の補助金の推移について質問した時には非常に楽観的だったと、こういう言い方をしているわけです。ですから十一月にかける時には甘かったというんじゃないかと、私の六月の質問の時だと思ひますけれども、そういう時には非常に楽観していたということについて少し甘いという言い方をしているわけですね。さきほど石坂議員も言われましたけれども、市長としてはやはり事業を推進する上に非常に問題だと思ひますが、東京都に具体的なアクションとしてどういうことを予算化というか、そういうことで具体的なアクションをどうとられたのかお聞かせいただければこの際、非常に幸いです。それから市長はさきほどこれからの努力をするということで、今までそういうことが分かっていわゆる六月以降そういうことが分かってからどう

いうふうな東京都の補助金をどうしているのか、それもひとつ伺ひたい。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

東京都が保育園の補助金等につきまして、財政のきびしいのは東京都もわが市も共通するものがあるわけですが、本来国が負担をされる区分が二分の一と決まっているわけですから、それまでは多少東京都はその実態の中である程度の都道府県としての負担があったと、しかしやはり国にまずそういう基準に基づいた補助体制を確立していた

らくということが順序だということも一理あるというふうに思うわけでありまして、東京都が保育園に対します、たしか二十何園か今年あるというふうにお聞きしておりますけれども、日野市もその補助対象になつておるといふふうには承知しておりますので、金額についてもそれがこれから実施されるわけでありまして、金額についても額をふやしていただくということについての努力をする余地があるんじゃないかと、また努力をしなければならぬと、こう思つておるわけでありまして。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

市長のこれからの心構えは十分分かるんですが、六月以降決められた時点から今日まで、そういう具体的な、東京都の話は分からないんですが、かけ合いとか、交渉とか、そういうことをなされたのかどうかということをお聞かせいただけます。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

役所を挙げて努力しているということはいまでもございせん。私が行ってだれそれとかかけ合ったかということではなくて、日野市として行なつておるということでありまして、そういうふうな御理解をいただき

○議長（大下 博君）

次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

石坂議員、杉山議員と大体同じことですが、美濃部知事が福祉行政を看板に掲げ、森田市



長が福祉優先を叫んでいたわけですが、そうした間にあって今回これだけの減額をしたということは、森田市長の都に対する運動が甘くはなかったかというふうに考えられますが、その点。今、杉山議員から質問があった時にも、市としてやったということは市のほかの職員がいったと思いますが、やはり市長として相当お百度参りをしなければならなかったと思いますが、そうした市長の何か、どうだったか。

○議長（大下 博君）

答弁。助役。

○助役（前川恒雄君）

さきほど福祉部長がお答えしましたように、この減額につきましては今まで都が国の基準のいわゆる単価差を補う意味で出していた補助金でございます。それを国の基準が上がりましたし、都の財政事情もからんでいると思いますが、その部分を出さなくなった、こういうことでございます。それでももちろんこれは日野市だけのことでございせん。東京都全体のことでございますので、日野市だけがこういうことになったということではなくて、東京都全体が一つの基準を今までと変更したと、こういうことでございます。そういう意味ではもちろん東京都全体として都に今までと同じような基準でやってほしいということはいっているわけでございますが、日野市だけが相当するということではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

そういうこともかもしれないけれども、それでは市長が忙がしかったというから助役は何回いったか。（笑声）「それは必要だぞ」「答えてやれよ」と呼ぶ者あり。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

さきほどの市長の答弁と同じでございますが、つまり私どもとしては市長会等でこれに限らず土木その他、大幅な補助金の減がございました。そういう点につきましては再三市長会として行なっているわけでございます。さきほども言いますように、都もたぶん日野市だとか、ある市をねらい撃ちしてどうこうというわけではございません。全体の中で一定の基準を決めてやっていることでございまして、その点を何度いったのかということではなくて御理解いただきたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

さらに一そう要望しまして終わります。

○議長（大下 博君）

次に正国大治君。

○四番（正国大治君）

ちよと予算からんで百草台保育園の件でお聞きしたいんですけれども、だいぶ請願、陳情が出されて問題となった案件なんでございますけれども、その

後の交渉経過はどうなっているか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

お答え申し上げます。六月

の定例会が七月まで入り込んだわけでございますが、その六月議会の終わりに市長、助役それから私どもとで向こうの請願されている方とお会いしましてだいぶお話をしました。その後、八月の九日、十日と公団の集会所に参りまして、八月の九日は分譲地の財産管理組合の役員の方と、それから十日は三角地に保育園というものを建てないでほしいと、土地を替えてほしいという請願をされている方々十四名の方とお会いしました。それで市のほうで保育園の設計がほぼ完成しましたのでその設計図の説明に参上したわけでございます。六百六十六平米。それで全部防音にしました。それから二階にしますと高層住宅にいつそう近くなりますので、全部平屋建てと、それから西側に廊下を付ける。それから北側のほうには廊下と管理部門を集中しまして防音の効果を上げるような構造にしたわけでございます。そういう説明をしたわけでございます。説明の中からやはり設計等を見た上でやはり十四名の方がいろいろ条件があるというふうな形態に変わってまいりました。それで九月の初めでございますけれどもここに要望書が来ております。要望関係としましては公団の切り土をしましたのり面がございします。あそこ

○議長（大下 博君）

よろしいですか。正国大治君。

○四番（正国大治君）

今の御説明で大体わかりましたけれども、一応絶対反対という態度が崩れて保育園を建てるのは認めるということで、いろいろな条件を出して来たんだと思

います。その条件について市の方はどう考えられているのか、今後検討されるということなのか、それともそういう条件については大体のみ込んでいこうじゃないかということなのかその点について。

○議長（大下 博君） 答弁。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） ここにいただいたばかりでまだ一者とも私の方御相談しておらないわけでございます。今日までのくみ上げて要望書が参っておりますので市の方としてもできる限り誠心誠意対応してまいりたいという気持で担当部としてはしてきたわけでございます。理事者と相談の上で早急に交渉に入りたいと思っております。

○議長（大下 博君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第六三三号、昭和五十年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六四号、日野市立日野第一中学校増築工事請

○総務部長（松村清栄君） 六四号の工事は鉄筋コンク

リートの三階建て床面積が三六一・八平米、付設の内容といたしましては普通教室三、会議室二、それから教材室一、等でございます。付帯工事については給排水、衛生設備、浄化槽新設工事でございます。業者の指名についてはCクラスでございますのでCクラスの業者を中心に選定いたしまして入札の調書のとおりでございます。

それから六五号でございますが、本工事は鉄筋コンクリート三階建て床面積は七〇・七八平米、施設の内容といたしましては普通教室四、特別教室（美術室、準備室）各一、教材室三、機材室一、便所、昇降口等でございます。機材室付設工事としては給排水、衛生設備工事、業者の指名にあたりましてはCクラスでございますのでCクラス中心に選定いたしました。電気設備工事については別途発注してございます。なおこの工事には防音の併行工事が追加される予定でございますのでこの併行工事については年度内完成であります。本工事は債務負担行為でございます。入札の結果については別添の入札表のとおりでございます。以上でございます。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 一点お伺いします。第一中学校におきましては日野の業者が四社あるわけですが、今の

自契約の締結、議案第六五号、日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第六四号につきまして提案理由の説明を申し上げます。この議案は日野第一中学校の不正常な授業を解消するために増築工事を進行しようとするものであります。八月十四日指名八社により競争入札をした結果、中島建設株式会社が六千九百九十九万円で落札いたしましたのでこの会社と請負契約を締結いたしたく本議案を提案するものであります。次の第六五号議案も日野市第二中学校の不正常な授業を解消するために増築工事を施行しようとするものであります。八月十四日指名八社により競争入札をした結果中村建設株式会社が七千五百万円で落札をいたしました。この会社と請負契約を締結いたしたくこの議案を提案する次第であります。この二つの議案につきまして詳細につきましては担当部長から説明をいたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君） 関係部長から詳細説明を求めます。

お話の中で第二中学校につきましてもCクラスということで当然このクラスの方々が入るんではなからうかと思うわけです。先般の一般質問の中でもどなたか議員さんが日野の業者を何と言いますか、入れるべきだろうというふうな発言もあったわけですが、私もそれにつきましてはそういうことを考えております。したがって第二中学校に日野の業者が入らなかったというふうな理由について御答弁願いたいと思います。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 確かに市自体といたしましては、市内の業者を育成するところということで私どもは全力を尽しておるわけでございますが、たまたま同じCクラスの工事でございます。これを半々におそらく私どもはしたいと思っておるわけです。たとえば一中、二中とも日野のCクラスの業者を半々に、しかしこれは実際には、たとえば他の立川、八王子の業者と日野市の業者と半々にしますとおそらく他の業者に落ちましてしまうだろう、こういうことからなるだけ日野の業者に落ち札するような方法の一つの工事そのものを日野の業者だけに指名したほうが確実であろう、こういうような見解から一中においては日野の業者、まあ一社だけ他の業者が入っておりますが全部日野の業者をという、いったん指名しますと同じ日でございますから二中の業者の指名というのはいけません。ダブってすることはできない。そういうことで私どもとしては一

中は日野の業者でやる、それから二中は日野の業者を指名することはできませんのでCクラスですから他の業者に指名する、こういうことでございます。確実な日野の業者に落札する方法としてはこの方法しかなかったこういうことです。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） そのほか一中の場合には四社日野の業者があるわけです。そのCクラスのほかに日野の業者がどういふところがあるか説明して下さい。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） ここに掲げてありますのが全部Cクラスです。第一中の。（「ほかにもあるだろうか」と呼ぶ者あり）東京建設が一つございますがこれがあそこの今の市営住宅をやっておりますのでこれは除外します。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 五社しかないということですね。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） そうです。

○議長（大下 博君） よろしいですね。次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 工期のことでございますが、一中についてこれは今、市長は五十一年三月十日ということになっておりますが、二中については五月の十五日ということに

と判断するんですけどもその点についての理由の御説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（大下 博君） 管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君） 第二中学校につきましては建築工事がほとんどでございますけど、第一中学校につきましては浄化槽工事、これが非常に面積が入りませんけれども非常に設備工事でございますのでお金がたくさんかかるわけでございます。確か私の記憶があればしたら確か六、四ぐらいの割合じゃなかったかと思ひます。本体が六の浄化槽工事が四という割合じゃなかったかと思ひます。そういう点で坪当たりの単価としましては割高になるということでありまふ。

○議長（大下 博君） よろしいですか。それでは次に林 重義君。

○九番（林 重義君） 私は、落札の件なんですがね、第一中学校の入札の問題ですけれど、都の入札を見ましても三回、四回という落札経過があるわけですけれども、この場合一回で落ちてゐるということですからこれは落札価格がマッチしたかと思うんですけども、多分一回で落ちてゐるということなのかそういうふうなことなんで、別に単価の関係でたと言つて第一中と第二中の価格は高いと思うんですけどもちょっと幼稚な質問なんですけれども一点。

○議長（大下 博君） 総務部長。

なっておりますが、これは三月三十一日ぐらゐまでできなかったかどうか、もし五月十五日までとなったやむを得ない理由があればその説明を、新学期に間に合つた方がいいと思ひますが。

○議長（大下 博君） 答弁。管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君） さきほど部長から詳細説明を申し上げましたとおり第二中学校につきましては債務負担行為でございます。（「もっと大きい声で」と呼ぶ者あり）五十一年度のやはり補助金等を獲得する以上、五十一年の五月一日現在までに建物ができると資格坪数がなくなつてしまふわけです。ですから五十一年度補助金等を獲得するといふ意味におきましては、やはり五月一日以降に完成しないといけないわけです。そういう意味で五月十五日工期と、それから第一中学校につきましては、本年度の補助金起債工事でございまして一応年度内完成というふうにしてゐるわけです。

○議長（大下 博君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 了解。

○議長（大下 博君） 次に正国大治君。

○四番（正国大治君） 第一中学校増築工事の方なんです、この坪当たりの単価は私が計算したのが間違つていないければ、坪六十何万という金額になると思ひますけれども、私鉄筋コンクリートの何階建かの工事は大体四十万前後じゃないか

○総務部長（松村清栄君） 今回だけではなくして今まで

でも第一回目で落札しておりますのがたくさんございます。たまたまこの場合もマッチしたんだろう、こういうふうな私どもは考へております。

○議長（大下 博君） よろしいですか。それでは次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 終つた。もういいです。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） さきほどの関連ですか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） さきほど滝瀬議員の質問なんです。日が同じだったから日野の業者が入れなかったと言ふんですけども、これ日を違へてはできなかったか、どうか日が同日だったから入札に加われなかったということですが、日を違へて入札のあれができなかったか、できなかった理由とかそういうことも。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 一中の入札が終りました、そして落札者が決まれば当然二中の工事もその指名されたものが指名することもできると思ひます。しかしまたまた起債補助金等の関係もございまして、これにいっしょになつたということから同じ業者は両方の工事に同時に指名参加することができ

ないということからこういうふうな事になったということではないと思います。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 日を違えればできないことではないと思うのだけれど、そういう理由をちょっと……。

（「再度」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 十日間ぐらいずらさなければいけないということになります。

○議長（大下 博君）

よろしいですね。それではこれをもって質疑を終わります。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終わります。おはかりいたします。これをもって議案第六四号、日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結、議案第六五号、日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第六六号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結、議案第六七号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結、議案第六八号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空気

調和設備工事請負契約の締結についての件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」「一括じゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六六号、六七号、六八

号につきましての提案理由の説明をいたします。

六六号につきましては、この議案は、日野市庁舎防音改築工事を施行するものであります。九月一日、指名十二社により競争入札を執行いたしました結果、株式会社大林組が十三億三千五百万円で落札をいたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしましたこの議案を提案するものであります。

六七号につきましては、これは日野市庁舎防音改築電気設備工事を施行するものであります。九月一日、指名十社により競争入札を執行いたしました結果、日本電設工業株式会社が三億六百万円で落札いたしましたのでこの会社と請負契約を締結しようとするものであります。

議案第六八号は、日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事を施行するものであります。九月一日、指名十社により競争入札を執行した結果、富士電機製造株式会社が七億四千九

百万円で落札いたしましたので、この会社と請負契約を締結いたしました。この議案を提案するものであります。以上三件につきましては、詳細については担当部長より説明をいたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）

総務部長。

関係部長から詳細説明を求めます。

○総務部長（松村清栄君）

六六号の議案でございます

が、本工事は鉄筋コンクリート一部鉄筋鉄骨造りで地下一階、

地上六階建てでございます。延面積は本体及び自転車置き場を含めて一二、三〇六・九〇平米でございます。このほか外構

工事として市民広場及び建物周囲の造園、地下外来用駐車場等の一式でございます。各階別の施設の主なものを説明いたします。と、地下一階には車庫、倉庫、書庫、機械室、電気

ロッカーの各室等であります。それから地上一階には事務室のほかに食堂、図書室、身障者用の便所、それから市民ホール、二階に

は執務室のほかに庁内印刷室、それから電話交換室、それから職員休憩室、職員組合の部屋でございます。三階には執務室、

四階には市長室、助役室のほか執務室でございます。それから五階には各行政委員会の執務室のほか、大小の会議室、それ

から六階には議場のほか正副議長室、それから全員協議会室、それから議員控室七室、それから委員会室二、七階には傍聴席、記者席、それから公害測定室等でございます。なおこの工事は

三カ年間にわたる継続工事でございます。昭和五十年年度では全体の四二%、昭和五十一年年度分は四一%、昭和五十二年年度分は一七%、このように予定をいたしております。業者の指名にあたりましては、庁舎建設に適當と思われる十二社を指名委員会で選定いたしました。入札の結果については別添の入札調書のとおりでございます。

それから六七号でございますが、この工事は新庁舎改築工事に伴う設備工事でございます。屋外電気設備、受変電設備、それから非常電源設備、電灯動力幹線設備、動力設備、電灯コンセント設備、照明器具取り付け設備、電話配管設備、弱電設備、火災報知器設備、避雷針設備の諸工事でございます。エレベーターの工事はこれは別途契約でございます。この工事についても三カ年の継続事業でございますが、昭和五十年年度分は全体の一一%、昭和五十一年年度分は四八%、昭和五十二年年度分は四一%、このように予定をいたしております。業者の指名にあたりましては、適當と思われる十社を指名委員会で指名をいたし、別添入札調書のとおりで落札をいたしております。

それから六八号でございますが、本工事は新庁舎改築に伴う設備工事でございます。給排水衛生設備といたしましては、給水設備、排水設備、ガス設備、汚水処理設備、厨房器具設備、給湯設備、衛生器具設備、消火栓設備、池循環ポンプ設備等でございます。空気調和設備工事としては、機械器具並びに付属



設備、ダクト設備、配管設備、換気設備、自動制御設備等でございます。この工事につきましても、三カ年の継続事業でございます。昭和五十年度は全体の一七％、昭和五十一年度は七一％、昭和五十二年度は一二％の予定でございます。適当と思われる十社を指名委員会で選定をいたしまして、別添入札調書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君） 聞くところによりますと、大林組は東北で汚職事件を引き起こしているそうです。そのため東京都市は指名停止をしたそうですが日野市で汚職事件を引き起こした建設会社をなぜ指名に入れたか、御答弁願います。（「くさいぞ、くさいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ただいまの件につきましては、私どもも指名の時に、他の市、あるいは国などの指名などの状況を、これは細かく全部までは調べられませんが、大体調べまして、他でも指名しているということで指名したわけでございます。ただいまの御質問にありました東北地方で汚職事件を引き起こしていることにつきましては、私どももそこまで承知しておりませんでした。しかしこのようなことを：（「失格だ、重要な問題だ、やりなおしだ」と呼ぶ者あり）：このよう

なことをいちいち私ども全国にわたって調べて指名することではできませんので、他のこの近辺でどういうところが指名しているか、というようなことを一応調べまして、これならだいいじょうぶであるというところで指名したわけでございます。

○議長（大下 博君） 滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君） 都は八月十二日に新聞に載った時に建設の事業の入札を施行するはずだったのに、大林組が自発的に入札を辞退したということは、私が察知しました。それにもかかわらず、都が指名からはずしたのにもかかわらず、市が指名をしたということは重大なことだろうというふうに考えます。そして重大だからこそ指名委員会が十八日、助役、市長並びに収入役を交えて指名委員会をしたそうです。重大なことに気がつかなかったのかどうか知りませんが、指名委員会をやる場合に、前代未聞だと思うんです。収入役が入ったということは、それほど慎重にしていながら、大林を指名をするということはもってのほかだ、というふうに私は言いたいのです。（「そのとおり」「徹底的に究明しろよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） さきほどの答弁の繰り返しになるわけでございますが、東京都が停止処分にしたということは、私ども十八日に指名委員会をやりました時には分かっております。私、はたしてこの停止処分なのかどうか、これも調べて

みないと分かりませんが、例えば他の国の機関なり、あるいはこの近隣でいいますとはっきり覚えておりませんが、町田市だったんじゃないかと思いますが、やはり指名しておりますし、そういうふうなことで、これは恐らくそういった私どもは細かなことは知りませんが、だいいじょうぶであるということでは指名したわけでございます。

○議長（大下 博君） 滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君） それではFとKについてお尋ねいたします。先般共産党の板垣君が発言してKは入っておりますが、鴻池組、熊谷組、これはKが頭文字でつづりますが、Fの頭文字がついていないのはどうしてFの会社を入れないのかということをお尋ねいたします。

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 板垣議員の質問につきまして、指名委員会でそのことを考慮したことはございません。全然考慮しておりません。

○議長（大下 博君） 滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君） Fというのは富士工だとかフジタ工業だとか言われる会社なんです。それを入れないのは、無視されたと言われるでしょうけれども、その会社について入らなかった理由を明快に答弁してもらいたいです。

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ある会社を入れなかったというふうにおっしゃるんですけれども、私どももこの十二社を選ぶにあたりまして、業績であるとか、あるいは会社の今までの経歴であるとか、どういうふうな仕事をしているとか、そういったいろんな点で総合的に十一名の委員が協議いたしまして進めていたわけでございます。率直に申しまして、私どもが対象に考えました会社は、それぞれ超一流といってもいいような会社ばかりでございました。そこでそういうところで、そのどれを入れるというような場合に、非常に難しかったわけでございまして、ある審査の点数が違えばそこで変わってくるというようなこともございます。そういったことで個々の会社につきまして、これがなぜ入らなかったというふうなことにつきましては、私どもこの会社をこういう理由で落とすんだ、というような話し合いをして選んだわけじゃございませんので、例えばこの会社を入れよう、こうこうこういう理由でこれがよりベターである、というような形でやっていたわけでございます。

○議長（大下 博君） 滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君） 助役はうそをついているんですね。日野市内で宅造をした業者を指名からはずすということを耳にしているんです。だから私どもは宅造業者は知りませんけれども、宅造した関係の会社は三十億以上の資本金であってもはずしたというふうに聞かれています。それが確かであるかどうか

うかをお答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

市長。

○市長(森田喜美男君)

指名委員会が業者を選定する

際にむろん資本金でありますとか、それから経歴でありますとか、建設省が示すところの数値による実績表もありますので、そういうことで選ばれた、つまり一応リストにあがった会社が三十五ほどあったと記憶しております。三十五だと思えます。そういう中から点数でありますとか、それから実績でありますとか、そういうところで一つの基準を設けて整理されたといいますか、そういうことで当初十二にしようという、つまり十社では少ないであろう、十社以上がいいだろう。したがって十二というふうな数におさまったということでありまして、別段そこに種やしかけがあるわけにありませんし、きちんとした審議の中で決まったということでございますから、そう、その議場でこういう理由でなんということを公表することは適当でない、というふうに思うわけです。(「それはおかしいぞ」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

滝瀬政吉君。

○一番(滝瀬政吉君)

市長が答弁したので、市長にもう一度答弁してもらおうかと思いますが、一昨年、市長は庁舎を建設するについては、全市的に意見を聞く会を開くんだと言

われたんで、何回会合を開いたかお知らせ願います。

○議長(大下 博君)

市長。

○市長(森田喜美男君)

手続的にはなかなか思うよう

にいきませんですけれども、三回ぐらいはやって市民の意見をお伺いする機会を持った、こういうふうに経過いたしております。

○議長(大下 博君)

滝瀬政吉君。

○一番(滝瀬政吉君)

給排水だとか汚水処理する場

合、日野用水へ落とす以外には方法はないと思われますけれども、その処理方法をどうしてどうされるのか、お伺いします。それと同時に日野用水組合との協定というか、締結というか、契約を結んだか結ばないかをお尋ねいたします。

○議長(大下 博君)

市長。

○市長(森田喜美男君)

いわゆる高台地の雨水の排水あるいは雑排水の放流につきましては最大限今日問題になっておるわけですから、雨水排水につきましては下流のほうからきちんとした、つまり、根川の改修等を行なっていくこと。それからいずれは一定の計画ルートであります東町方面に放流の道を開くということ、それらは今後の課題になるわけですから、当面建物を建てるにあたりまして、そのことにつきましては十分配慮すべきであるということを私も部内に指示をいたしております、雨につきましてもなるべく一時に水を流さ

ないために一定面積、一応一万平米ぐらいであろうかと思っておりますが、そういう造成なり建築なりの際には、何ていいますか、雨を一時ためる遊水池、これを造らなければならない、こういうふうに思っております。それから：

○議長(大下 博君)

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認めます。よ

って会議時間を延長することに決定いたしました。答弁続けてください。

○市長(森田喜美男君)

雑排水につきましてもこれは

市が率先をして締め出さなければならぬ立場でもありますから三次処理ないし三次処理に近く近いところまでの処理をしてそしてでき得べくば前に公園があるわけですから、あちらに水を回したり、あるいは処理水を二次的に暖冷房でありますとか、あるいは処理用の水に再利用しましたり、なるべく水をたくさん使わないことにする、そして放流されるものは極力完全な処理を行なって放流をします、そしてその間にも極力利用を考えると、こういうことで雨水排水のルートがきちんと開けるまではたいへん遠慮し、配慮しつつやっていくべきである、こういうふうに設計も考えられております。

○議長(大下 博君)

滝瀬政吉君。

○一番(滝瀬政吉君)

下水道課長がおりますので日野用水組合との契約書を結んだか、結ばないか、お尋ねします。

○議長(大下 博君)

企画財政部長。

○企画財政部長(加藤一男君)

庁舎のそういう問題について担当しておりますのでお答えをしたいと思います。今の御質問の滝瀬議員さんの御質問の庁舎の排水問題について、日野用水と話をしたかということでございますが、話をしております。今、日時はちょっと記憶がないんですが、話をいたしました、用水組合長さん以下役員の方においでをいただきました、いろいろ庁舎の内容説明から移りまして御了解をいただいております。

○議長(大下 博君)

滝瀬政吉君。

○一番(滝瀬政吉君)

純粹な用水組合をいじめちゃだめだよ。私は総務委員だからあした確認します。

○議長(大下 博君)

次に奥住芳雄君。

○三番(奥住芳雄君)

私はこの入札の中で空調関係についてお尋ねしたいと思えます。私の聞いたうわさというか、そういうことによりますればこの空調関係は富士電気が落札されたようでございますが、何か富士電気製造株式会社で今まで空調関係のそういったことにも指名が入ったことがないということでございますが、はたして日野市においてそういう

関係で指名願いが出されていたのかどうか。またなされていたとすればその写しを提出願いたいと思います。それからうわさでございますが三建設備が落札する予定であったところに強引に富士電気が割り込んで落札したと、こういううわさでございますけれども、そういうことが事実であったかどうかお尋ねいたします。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

富士電気製造からは指名参加願いが出ております。もし必要ならば写しを提出してもよろしいかと思ひます。それから指名して、ある社がそういう予定とかこういう予定とかということは私ども一切関知しておりません。指名しただけでございます。そのあとのことは最も安い入札者が落札するのが当然でございますので、そのことについて私どもがどうこうということはございません。

○議長（大下 博君）

奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）

事実がなければ非常に幸いでございますが私の聞いた範囲では何かそういうことでございまして、三建設備が落札する予定になっていたところを天の声で富士電気になったといううわさでございます。そういうことのないように。

○議長（大下 博君）

次に名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

この庁舎建設の仕事は日野

然出てこなければいけないものじゃないかと思いますが、他市を調べてやっているようだからということで戒めを忠実に実行されたのかどうか、そのへんを市長に伺いたいと思います。

さらに総務部長に伺いたいんですが、私が聞くところによると、指名業者の中にS建設というのがございます。前回も仮名でしたから今回も仮名でまいると思います。S建設というのがあります。これは同じ三多摩の武蔵野で七月初旬、いわゆる汚職事件を起こし、現在もちろん武蔵野市の指名業者からはずされております。この日野市の庁舎建設の問題なり、審査なりはやはり七月時点、八月時点、そして九月時点に最終入札という結果になったと思います。他市を調べるといふ助役の御返事ですが、そういう中で清水建設については……（笑声）

（「はっきりしたほうがいいぞ」と呼ぶ者あり）……このへんを伺いたいと思います。部長に伺いたいのはその調査の際にこういういろいろな問題がある指名競争入札をやった結果というものは絶対に動かせないものかどうか。やはり基本的にいろいろの意味で問題があるとなればこのことに絶対にもう業者との契約以前であるから何とかならないのか、なるのか、このへんを伺いたいと思います。あと御返事によって伺いたいと思います。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

おっしゃるとおり市としまし

市として一大事業であることは言うを待たないわけでございます。先般の本会議でも共産党の板垣議員が公正な仕事をするようにということで切々と訴えられました。感銘を持って聞いた一人でございます。今、聞くところによると、大林組が東京都の指名業者を保留になっていると、ところがその時点では十一名いる指名委員会が何も知らなかったと、よそもやっているようだからうちもやっとなと、こういう御返事を聞いて非常に板垣さん以上に私は残念な気持ちがあります。よその市がやっているからということで基準をそういうところに当てられたとする指名委員会というのはいくつもの何をするところなのか、よそでやっているかどうかぐらゐを調べるのは電話一本でできることだと思います。資本金があり、従業員がおり、業務実績があればどういふ会社でも仕事を受注する能力を持っております。それをよその市がやっているからということぐらゐで指名業者に入れるということとは、一体、指名委員会というのは何の仕事をしているのか。板垣議員のお答に、終始戒めのことはということとで答弁されています。助役も市長も。その戒めというのは一体どこに生かしたのかお伺いしたい。要するにどっかの市でやっているということを調べるのが戒めというのか、その業者は事務的な意味で資本金がどうで、業務実績がどうでということ論外にして、一体、まじめな業者であろうかどうかということとをチェックするというか、調べるのが私は戒めの一環として当

ては確かに大きい契約である大企業でございますので、及ぶ限り最大限安心のできる、あるいは信用のできる、そういうところを選ぶということが必然的な審査委員会の存在する理由であるわけであります。そこで私も、（「入札、やり直し」「これではだめだよ」と呼ぶ者あり）特に委員会に出席をしましてそういうことを申し述べたわけですが、日野市民に對するに最大に有利になって、日野市があるいは日野市民が最大に有利になっていること、その中に安心ができるということ、あるいは信用ができるということ、それから能力が高いということ、いろいろ条件があるわけですが、われわれが、われわれといひますか、市の運営委員会が取り組みました限りにおいて、そういう観点のもとに公正な審議を経ました結果、発表しておりますような十数社がその該当に当たったと、その中で所定に添って入札を執行したと、その結果が落札者が決定したと、こういう経過を経ておるわけでありまして、私としましてはかりにわれわれの調査の外といひまして、そういうことについて不行き届きであったということがもし実際にあるとすれば、（「新聞、読まなかったか」「あったんだよ」「入札やり直し」と呼ぶ者あり）今、そういうことを考えておるわけなんです、一つの何といひましょうか、いずれにしましても一つの仕事をしないままには業者に請負わせて、そしてきちんとした使用書に添った管理、監督のもとにりっぱな仕事をしあげるといふことに目

的があるわけでありすし、「そんなことあたりまえだよ」と呼ぶ者あり）今後、実行していかなければならないということとを強く感じておるわけでありす。（「やり直し」と呼ぶ者あり）それから今日の時点で変更ということはこれはやるべきでないというふうに考えております。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 市長の御答弁であらう限りの努力ということですが、ここに日野市の庁舎に配達されたいわゆる日刊紙がございます。「関係職員ら減給処分に、武蔵野市建設汚職」七月二十五日毎日新聞です。日野市役所に到着した新聞です。それから七月四日「業者の接待認める、告発文書、工事に手心加えず」武蔵野市長の答弁ということしております。ほかにはいわゆる業者の名前が出ているようですね。それから七月四日東京新聞にかなり大きいスペースで出ております。十一人の方がこれらのものに全く目が触れなかったのかどうか、十一人の方の御出席を得て伺いたいと思います。さらにサンケイ新聞にも多摩版のトップにこれも日野市役所に配達された新聞です。さらに七月三日には日野市のことがでかか出てくる同じ紙面にこの武蔵野のことが出ています。これも十一人の方が全く目につかなかったのか。これであたり限りの努力か、このへん伺いたいと思います。

○議長（大下 博君） 助役。

一応司会をしまして結果を得たわけでございます。ですから答えられる範囲で私が答えればいいんじゃないかと思ひますし、またもう五時過ぎていますので十一名の委員が全部ここで出席することは庁内に残っている職員も残っていない職員もいると思ひますのでむずかしいかと思ひます。内容はどういったことを聞きたいのか、それによりまして私が代わりに答えられるものは答えればそれでいいんじゃないかと思ひますのでございます。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 私は一人一人の方の仕事の責任と仕事の経過を一人一人の方に聞きたいわけなんです。個々の一人一人。ですから代表である助役から伺ったんでは意味がないんです。そこでお願いをしているんです。それから議長まだ答が、戒めに基ついた仕事で資本金や仕事の量、それから従業員の数、そういったもののだけのチェックが戒めなのか、それとも優秀な業者であるかどうかということはどういう方法で調べたかということに関してのお答がないんですけれども、ぜひ答えるように御命令をお願いいたします。（「やれやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） それはさきほど市長が言ったことでは足りないことですね。（「休憩」「呼んでこい」と呼ぶ者あり）休憩に入る前に、さきほど名古屋史郎君からの要望として出された、その委員会ですが、委員会の十一名です

○助役（前川恒雄君）

武蔵野における不祥事につきまして十一人全部がどういうふうに承知しているかは一々私も確かめておりませんが少なくとも私は新聞で見えています。そして十一人のうち数人おそらく承知していると思ひます。ただそのことが今名古屋議員のおっしゃるS社と結び付けて、そこで私どもでやりました委員会ですという議論をしたということとはまた別でございます。これはさきほど申しましたが、今おっしゃるS社はおそらく指名されているんじゃないかと思ひます。そういうことでこれはさきほどの名古屋議員の御質問にも一部お答えすることになりますが、私がお市の状況と言ったのはその点に關してでございます。他市がどこを指名したからそこを指名したという、そういう単純な指名のしかたをしているわけではございません。ただチェックの意味でそういうことを検討したと、こういう意味でございます。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 私は助役の答弁は求めなかったわけですが、お願いしたいんですが、十一名の指名委員の方の御出席をお願いします。

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君）

十一名の委員を出席させると、こういうことでございますが、この委員会につきましては私が

か委員長を入れてその中に入っておられる、ここに部課長がいれば、ちょっと私としては現在この段階で自宅まで呼んでその人たちをここへ並べるということとは必要ないんじゃないかというところで議長の判断でここにその指名をされる（「いいか悪いか判断するのはいいんだよ」「休憩だよ」「休憩してやった方がいいよ」「議会だつて同意するわけにいかないよこたごたしてゐるのに」「休憩したらよ暫時」と呼ぶ者あり）それでは暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後六時二十分 休憩

午後七時四十八分 再開

○議長（大下 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名古屋史郎君の質問を続けます。

○三十番（名古屋史郎君）

休憩前に続いておりますが、議長から十一名の指名委員会のメンバーを呼んでいただきたいと思いますのでお願いしておきます。

○議長（大下 博君）

それは議長からですか。

○三十番（名古屋史郎君）

議長から言うんじゃないんですか。（「議長はさっきのまれたこと何もしないんだ」「議長交代」と呼ぶ者あり）（笑声）



○議長（大下 博君）

議長としての判断しまして十一

名をここに呼ぶとしても実際にそれに対する答弁はすべて代表者がするというふうに判断するわけです。したがって名古屋史郎君が期待されるほどの（笑声）その十一名から答弁得られないというふうに判断するわけです。（「おかしいぞ議長おかしそ」「わからないよ」「あなたの身は減じるよ」と呼ぶ者あり）そういう意味でさきほどの休憩前の要望についてはそういうことを手段を取らなかつたわけです。

いう意味でさきほどの休憩前の要望についてはそういうことを手段を取らなかつたわけです。

○三十番（名古屋史郎君）

休憩前はそういう手段取らなかったけれども再度私の要望で取ろうとなさっているわけですね。（笑声）

○議長（大下 博君）

もう一度ちょっと。（笑声）

○三十番（名古屋史郎君）

休憩になる前にはねそういうことは余り期待できないんじゃないかという感じがしたので呼ぶことはどうかということを言って休憩になったんだけれども、再開されて本人がそう言うんだから呼ぶべきだなあとという気持ちになっていることですね。

○議長（大下 博君）

そのとおりです。（発言する者多し）

○三十番（名古屋史郎君）

それではね、ただちに呼ん

で下さい。

○議長（大下 博君）

なっていないという意味を申し上げ

げたんですよ。（「なっていますって言ったじゃない」「共産党が援護するのはおかしいよ」「援護なんかしてないわよ」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君が休憩前に変わらず要するに議長は考えが変ってないですねと言われたわけでしょう。ですからそのとおりですと申し上げたんです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○三十番（名古屋史郎君）

じゃあ速記録をあれしてみて下さい。私は考え方が変わってきつつあるんですね、そのとおりですねとおっしゃったから呼んでいただけるものかなと期待しているわけです。もしそのねそう言ったとか、そう思ったじゃあいけませんからせっかく速記があるわけですからあれもどすのはその部分だけですからそう長時間かかりませんから是非そのようにしていただきたい。（「休憩、休憩」「おかしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

じゃあ暫時休憩いたします。

午後七時五十三分 休憩

午後九時三十九分 再開

○議長（大下 博君）

たいへんおまたせしました。休

憩前に引き続き会議を開きます。休憩前に名古屋議員からの要請により日野市指定業者選定委員会の委員の出席を、地方自治法第百二十一条の規定により求めました。なお、十一名の委員

のうち検査担当主幹並びに管財課契約係長については、市長からの通常出席の委任を受けていないと判断し、議長として出席要請はできないものといたします。他の委員は次のとおりです。委員長助役、委員総務部長、同じく委員管財課長、同じく企画財政部長、同じく企画課長、同じく建設部長、同じく建築課長、二項適用により収入役、同じく市長、これらが委員でございます。議長として出席を要請いたしました。したがってこの委員に対してさきほど名古屋史郎君からの質問を続けます。どうぞ名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

それでは議長のお許しがありましたんで収入役に伺いたいと思います。今までの通常の指名委員会というものに収入役や市長が入って来るということは余りなかったというふうに聞いておりますが、今回委員長の要請ということで法律的な手続きで参加されてどんなお気持ちで今までもそういう経験があられるのかどうか、今回初めてなのかどうか、初めてだとすればどんなお気持ちで対処しようという決意で乗り込まれたのか伺いたい、いかがですか。

○議長（大下 博君）

収入役。

○収入役（杉本好次郎君）

今回の工事については特別な扱いというようなことを前から耳にしておりました。したがって昨年の十二月までは総務関係で業者等のその設計についての選定ということで関係が深かったからと思います

けれども、今回出席を要請されました。したがって収入役という立場ではその筋ではありません。そういうことはわかっておりますけれども前々からの関係と特に今回の工事につきましては大きな工事でありまして庁舎建設ということで初めて出席を要請されたわけです。かつてこういうことはありませんでした。そういうようなことで参加をいたしましたけれども最近は一六カ月、七カ月ほど、その早く申しますという第一線から退いております。したがってすべてのことが遅れて耳に入るというようなことなので余り参考には意見は頭にありません。しかし要請を受けたからには出て気の付いたことは申し上げる必要があるろうかというようにしております。以上でございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

筋ではないと思うところに

命令があったから参加をしたと、（「命令した人が悪いんだよ」と呼ぶ者あり）気の付いたことを言えという気持ちだと第一線から退いていたのでということでありましたがどんなことに気が付かれてどんな発言を最初から最後までにされたか差し支えなければ伺いたい。それから関連して助役に伺いたいんですけれども今、収入役が筋ではないと、意味がないと思ったけれども命令というのか、要請があったのでということですか、異例とも言える助役の出席をどういうメリットで収入役のね、出席といいますかそれをどういう観点から要請をされようと思

意されたか、その辺を伺えれば伺いたい最初に収入役から。

○議長（大下 博君） 収入役。

○収入役（杉本好次郎君） 出席はいたしましたけれども

も特に目立った発言はいたしませんでした。主として調査を行った結果、それらの点数等を主として重視をいたしました。そういうようなことで今般いろいろの問題が出たようなことは存じておりません。そういうようなことで出席をいたしましたも、さほどその委員会の意見というものに反映はなされなかったと思っております。特にあれこれということは幾つかはあったと思えますけれども、それは差し控えます。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 発言の意欲がなかったと出席をして気の付いたことを言おうと思ったけれども発言したことは一つもないということは単に命令だからその部所に着いたと、それ以上は何もないということに解釈してよろしいですね。

○議長（大下 博君） 収入役。

○収入役（杉本好次郎君） 幾つかは申し上げましたが口外は避けるということで特に目立ったことはありませんが、そういうのはちょっとさきほど申し上げましたけれども最近はその執行の第一線ではありませんので文書でも見ておりません。むやみな発言も控えなければならぬということで、またその発言すべきものも最近におきましてはキャッチしてお

らないそういうようなのが現状でございます。そういうふうなことで以上で終わります。

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 私に対する御質問にお答えいた

します。市長それから収入役を今度の指名につきまして委員会に参加していただきましたのは収入役がほとんど答えておりますけれども、今までのさまざまな指名とは今度の場合違うと考えたからでございます。（「違わないじゃんかちつとも」と呼ぶ者あり）というのは私も何度も申し上げておりますが非常に日野市としましては大きな事業でございますし、それからこういうことにつきまして私はなるべく多くの委員の方で協議した方がいいと思います。ただ全然無関係な人を入れるわけにきませんから、そういう意味からと言いましても三役である市長、収入役、特に収入役がかって総務部長でありましたのでそういう点につきまして相当の経験のある方でございます。そういうことも含めまして加わっていただいたわけです。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 収入役にお伺いしますが総務部長を経験されたということで特に入ってもらったというお答えに必ずしも添ってはいなかったように私は思います。具体的に言って命令だからその席に加わった、最終結論がでる時に私はさきほどから言っているように十一名の人が何をしていたの

か、資本金がどうだ事業実績がどうだということは当然のことです、担当が全部やってくれるでしょう。さて、この仕事を最初に決めるんだという段階でどういう勉強をしようという意欲を持たれたか、その点を再度収入役から伺いたい。

○議長（大下 博君） 収入役。

○収入役（杉本好次郎君） 各それぞれの資料に基づき検討がなされたわけですが、私といたしましてはかつていろいろと会社、業者これらの中でいろいろな問題あるいは、業績それらを整備をいたしまして、そして幾つかは申し上げましたけれども目立った発言は今回なかったと思います。こういうようなことで出てほしいという要請に基づきまして出て出ただけの効果は表われていなかったではないか、そう思っております。

○議長（大下 博君） よろしいですか。名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） わかりました。続いて企画

財政部長にお伺いいたします。企画財政部長さんという立場の地位、最終の段階までそれこそ皆さん同様な責任でしようけれども補助職というものの厳しさをもって最初の一つ一つの段階からですね期待されるべき方だろうと思います。それでその最終段階が出されることに、さっき助役さんのお話ですと武蔵野の件はみんな知っていたようだというふうにお伺いしたんですが武蔵野の件についてだけ最初に伺いたんですが企画財政部長さんはその段階で知っていたのかどうか、それをどう消化さ

れて最終結論に自分の意見を反映されたのか差し支えなければ伺いたい。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。お答えをいたしたいと思えます。たいへん中樞とかという御発言もございませけれども、私も実は指名委員会には経験といたしましては初めて出席をいたしましたのでございますが、庁舎の総体的な事務を進めている立場から、今回出席をさせていただきました。今の御質問の最終段階で武蔵野のことについてはどうだったのかということ、それからそのことについてどういうふうな発言をしたかというふうな御質問かと思えます。さきほど委員長が申し上げましたように、武蔵野の件については承知をいたしております。しかしこのことについて最終的にこの問題についてどうこうという問題は取り上げませんでした。

若干私といたしましても、二、三の発言もいたしておりますけれども、それはさきほど委員長が代表してお答えしているとおりでございます、そのほかのことについては触れておりません。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 最終段階で武蔵野のことを知っていたというお答えですね。知っていたけれども、それを反映しなかったということなんです、それで自分の補助職というんですか、の態度として全うした、責任を全うしたという

ふうにも今でもお感じになつてゐるかどうかお伺いしたいと思ひます。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） 委員としての考え方は、その席上発言をいたしておりますけれども、これは一個人の発言がそのままその委員会に取り上げられることもございましょうし、あるいは全体の会議の中でそれはちよつと無理だということもありましょう。そういう中で、十一名の合議の中でとり行なわれたものでございます。まとめいたしましたしては、委員長が総体的なまとめをいたしました。各委員からも若干の発言もございまして、その内容についてはさし控えさせていただきます。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） さらに確認ですが、武蔵野のことを知つていて、私は武蔵野のことがあるもので、どうなのかといったような発言をしたけれどもとり上げられるところではなかったと、システムが合議制ということになつてゐるので、仮におかしいなあという発言をしても、十一名の合議の中で、委員長の裁断という中では、すべりもなかったということに解していいんですか。武蔵野のことを知つていて、武蔵野のことはどうなのか、という発言をしたけれども、合議の結論まで取り上げてもらうほどの強い発言はできなかった、とこういうふう

に解釈していいんですか。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） 強い弱いという発言の御質問でございまして、発言について強い弱いはないわけでございます。あくまで十一名の委員のいわゆる話し合いでございます。合議の中でこの問題は取り上げられていくものでございます。そういうことで、内容についてはひとつ差し控えをさせていただきます。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） さきほど武蔵野のことを知つていたけれども、それを申し上げたけれども、合議の中で取り上げるに至らなかったというふうな受け取れるような発言だったんですが、そうじゃなくて、委員会の全体の流れを解説して言ったというだけにすぎないんで答えようとしてないということに解釈していいですか。私のあれには答えたくないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） 答えたくないとか、そういう気持ちはございません。ただ、その審議の内容につきましては、ひとつ差し控えさせていただきます、ということを上申し上げてゐるわけでありまして。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君） 答えたくない、答える必要

がない、という取り方はありますけれども、そういうふうにとられてもしようがない、ということですね。そう確認したいと思ひます。私は武蔵野のことを知つていたけれども、違法ではないんだということ主張しなかったというふうにとつてもいいし、私が主張したんだけれども取り上げられなかった、というふうに解釈してもいいし、どっちでもしようがないということですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ちょっと今の御質問と答弁の中

で、多少誤解といいますか、そのきつかけが私の答弁にあるように思ひますのでお答えしたいと思うんですが、実は武蔵野のあの件を、私がみんな知つてゐるよつたと言つたのは、つまり新聞にも武蔵野でこういうことがあつたということを、これはひとつ新聞に大きく出ておりましたし、多く新聞に出てましたから私も見ましたし、他の職員も私が確かめたわけじゃありませんが、あれだけ出てゐるし、近くの市のことでございますから承知してゐるのではないかと思つていたわけでございます。ただその武蔵野の件がどういふ業者がどうだつたかということにつきましては、恐らくほとんどの職員が知らなかったと思ひます。ということとは、それを書いている新聞がほとんどなかったとい

うことです。そのことにつきましては、これははっきり申し上げていいんですけれども、委員会の席上で武蔵野のそのことについて、さきほど名古屋議員がおっしゃいましたS社がどうかとこうとかというようなことはだれからも発言がございせんし、そのことで話し合つたことはないわけでございます。ですからそれを、ただ私が最初から言つておりますように、そのあとでそういうことに気がつきましたけれども、さきほどから申し上げておりますように、東京都でも指名しておりますし、そういう点で別に問題ないんじゃないか、ということであるわけでございますが、そのことを委員会の席上でどうこうということとはございません。

それからもう一つ、ちよつとお断りしておかないといけません。と思うんですが、委員会ではだれがどういふ発言をしたかということ、いよいよここで解明されるということになります。これは庁舎の問題ばかりじゃございません。小さな指名についても、相当立ち入つた相談をしているわけでございます。それを全部委員が言わないといけないということになります。これは委員会として非常に問題でございます。私としましてはやはり最初から申し上げておりますように、そういう点につきましては、特に発言とかあるいは審議の内容とかということにつきましては、私に質問していただければ幸いです。私としていろいろこれはある委員がこう言つた、それに対して

また別の委員がこう言った、ということはお答えいたしかねます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

お答えをいただければというふうに私はどなたに対しての御質問でも申し上げてゐるわけで、あえて助役がいちいち答える必要はないという立ち上り方をするのは不穏当でないかと思うんですが、いかがでしょうか。

（「ほんとうだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

確かにいちいちお断りになってますから、答えなければそれで済みますけれども、空気としましては、今、名古屋議員がおっしゃられるような御質問のされ方をしまして、それについてこうこういうことで答えられない、とさきほど加藤部長がお答えしました。そうすると、こうこうなんだとたたみつけられます。そうすると、いかにも悪いことを隠しているのかとく受け取られがちでございます。私はそういうことを申し上げてるのであって、それはドライに答えなければ答えなくていいというふうなお気持ちならよろしゅうございますけれども、しかし、やはりそれはそれでまた一つのたたみかけになってまいりますので職員としては非常につらいと思います。その辺を御賢察いただきたいと思うわけでございます。

○企画財政部長（加藤一男君）

私、さきほど武蔵野の件につきましては、私も承知をいたしておりましたというお答えをしたわけでございます。だから助役のほうからさきほど申し上げましたように、このことについて、特に強い問題はなかったと判断をいたしております。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

次に企画課長。企画財政部

長のもと企画課長ですから、大体お答えはそんなに変わらないうじゃないかと思いますが、十一人の中の一名ということで、今の部長のお答えのように、ほとんどの者が武蔵野のことは承知していた。しかしそれが最終結論で、道義的にはすべきだという意見に盛り上ってこなかった、最終結論にならなかったということに対して、それで当然だというふうな考えられるか、やはり知っていたんならもう少し討議すべきだったと反省されるという心境か、その辺お伺いしたい。

○議長（大下 博君）

企画課長。

○企画課長（前田雅夫君）

おしかりを受けるかもしれないけれども、指名業者の委員会といえますのは、いわゆる自治法に基づく委員会とか、あるいは審議会じゃございません。市役所内部のいわゆる市長の付属機関でございます。したがってまして委員長は助役でございます。内容につきましては委員長から御答弁願うということで、御了承願いたいと思います。

○議長（大下 博君）

特に今それぞれのやり取りの中

で気づいたんですけれども、特に助役の発言ですけれども、名古屋議員もさきほど百二十一条によって説明員をこへ議長が要請したということですから、名古屋議員としては、そういう意味でたたみかけるんですか、質問をしているというふうには解釈してないんで、その点ひとつよろしく御協力願います。

（「議長横暴だぞ」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

私は、たたみかけるとかそういう気持ちでなくて、日野市の最大といってもいい大きな仕事で、うわさでなく事実としてこういうようなことになっているんだからここで解明しとかなくちゃいかんじゃないかということで私は皆さんをこういう時間まであれして聞いているんだたたみかけるとかいうことであれすると、何かことばのやり取りで終始するような感じで私もしやなくてそれでたたみかける気持ちではさらさらありませんので、念のため申し上げておきます。

今、助役のそれがあつたんで、さらに企画部長にもう一回伺いたいと思うんですが、武蔵野のことを別にどうこうということなく、よその市のことだしということ、結論を出されたというふうな解釈してよろしいですか。委員会全体でもいいし、部長のお考えでもお答えがなければけっこうです。

○議長（大下 博君）

企画財政部長。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

だんだんお答えが助役一任という形になってきて、市民の自託にこたえる者としては残念なんですが答えられないものを答えるというわけにもいきませんから感想を申し上げますが、企画課長の見解は全然述べられなかったから分かりませんが、今まで聞いている範囲では武蔵野のことだということで流されてきたというきらいはあるんじゃないか（「そのとおり」と呼ぶ者あり）という感じがいたします。それから冒頭どなたかに質問したように、このことは契約前ですが、議決してそれから契約になるというんですからそういう前の時点なんですから改むるにはばかることなれという感じが私はいたしますので、これから質問を受ける方はできる限りのことについての道義的責任という、何か悪いことをしたように聞えますけれども、私はある意味では悪いことだと思ふんです。やっぱり。知っていてまじめに仕事をする業者かなあということを考える時に、一言、二言みんなが出せば、やはり疑惑というか、よりいい業者が選定できたんじゃないかという気持ちは消えないわけですけども、以下質問を受ける方は、そのようなお答えを願える範囲お願いしたいと思ふます。

建設部長に伺います。建設部長はそれこそ初めてだろうと思ふます。しかし初めてだといつても庁舎建設というのは建てる



ことなんですから、それこそさっきの部長以上に重要な地位にあると思うんですね。ちょっと立ち入って伺いたいんですが、指名委員会の運営方法ですね。これは秘密じゃないでしょうからぜひお答え願いたいんですが、原案が出されて、それから全員のフリーマーケットキングなのか。それともさっき強い発言、弱い発言というのは一切あり得ないみたいな企画財政部長のことでしたけれども、やはりそこは人間の討議というか話し合いですから、余計ものを言う人、強くものを言う人があるんじゃないかと思うんですが、そういう中で、建設部長は率先して、自分が庁舎を建てるんだというぐらゐの気持ちで、終始発言されたか、それとも私はまず着任間もないということで収入役程度の対処をされたか、その辺を伺います。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。確かに御指摘のとおり私も建設部は、その工事に当りまして指導と申しますか、監督と申しますか、そういう責任の部でございます。したがって指名委員会に参加する態度と申しますか、考え方としては、過去に業者が工事上事故等がなかったかどうかというようなことを重点に指名委員会で審査の判断と申しますかそういうことを中心に私どもは考えております。

そこで制度的なお話、御質問でございますけれども、これは契約をされる額によってそれぞれのランクの名簿が管財課から

提示され、その都度審査をいたすわけでございますが、その時それぞれそういったような、当初申し上げたような工事上の事故等がなかったかということを基準に私どもは審査の対象にいたしておる、ということでございます。意を尽さなかったかもしれせんけれども、以上でございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

一番大事なお答えがなかったんですが、やはり自分が建てるぐらゐの気持ちで終始ふだん意欲を向けて対処されたかどうか。それとも正しいから工事上のチェックぐらいだけは気にしていたけれども、ということなのか。部長の姿勢を伺ったんですが、その御返事がないし、それから工事上のチェックを建設部でやるということになると、信用上のチェックというのは、どこがやるシステムになっているのか、お伺いできれば伺いたい。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。信用上の問題と申しますのは、各格づけと申しますか、経営審査で点数が出ておりますが、その辺が信用上の問題だろうと思えます。したがって委員会で審査される場合に、そういうものを明示して管財課のほうから提示されるというのが現状でございます。なお、意欲という質問でございますけれども、これは当然やらなければならないということでございまして、個々の発言

の内容等については最終的には一致した意見でございまして、どういう発言をしたということは詳しくは記憶いたしておりませんけれども、当然建設部が管理する問題だという責任は感じております。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

管財課長に伺いたいんですが、今、建設部長のお答えで、点数の中に信用度も入っているというんですが、そのとおりなのでしょうか、お答え願います。これはお答え願えると思うんですが……。

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

それではお答えします。経営審査の件でございますけれども、これは建設業法に経営審査という条文がございます、普通の形でいきますと一年間の一応経営の状態を、例えば工事請負いほどのぐらゐやっただと、それから資本の額はどのぐらゐあるんだと、それから従業員の数、それから機械類、そういったものの総合数値が一応経営審査ということで出てまいります。その点数が高いほど信用度があると、客観性があると、そういう判断ができるわけでございます。以上でございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

そうすると建設部長が言われたことでまちがいないでしょうか。それともちょっと工事実

績とかいうことで、いわゆる一般的な意味の、たとえば汚職の連続のような業者はその計数にも載ってこないと思います。ところが大きい工事をして計数というか、仕事量ということでは載ってくるわけですね。それでかりに大きい汚職事件を起こしたということになりますと、それは出た計数以上のものにとっかで訂正されますか。要するにお伺いしたいのはその計数というのはいま何の調査もしなくてもその計数が二百であれば絶対太鼓判の業者であるかどうかということがいえるかどうかということですね。そのへんをよく分らないので伺います。

○議長（大下 博君）

答弁。管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

一応これはさきほど点数の件を申し上げましたが、これは毎年度一応経営審査をやるわけでございます。ですから今年度たとえば非常に多く工事をやりまして、来年度少ないという場合には必ずその点数が変わってまいります。そういうことでたとえば前年度二百点以上であったものがその次の年度では一応百点台に落ちたと、そういうような場合にはやはり何らかのことがあったんじゃないかという推測ができる、以上でございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

推測ができるということであって、その計数をみればほかのチェックは必要ないということにはならないんだというふうに解釈して建設部長よろしいで

すね。計数さえみれば信用調査というふうなチェックは全く新聞なんか、業界紙なんか、東京都に問い合わせなんかも必要ないというふうなかどうか。もう一回すみませんが。

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

まことにむずかしい答弁で、どういうふうにお答え申し上げてよいかわかりませんけれども、私ども建設部では建設にかかわる工業関係の新聞に基づきましてそれぞれの業者が過去にどうだったというようなことを主として資料といたしておりますので、御指摘の点とは多少お答が変わるかもしれませんが、私どもはそういうことに意を尽しておるつもりでございます。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

建築課長に伺います。これも企画財政部長と企画課長との関係ということだろうと思いますが、同じような、全く。それでさきほどから伺っておるんですが、なかなか委員会の流れなり内容なりがお答え願えないんですけれども、率直に東京都の指名の保留という大林の話、あるいは武蔵野の清水建設の話、そういったのを聞かれてどういふうな感じがされたか。建築課長さんとしてのお答をお願いいたします。

○議長（大下 博君） 建築課長。

○建築課長（平井 忠君）

いわゆる工事者の選定過程

○三十番（名古屋史郎君）

どういうふうに仕事をされてきたかということ聞いているんじゃないで、そういうふうな誠心誠意やられてきた結果、こういうことが問題になっているのをずいぶんくだらないことだと感じていらっしゃるかどうかということ伺っているわけです。

○議長（大下 博君） 建築課長。

○建築課長（平井 忠君）

質問の趣旨はよく分かるんですが、結局私どもとしてはそういった業者が決定した場合に、工事をやっていただくという以外にないんじゃないでしょうか。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

ちょっとよく分からないんですが、業者そのものじゃなくて、その業者、問題になっている業者はしっかり仕事をやってほしいと願うばかりだと、こういうふうに言われたようにとっていいんですか。今の建築課長のあれは。そんなふうにも聞こえたんですが。

○議長（大下 博君）

質問の意味分かりましたか。

（「技術屋分野じゃないよ、これは。おかしいぞ。」「的がはずれちゃうよ。」「市長が出たんじゃ発言できやしないよ、ほかの人は。大体まちがっているんだよ。」「市長が出て何が発言できるんだ。」「議長、議長。」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君。

においてやはりすべての条件がそれぞれあるわけです。いわゆる経歴だとか、それから会社を創立した状況だとか、それから従業員数だとか、私どもはそういったものの総合と、それから結局今までやった工事経歴そういったものを加味した中で、私どもは技術屋としての見解を持った中で、意見を述べるような方向をとっております。よろしいでしょうか。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

事務的にいうか、公式的なお答はそういうことだろうと思うんですが、誠心誠意やられてきた結果こういうことが議会で提起されている。問題にするほうがおかしいのかもしれないけれども（「おかしくないよ」と呼ぶ者あり）現に問題になっているわけですから、それを聞いてどういふ感想を持たれたかということ聞いています。（「名古屋君失言だよ。おかしくないよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 建築課長。

○建築課長（平井 忠君）

個人的にはさきほど私述べたとおりで、別にじゃこうしようとかいう基準は別にございせんから、何も、いわゆる決定的な要素は。ですからその時の情勢によってやはりそれぞれの皆さんの判断、あるいは私たちの判断の中で決定せざるを得ないのではないのでしょうか。私はそう思います。

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

今の確認のお答がないんで

すけれども。要するに建築課長はどういう感じがするか、いやそういう問題になった業者はしっかり仕事をやってほしいと思うものだと、こういう感想を持ったと、こういうふうに解釈していいのかと聞いています。

○議長（大下 博君）

ですからさきほど質問の意味が

分かったかとお聞きしたわけですが、どうですか。答弁できなければできないと。（「問題だよ、大林にやらせたら。」「市長が出ていて部下が大体発言できるわけじゃないか。」

「一課長が答弁できないよ、重大問題を。」「議長、休憩。」

「平井さんはつきり、できないならできないでいいんだよ。はっきり答えなくてもいいというんだからいいんだよ。」と呼ぶ者あり）建築課長。

○建築課長（平井 忠君）

答弁できません。（「それでいいんだよ。」と呼ぶ者あり）すみません。（「名古屋さん

気がやさしいからだいじょうぶだよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

総務部長に伺います。

部長もこれまた重要な地位を占める立場だろうと思います。

（「そういうのを宮仕えのつらさというんだよ。」と呼ぶ者あり）総務部長に伺いますが、今まで何回か繰り返しわれている東京都の問題、武蔵野の問題、こういったものを議会で問題

になっていることについてどのような感想をお持ちですか。

○総務部長（松村清栄君）

大林のことにつきましては

全く知らなかったわけですが、そういう新聞にあるということはあの時点においておそらく各委員さん全部知らなかったと思うんです。初めてそういうことをわれわれは知ったわけでございます。そして、その時点においてはそういうことは無いものであるかと、そういうふうなことはあり得ないだろうということですが、皆さんがそういうふうな結論を出したと思います。それから武蔵野の点につきましては私は読売新聞を取っておりますけれどもおそらくそういう何か業者との話し合いをしたということは読んでおりません。氏名は分からなかったということがほんとうでございます。これはうそじゃなくして清水という、そういう氏名は全然分からなかったんです。私自身はそうです。これはまちがいないわけですが、ですからこれは各委員の皆さんもそこまで御存じの方は、たしか別な……（「あなたの考えを聞いているんだ」と呼ぶ者あり）私の考えといたしましてはそういうふうな時点において指名をされたわけですから、これは当然、総意でございますので、その総意に従った、こういうことでございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

役人としてどういう態度をとるかということをお伺っているんじゃないかと、システムはなる

ほど合議制だということはある伺いましたよ。私の伺っているのはその時点では大林組のことは知らなかったと、知った今都のきびしさ、都の対処のきびしさをみて、このことを知った今どういう感じをされているのかと聞いているので、委員会の流れがどうで、合議で決まったんだからということをお伺っているんじゃないんです。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

これは感じとしては確かにそういうことが今後指名のあとで出てきたわけですが、知った以上においては、確かにそういうことがなかったことが望ましいわけですが、あった以上はこれは内容をもう一回私のほうでは調査をしてみたいと思いますが、とにかく八戸のほうでやっている（「八戸だって日本だぞ」と呼ぶ者あり）全国的な、私どもとしては分からないわけですが、だからそれが（「日本人だって国旗を掲げない」「だからまちがいが起きるんだよ」と呼ぶ者あり）日野市自体においてはまだそういうことがないわけですから、私は日野市においては一つそういうことはないと、こういうことであつたん指名されたわけですからこの指名に従っていきたいと、こういうことです。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

かなり具体的な回答が出たわけですが、八戸でやったことだと、東京都のきびしさはさるこ

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

私も後段の部長のお考え方は全く肯定するわけです。日野市で何がどうあったということを決して思ってもいないし、申し上げているわけでもないんです。ただ仕事のきびしさという点でこれでいいんだと、何が文句あるのかというお考えなのか、それともまずいことが起こったものだというふうに感じていられるかを聞いているだけなんです。その他意はないんです。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

確かに指名をいたしました、確かにわれわれとしてはそういう問題がないということを願うわけでございます。たまたま指名後においてそういう問題がいろいろなことがわかったわけですが、確かにこれはまずいことをしたと、しかし日野市自体は何らそういうこともございせんので確かに全然何にもそういう問題がない業者が一番いいわけでございますが、（「だめだそんなことじゃあ」と呼ぶ者あり）それは指名わくがありましてそういうようなことをしたのは、いわゆるこれは今更そういうことで日野市自体がそういう問題がございせんので私どもとしてはこの指名委員会の時点ではやらないというようになります。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

助役に伺いたいんですけれ

ども今お答えがあった分もいろいろませて私が感じていることを、大体日野市に起ったことじゃないと、別にまだ刑事事件になつたわけでもないし東京都はこれをただ武蔵野も何か議会でいろいろのあれはあったようだと、この出た結論というものを推進するというお考えなのか道義的というところと非常にきつく感じられるでしょうけれどもやはり今部長が言われたようにまずいことが起つたなという感じは部長が今言われましたが、まず助役にまずいことが起つたなと、最上のもじやなかったなという感じがされるのかされないのか委員長としての助役に伺いたい、その御心事を伺つてから更に伺います。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

私はこういう指名をしまして、こういう入札の結果落札業者が決まりました、その後でさきほど総務部長言っていますように、私どもの落札業者にかつてこういうことがあつたということを聞いたわけです。その点については今名古屋議員がおっしゃるように私も残念に思います、それじゃあそれを理由にしてたとえばその指名を取り消すとか、そういうことは私はできかねると考えております。（「おかしいじゃないかよう」「おかしいなあ」「もうつちやてるよ、それは」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

取り消しかねると理由は法

と申しますと私もその落札した業者に何かそうしなきゃいかん義理があるとかそいふことじゃなくて、大体そういうことで取り消すということが行なわれるのかどうか、これは各市でも指名しておりますし、じゃあそういう市でたとえば落札したらいちいちそれをまたやっているのかどうか、そういうこともございますので今、にかわかにそのことを聞いたからと言って、じゃあ早速取り消します。ということば申し上げられないということでございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

助役のお答えを再確認して

おきたいんですが、今、今日問題提起されたことであって、今緊急に取り消すということは言明できないというだけのこと、研究しなければいけないことだと、そういうことも含まれているのか。それとも理由なしにとか取り消すということは今はい言えないと言ふことなのか、理由なしという答弁はないんじゃないかと思ひますがね。その辺特に考えなければならぬことだと私は思ひます。それから慎重に品選びをして買った品物がだいたいだんだんと例が悪いかもしれません、そういう時にお店に返しに行くか、まあしょうがないということで食べるか使うかするかどうかとちよつと違ふかもしれませんが、そういうお気持なのか今は言えないということなのか検討する要点があるかどうかということなのか一点伺います。

○議長（大下 博君）

助役。

律的に何と言いますかやつた手続きだから、法律的な事務手続きかどうか私はよく勉強してませんけれどもそういう意味でまずいことだなと余りいいことじゃないと感じられた後もそのことはやはり取り消すわけにはいかないという理由はどうなところ、日野市の問題じゃないからということですか、そうすると業者が泣いて喜びそうな市政の運営だと言われても仕方がないような気がしますが、その点にどういうお考えに基づいてやっているか。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

私ももししてもちろんこの大林組に限らずすべての業者に私どもが何か皆さんに疑惑を持たれるようなことは一切しておりません。これはもう何度でも断言いたします。それじゃあそういうことがわかつた、そういうことが行なわれたことがわかつたからその道義的なものを重視してというおことはでございます。私ももちろんこれは決していいことだと思つておりません。いいことだと思つておりませんがしかしそこを私どもが一応入札の時点でわからなかつたわけでございますが、入札後その業者が私詳しくどういふことがあつたということを調べておりませんが、やはりそういうことがある会社の方針あるいは社の本社としてそういうことをやつたかどうかわかりませんが、それで果してそういうことができるかどうかという疑問が私どももございます。それはなぜだ

○助役（前川恒雄君）

私、今ここで論議されておしま

すようなことで、おそらくは通常の場合取り消すということまでいかにじゃないかそういう気が私しております。これはきずがあつたというおことはでございますが、そういうことが日野市においてたとえば私どもの職員がそのようなことがあつたと、その業者にそういうことがあつたということならばこれは根本的に違つてまいります、私やはりこれをよほど今までの御議論を私どもかえしまして今後の業者とかえし方について特に庁舎建設の過程で本当に曇りのないやり方をしなければならぬと思つております。そういう意味でさきほど申し上げたわけでございます。ですから私としましてはもう少し調査させたいと思つております。今いったい新聞に報道されたことが具体的にどういふことなのか、（「具体的にだっているよ」と呼ぶ者あり）それからまたどういふことが他の市でどういふふうな処理されているか、それはある程度過去のことでございますから例があると思ひますのでそれらを参考にしましてやりたいということでございます。私の今の感じではそういうことでやつていった場合にわかに取り消すというふうなことは一直線にはいかないじゃないかというふうに思つております。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

くだいようですけれども、（「くどくない」と呼ぶ者あり）にわかに指名競争入札の結果



をなしにするということはできないんじゃないかという何か法律的にね見解でもあれば伺っておきたいんですが。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

今のことについて法律で何か規定されているということはないと私は思っております。実は指名委員会の前も私は余りそういう点に詳しくないんですが、こういうことについての各市の態度なり聞いたわけでございますが、これはあくまでその市の考えでやることでございましてそういうことがたとえば今の例に上がっているような例があったらそれを指名をしちゃあいけないんだとあるいは、指名した後あるいは入札した後でもあれば取り消すべきだということがあればこれはもう当然私もそれに従うべきであります。私は今まで担当職員に聞いたものではそれぞれの市がこれは独自でやるべきものであってそこまで何か規定されているというものではないわけでございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

管財課長に伺いたいと思いますが、今の最後の助役さんとのやり取りでいいでしょうね、かりに日野市の中で起こらないということは別に業者との契約にもならないんですね。指名競争入札というそのものは契約じゃないと思うんですね、だから取り消したって訴えられるということもないんじゃないかと思いますが、その辺は専門家

である管財課長さん、企画財政部長さんが詳しいんじゃないかと思うんですがその辺は法律的にどんなものか、この際参考までに一つお聞きしたいと思えます。（「大林にやったら問題だよ」「高橋新聞に載るよ、自由新報にも」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

今のお答えいたします。一応このケースは私どもの方で初めてございまして一応明日に、いろいろ勉強させていただきたいと思えます。（「大事なところだぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

それはたいへん申しわけないんですが、一晩ないとそれぞれ上部官庁その他あれしなないとわかりませんか。それじゃあわかりました。続いて市長に伺いたいんですが。議長、市長にも質問できますね。

○議長（大下 博君）

どうぞ。

○三十番（名古屋史郎君）

助役にもきたんだから、今までのやり取りを聞いておられてですね、助役の最後のお答えではやはり好ましいことではないことであると、ただちに取消すということはここでは言えないけれども他市その他研究しなければならぬと思うところいうふうな答弁があったように聞きますが委員長である助役の御答弁と食い違った点があれば市長からこの際見解を伺いたいと思えます。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

これまでの質問を伺いまして問われるべき点というのはまああるというふうに思いますが、私どもが契約をしますのはいわゆる会社本社であるわけではなく出先きの機関が会社側の機関が何か個人的な間違いを起こしたと確かにその社の一つの失点になると思えます。それから不愉快な事件ではあります。しかしそれがその業者と契約をするこのこのかなえのけいちょうというところで考えます場合には完璧であることが望ましいけれども若干の減点によってそれを何かこの契約の根本にまで影響を及ぼすということについてはそこまで考えることはないのではなからうか。（「おかしいぞ、おかしいよ」と呼ぶ者あり）したがって今後の日野市自身の問題の中でそういう言われるようなことはもちろん起てもありませんし、それから本来の工事の施行の責任において完全な仕事をさせるという方にウエイトを置いて御審議をいただくことがやはりこの際お願をしたいというふうに思っておるわけでございます。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

だいぶ時間も長くなりますから簡単に申し上げますが、「やれ、やれ」と呼ぶ者あり仕事をしっかりやってもらいたいということで日野市で起ったことじゃないからという日野市以外のことから、これからの

仕事の中でいうことですが、また古い話に戻りますが戒め厳しさという論議がされているわけです。本会議の中でその戒め厳しさというのはみずから日野市の中の自分、職員というところが一つあると思えます。厳しさ戒めでよそに起ったことだ、末端の者がやったことで従業員もたくさんいることだからいろいろやったこともあろうと、それはまあ許そうじゃないかということとはやっぱり厳しさに欠けていると言われても私は仕方がない戒めだとか厳しさだとか言うからにはやはりみずからもちろん言うまでもなく、それ以外にやはり一点の影を感じさせるようなことは考えるところいうことが厳しじゃないかと思えますがどうでしょうか。それから御答弁を皆さんの御答弁を聞いてみると合議の中で決まったことだといううことが始終繰り返えされるだけです。それではもう議会で立ち入ることのできない範囲でまことに残念ですが市長としていろいろなやり取りがありましたけれども新聞は見えていたと日野市のことでないと感じてる者もいたと、後で見て気が付いてまづいと思ってももう……。そういうあたりで特にその中枢上にある人たちは業界の新聞その他だけで見ていればいいということじゃなくて、さきほど私何回もくり返して言ったように日野市に來ている新聞これらでだれでも要するに知れる範囲のものを問題にもしようとしなかったという職員の姿勢ですね、これについては仕方のないことだと思うのか、補助職員としても

う少ししっかりしてもらいたい、資料が不足してたんだと、こんな感じがされるのか、その辺の見解をひとつ伺っておきたいと思えます。二点ですね。厳しさというのはみずからその回りに及ぼしてそれらを引き付けた中での厳しさということが一番理想的じゃないかということに対してのお考えと、資料というか材料の中あるいは職員の中その仕事に対する取り組みの姿勢に完璧なものがあつたんだという感じなのか結果が出ていけばもう少しがんばってもらいたい面もあつたという単純な調査だった方がよかったんじゃないかという考えがあるかどうかその二点について伺います。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私といたしましては、その厳しさの点につきましては終始貫いたというふうにしておりました。それでたいへん指名委員会の中でも大役を果して、しかも相当いろいろな角度から信用のおける業者にとまあれどこが入札、落札するにせよこれならだいたいようぶというふうに全く思い込んでおりました、そして一つの情報としてそういう若干の失点を知らされておるわけですが、「若干どころじゃねえ、重大な問題だよ」「とんでもない」と呼ぶ者あり）厳しさという点で問われる点はそういうふうにしてたというふうに感じますができる限りのその厳しさ、それから責任感というのは貫いたということでも今思っておるわけあります。したが

って一つの大きい事業を取り組むに当りまして、また個人でも評価するにあたりまして：（発言する者多し）

○議長（大下 博君）

ちょっと静かに願います。

○市長（森田喜美男君）

：そういう批判については、今後十分社会的な常識に従っての厳しさで臨むということは当然でなければならぬ、こういうふうな現在感じておるわけがあります。

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

お答えがあつたみたいないまいたいな気がするんですが、あつたんでしょかね。（「ないよ」と呼ぶ者あり）それから助役のおっしゃってること若干の食い違いがあるというふうな解釈できますけれども、どうなんですか。助役は今、ここで取り消すなんていうことは言えない、しかし他市その他を研究してみたいと。その幅があるお答えのよう思いますが、助役、それでよろしいですね。そういうお答えで：。（「けっこうです」と呼ぶ者あり）市長のはみずからももちろんこの厳しさを貫いた、職員も貫いてくれた、あとで出た結果だ、仕事で見てもらうんだ、こういうふうな若干違ふんですけれども、そのあたりは言われたまんまです。よろしいかどうか、私は、ちょっと市長と助役が違ふというのはやっぱりまずいんじゃないかと思いますが、お答えがあれば：。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

例えば明らかに刑事事件とな

ってそうして（「そうじゃないよ、頭が悪いな」と呼ぶ者あり）刑事処分が行なわれたということになれば、その事件ですでに言われておる（「刑事事件になつてんだよ」と呼ぶ者あり）

：確かに對抗しなきゃならない課題だと思えますが、今、私の知り得てる範囲では、刑事事件とかあるいはそういうことにまで、起訴とか何とかそういうことにはなつてない、というふうに思えますので、（「なつてなきゃいいのか、どうぼうしても刑が確定してなきゃいいのか」と呼ぶ者あり）そういう根本問題にまで遡及して考えるというふうには思つてないわけでありまして、ひとつたいへんな仕事ではございますが、私も全責任をもって、そして間違ひのないように完遂をしていただくというところにウエートをかけてやっていきたいと思つております。そのように御支援をお願いしたいと思つておるわけでございます。（「御支援なんかするものか」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）

最後に助役から特段の発言もないものですから、市長の言われたことと助役の言われたことと違ふ、指名委員長の言われたことと、最高責任者の市長の言われたことと若干違ふということを確認して質問を終わりたいと思ひますが、意見の場はあるんですね。まだ。

○議長（大下 博君）

あります。

○三十番（名古屋史郎君）

質問を終わります。

○議長（大下 博君）

それでは次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

私はこの指名の入札に何というか参加してるといふことの自分の一つの所感というものから質問したいと思うんですが、第一中学とか金額の問題ですね。この落札価格の：。これは何か業者がやることでわれわれのこの指名委員会の人なり管財課長が立ち会つてこういう入札をやつてゐるのは、どうにもできないものだというところも十分知つております。そういう点から見ると、第一中学とか第二中学の落札価格というのを見ると、第一中学校の場合に、業者が違つていても現実に五％ぐらいの落札価格等が同じ業者との価格の差があるようですね。五％ぐらい。第二中学の場合には、同一業者が第一回に入れた価格と一・五％ぐらい。ところが庁舎の場合を見ると、本体の大林組が取つたのは大体四％ぐらい、同じ市長の出された入札価格のところまで四％ぐらい。自分は数字に弱いから確実かどうか、多少は違ふかもしれませんが四％ぐらいダウンしてるようです。それから電気関係になると七・五％ですか、それから衛生設備関係になつても五％です。こういう自分はいずれを見たと時に、これはもちろん市長の入札価格の一つの恐らく基準というものは、岡設計業者に基づいて見積価格というものが出てくるのか、さもないければ専門家でおられる建築課長の平井課長が算定したものをチェックしてるそのものを

市長が一つの考え方でおそらく決めるのか、その辺の言い得る範囲でけっこうだと思ふんですが、その中で私お聞きしたいと思ふんですが、二年の間という工期の中でいかに物価が鎮静して非常に今、不況の中で競争入札だという考え方が、非常に業者に仕事がないというか、そういう点も考えますけれども、二年間という工期の中でこの四％、同じ会社でも四％もダウンしてくるということ、その価格は、市長の例えはよくそれで入札価格に届いていったということを見ると、はたしてりっぱな工事ができるのかどうか。さっきの名古屋議員さんのいろんな道義的な責任の問題の応答もあつたんですが、私はこういう何というか金額からみて今の非常の厳しさならば、最初に入れる価格からそんなに落札価格までが違わないのがあたりまえじゃないかというふうに考えるんです。それは業者の責任でどうにもいたしかたがないかもしれないけれども、四％も、ある場合には七・五％も同一業者で最後の価格がダウンしてくるというのは、業者の良心というのか、そういうものも非常に疑いたくなる。それで今、さきほどのいろんな話を聞いてると、二年間という工期の中で、立派な庁舎ができるのかどうか。市長は名古屋議員さんの御質問に対して、厳しく落札業者を取り締まるという監視の中でいくということは言っておられますけれども、その辺の自分は見積価格というものはどういう形で、例えば設計業者がするのをだれがチェックするののかということ

です。そういう差が出てくるというのはこれは業者のモラルの問題になるかもしれないけれども、そういうことが少なくとも世紀の、日野で言えば二十三億九千万円ですか、こういうような一つの仕事で数は少ないと思ふんですね。そういうことでいまだ少し業者を、十二業者選ぶ中でほかの業者、電気とか衛生設備も十社を選ぶ中で、もっと自分は慎重さがあつてもよかつたのではないかと考えますが、その点をお答え願いたいと思います。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公共事業を建設業者に請負契約をさせる、これは一つの法律なりあるいは条例なりに基づいたシステムの中にそういう形が示されておるわけでありまして、したがってかなり競争をするという範囲で公正な競争をしていただく。それから一方の設計があり、それに伴つての非常に細かな緻密な仕様書があり、これには細かい材料まで積算されておりますから、それに伴つての公的に準拠する積算単価があるわけでありまして、それから恐らく経費でありますとか、その他の細部にわたりまして、つまり積算をすれば、いわゆる予定価格とはほとんど一致するような数字が出るわけであらうと思つております。そこで適正な競争の原理が作用するといひましようか意欲があるところがいろいろ努力によつての利潤の範囲をちぢめておる、そしてそういう数字をはじき出すんではなからう

か、こう思つておるわけがあります。もちろん適正な利潤も、積算単価、積算数字の中には含められると思つておりますけれども、それを工事の仕組みでありますとか、段取りでありますとか、あるいは取り組みの形の内容におきまして、業者それぞれの努力があろうかと思つております。そういう中で、それぞれの社が自分の考えで、これならやれる、これならだいたいよくやれる、こういうような価格を示してくるのが、いわゆる競争入札の手順だろうと思ふわけでありまして、したがって、今日は比較的工事も少ない経済情勢の中でありまして、確かに各社が相当意欲をもつて努力をし、積算についてもぎりぎりのところを出すということがあつたのではなからうか、こういう感じもいたしております。それらの手続き一切をまとめまして、最近の傾向を感じておりますのは、ともかく一回目に何か相think切った価格を入札をして簡単に早く入札事務が終わるといふものもありますけれども、われわれもなるべくならば若干でも、安く悪からうじゃむろんありませんが、現在の社会に適應できる程度の利潤の何といひましようか、努力に期待をしましてある範囲の減額を予定価格として示しておる、こういう状況でありまして、かなりいい線をついてる、こういうふうに思つておるわけでありまして。したがって何か安いから仕事が悪くなるというふうなことは恐らくあるはずありませんし、またやれる範囲で積算は詰められた、こういうふうに見ておるわけであり

ますから、その仕様に基ついて、あるいは契約に基ついて厳正な管理、監督をやっていく。こういうことの裏付の中で一般工事ができるわけでありまして、そういう確信のもとに取り組んでいく決心でございます。

○議長（大下 博君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） 今の積算価格というか今、市長の答えの中で法に基ついて明細書が出てくるということですが、そのチェックされるのはどなたがやられるかということを一とつ答えていただきたい。技術的にしろ市長さんといつても

そこまでは分らないんじゃないかと思ひます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君） チェックでございますが、これは一番最初の数字は設計事務所を出しておりますから、それを

私どもの建築課の課長以下のスタッフ、これは防衛庁の補助をいただくこともございますので防衛庁のチェックもしていただいております。そういうチェックを済ませまして積算価格が出ておるわけでありまして。

○議長（大下 博君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） 確かに今市長の答弁の中で、安いから決して悪いんじゃないというんですが、ただ自分は同一業者で第一回目のこれは業者のモラルの問題だからいたしか

たないと思うんだが、第一回目に入った価格から落札の価格まで電気などを取り上げると七・五%ぐらいダウンしてる。そこにいわゆる市長のいう入札額があるということになると、これは荒利益が二割とか、税金をいろんな納めるあれからいくとこれは非常に自分ではたしてほんとうの誠意というものが示されて第一回から入札をされてるのかということを非常に疑わざるを得なかったというのが自分がこの間立ち会って見ておって感じを受けたわけです。そうすると、はたして業者のさっきから何回も繰り返すようですが、業者の指定業社の選り方という問題になるのじゃないか。これは今まで業者の慣行上やむを得ないんだと言われればそれまでですが、その点は特に契約に数度立ち会って、この問題でなくて、これはずっと業者のモラルという慣行的なもので、いたしかたないものですか、その点お聞きしたい。

○議長（大下 博君）

建築課長。

○建築課長（平井 忠君）

積算の過程の問題なんです

よね。ということは、私たちのほうで工事の設計に当りまして、発注段階で図面を提示して、それを積算していただくわけですが、けれども、通常私たちのほうの積算単価は、直接工事費に対する諸経費率ということで出しますね。業者のほうはやはり同じケースで出すわけですが、いわゆる利益率の取り方というんですか、さきほど石坂議員さんおっしゃったように、純利

益あるいは荒利益という取り方の比率がやはり違うわけです。その内容については、業者自身がやるんで、私たちのほうには分からないわけです。私たちのほうはある基準、役所で決まっております基準に従って出しておるわけです。最終的には業者の方、荒利益的なもので積算されたもので結局入札をし、当方の予定価格までに順序を追ってくるわけですが、ただはその荒利益の率の差が正當かどうかというか、あるいはずさんであるとかどうかという点については、私たち自身では分からないわけです。ですからさきほど御指摘になったように、業者自身のモラルもあるでしょうし、また業者自身は一生懸命見積った結果がそうだったかもしれない。しかしやはり工事を取る過程で、今、最小限純利益を見込んで、これまでに七%なら七%まできてもやれるんだという自信のもとに私はやっていると確信しております。以上です。

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

今の問題、自分は了解します。

自分はなぜそういうことを聞いているかというと、この前、板垣議員もジョイントベンチャー方式というんですか、東京都が今導入されているということですが、恐らくこの大林さんにしても電気業者にしても何かの部門はまた下請に行くんじゃないか。そうなるというわけもある程度利益というものをばねて下請ということになると、むしろ下請業者というのはいくらと厳

しくなるのではないか、市は非常にりっぱなものがつくれると

いうことだけれども、むしろそれを地元業者を使えということになると地元業者のほうに泣くようなことができるんじゃないか、というようなことを考えるので、あえていろんなことを聞いてるんですが、そういう点で何か特に下の問題どうなんですか。地元の業者を部分的には使うというようにすることを考えていられるのか、あるいは契約の根本的な問題があるので、そこまで聞くのはどうかと思うんですが、べつに答えられなければけっこうなんです。意見としてあとの場でかまわないんですが、その辺なんです。さきほどさきほど指導がなされているのか。あるのか、ないのかでけっこうです。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

これはまだ契約の段階に至っておりません。ですから議会の議決がなければ契約はできませんので、その辺のことはまだ全然話しておりません。

○議長（大下 博君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

まず一つは、石坂議員もち

よっと触れてましたけれども、入札の現場に庁舎建設委員として立ち会われたという話も聞いております。従来、議会がそういう立場に立つということは、いわゆる執行権、あるいは議決

権というような問題が非常にあったんで中止した。

今回は庁舎建設の入札時点にどういう形が分かりませんが、けれども、いわゆる議会で立ち会ったというのか何ていうか分かりませんが、それはどういふような形でなされたのか、それをまずちょっとお伺いしておきたいということ。基本的な考え方をどこにあったのかをお伺いしたい。それから私たちはやはり庁舎建設については条件整備というようにも前から申し上げております。そういう意味では機会あるごとにお伺いしてきたわけですが、庁舎建設もいよいよ具体化してきております。そういう中でたとえば二・二・五あるいは一・三・二の道路整備の条件がどのような形で進捗されているのか、また具体的にどういふ折衝をされ、今現時点がこれらの問題についてどう進展しているのか、まずそれを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

最初の件でござりますが、これ

につきましては庁舎特別委員会の方から入札の時に入札を見たいというお話があったと聞いております。それで私どもは別にそれを非公開にする理由もございませんので、委員の皆さん方に御連絡しまして出席してくださる方は出席して下さいということをお知らせしたわけです。それで何人かの方がお見えになったと聞いております。それから二番目の質問でござい



ますが、庁舎に関連する主として道路の御質問かと思ひます。

二・二・五につきましてはその後地主の方々のところに一軒一軒回っております。回りましたところで集まっていたいて御理解を得るようなお話をお願いを申し上げております。最初のころからみますと、多少私どもの考えが理解されつつあるんじゃないかと思っております。なかなかむずかしいことでございます。完全にもう解決したというところまではまだいっておりません。今後も続けてそれぞれの地主さん、特に一番道路がかかる方々に積極的にお願いにあがりたと思っております。それから一・三・二につきましてはこれは多摩平地区の方が前からこのことにつきまして反対だということで運動をしております。それで何度か市長あるいは私、多摩平のほうで話を進めております。最初は絶対反対だということでございましたが、この前いきましていろいろお話ししまして、絶対ということではなくて、ある自分たちのいう道路公害についての対策を示してくれと、こういうところにきております。私どものほうでそれは国の仕事でございますので担当課に命じて建設省の事務所と連絡をとりまして、どのような対策を取るべきか、取れるか、それを詰めている段階でございます。これもそういうことで反対をされている方の合意を完全に得たという状況ではございませんが、さらに進めていきたいと思っております。道路につきましては以上のようなことでございます。

こういうことから考えて、今後やはり議会としてそういうところにタッチさせるのかどうなのか、今後の考え方。それから個人が簡単に見せてくれといえはその個人だけいくならいけれども、やはり委員会が全部いくということになりますと、何かちょっとそこで割り切れないものが残りますので、そのへんの考え方をひとつ明確にお示しいただきたい。今後の問題もございまして、契約金額が多いから、あるいは小さいからじゃなくて性格的には同じだと思ひますので、よくお伺いしておきたい。一時さきほど言われたとおり、従来は委員会がいわゆる立ち会っていたわけですが、さきほどから申し上げるとおりそれはいわゆるどうもむずかしい問題でということで、議会では一度下がっておりますから、それをまたここで復活させるのかどうなのか。結果的にはそういうような考えもできますのでそのへんをひとつ明確にお答えいただきたい。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

せっかく執行機関、議決機関という本来の機能の分担の中で、つまり入札、執行等はこれは執行権に属するということははっきりしておると思っております。そこで何か紛らわしい配慮であったかもしれませんが、密室の中でやる事務ではないというふうに考えまして特に大きい課題の一つの事務でもございますので、委員会の方でもひとつつかつて御審議の場でそういう御意見もありましたので

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

排水のこともお伺いしよう

と思つたんですけれども、滝瀬議員とのやりとりがありますので、それでいいということではございませんけれども、用水路の場合はいい悪いは別にいたしましたとしても一応水路というものがありますから何らかの形で処理はある程度できるかもしれませんけれども、道路の問題はこれから付けていかなければならぬ問題ですので、助役の答弁を聞いていますと、何か前と同じようなきわめて何ていうか、どうも進捗がしてないようなふうにも聞こえますし、また現場の人からもいろいろ聞いてみますと非常にまたそういうこともあるので不安でお聞きしているわけなんですけれども、これはどうしても実現していただかなければならぬ私たちの条件整備の中の一つですから、精力的にやはり進めてほしいと、こういうふうに思います。

それからもう一つさっき庁舎特別委員会が入札のところ立ち会ったというのは何か希望があったからだ、ということですから、今後そういうことで議員として希望があればそういうことは可能なかどうか。さきほど来、申し上げております議決権、執行権の云々の問題、非常にデリケートの問題だと思ひます、こういった場合には。ましてやさきほど来から長時間いろいろな問題でやっておりますし、さらにまた執行権、議決権の問題は明確なものがないといけません。ないか、

特別に、特別にというよりもそのことを、行ないますということをお知らせをしたという範囲でございます。今後は明確にもちろんいたします。このたび別段明確を欠いたということではありませんけれども、そういう御意見に若干添ったという気持でおるわけでございます。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

市長の言われることも分

かります。ただそういうことでは何が何だか分からないというようなことでは困りますので、別に市長とけんかするつもりはありません。やはり基本的な交通整理をしておきませんと何かの問題でいろいろと出てきます。さきほど来から言っているとおりの、いろいろな業者の問題でいろいろ長い時間やりとりがあった中で議会としても非常になおさらやりきれないものが残ると、と同時にまたいろいろ聞いてみますと電話連絡でどうのこうのといふことも言っておりますし、非常に簡単な考え方のようですから、悪意はないと思ひますけれども、ましてやこういう事態になりますとよいけいこういう気が起りますので、やはり市長のやることは分かるとしてその点はやはり明確にしておいていただきたいということを重ねて申し上げて質問は終わりたいと思ひます。（「議長、特に今の問題で一言、言わせてもらいたいんです。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

特に石坂勝雄君。

○十二番 (石坂勝雄君)

市長さんのお答ならいいけれども、助役の今さっきの答弁の中だと庁舎委員会として何か参加させてもらいたいと、見させてもらいたいというふうな意見に取れるやに私は受け取ったんですが委員会としてはそういうことはございません。審議の過程というか中で委員の中からそういう意見が出たことは自分は知っております。しかし委員会九月一日の入札に庁舎委員会を、早くいえば傍聴させてくれとか、いわゆるフリーの立場で参加させてくれとかいうようなことは申し上げてございません。むしろ電話できたので、むしろ自分のほうが自分はいつとも執行権と議決権という立場は厳然としていっていることがいいんだということを終始一貫自分は通しているつもりです。その点の誤解のないように。何か今の助役の答弁だと委員会のほうからむしろいわれたというように感ぜられるので、その点自分は立ち会っておりますけれども、そういう点ははっきりするつもりです。

○議長 (大下 博君)

それでは一応助役。

○助役 (前川恒雄君)

たいへん失礼なことをいたしました。私も庁舎の委員会の中である議員さんがそういうことをそういう問題を出されたということで聞きまして申し上げたことで、決して委員会としてそういうことを申し入れがあったということではございません。この点は私の言い方が至らない点がありましたことをおわびいたします。

○議長 (大下 博君)

よろしいですね。それではこれをもって質疑を終結いたします。本三件についての御意見があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○二番 (滝瀬敏朗君)

わが党の滝瀬議員が青森県の八戸で起こりました、今回落札をいたしました大林組に対して質問をされたわけでありまして。これは青森県の地元の東羽日報で、こういう新聞であげられ、この中で公会堂建設でも汚職というふうなことが書かれております。これだけではなくて、ほかに汚職があったようなタイトルのように感じられます。いずれにいたしましてもこの問題ははっきりしております。今回落札されました大林組が汚職をしたんだということははっきりしております。そこで東京都でこれに対してさきほど名古屋議員のほうから質問もございました。東京都でも指名を保留にしているというふうな事実がございます。これは保留にしているということは指名を停止しているというふうにも受け取れるわけでありまして。したがってさきほど来のやりとりの中で市長からも一度落札されたんですから、これはどうしてもこの大林組にやらせなければならぬというふうなことでございまして、私もさきほどこういうふうなことが事実でありますので、この大林組はぜひ市庁舎建設について降りていただいて、新たに入札をしないおすべきだろうと、こういう意見を申し上げておきます。

○議長 (大下 博君)

名古屋史郎君。

○三十番 (名古屋史郎君)

意見の前にお断いをしておきたいんですが、さきほど管財課長のお答は必ずいただけたものと確信してよろしいですね、さきほどの。市長なり助役なりのお答があったからということで不問にされたのでは困るわけなんですけれども。御返事はありますね。お忘れですか。

○議長 (大下 博君)

ちょっと議長からお伺いしますけれども、さきほど管財課長からの答弁の範囲のことですか。

○三十番 (名古屋史郎君)

今日は役所が閉まっているから、上部官庁が、夜ですから、今晚一晩のあれをおく必要があるということなので、法律的な見解を伺いたいという返事が助役市長の答弁その他でかき消されることのないようにお願いをしたい確認をしているわけです。よろしいですか。

○議長 (大下 博君)

よろしいです。

○三十番 (名古屋史郎君)

それでは意見を申し上げます。私は繰り返し長時間を費して日野市に一点の曇りもないということは今段階で私はそう信じております。しかしさきさきそういう点でやはり助役が最後に答弁されている線を強く推進されるよう、日野市の名誉にかけてお進めいただくよう理事者にはお願いをしたいと思います。それからそれらのことを踏まえて総務委員会では慎重審議、お疲れであろうと思いますけれどもお願いをして意見を終わりたいと思います。

○議長 (大下 博君)

ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。さきほど滝瀬敏朗君、名古屋史郎君の御意見がありました。これらを十分参酌しながらおはかりいたします。これをもって議案第六六号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結、議案第六七号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結、議案第六八号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (大下 博君)

御異議ないものと認めます。よ

って総務委員会に付託します。

本日の日程はすべて終わりました。明九日は午後一時より総務委員会を開催いたします。次回の本会議は十日午後一時から開催いたします。時間厳守で御参集願います。本日はこれをもって散会いたします。

午後十一時三十四分 散会

九月十日 水曜日 (第二日)

昭和五十年 日野市議会会議録 第二十九号

九月十日水曜日(第二日)

出席議員(二十八名)

|          |     |       |      |        |
|----------|-----|-------|------|--------|
| 欠席議員(二名) | 三番  | 奥住芳雄君 | 二十八番 | 飯山茂君   |
| 一 番      | 滝瀬  | 政吉君   | 十六番  | 秦正一君   |
| 二 番      | 滝瀬  | 敏朗君   | 十七番  | 清芳君    |
| 四 番      | 正国  | 大治君   | 十八番  | 杉寅三郎君  |
| 五 番      | 鈴木  | 美奈子君  | 十九番  | 高橋夫君   |
| 六 番      | 橋本  | 祐子君   | 二十番  | 佐々木雄君  |
| 七 番      | 板垣  | 正男君   | 二十一番 | 大柄保君   |
| 八 番      | 黒川  | 重憲君   | 二十二番 | 大下博君   |
| 九 番      | 林   | 重義君   | 二十三番 | 本間久君   |
| 十 番      | 谷   | 栄吉君   | 二十四番 | 一本ノ瀬隆君 |
| 十一 番     | 剣持  | 佐吉君   | 二十五番 | 日野源作君  |
| 十二 番     | 石坂  | 勝雄君   | 二十六番 | 吉富繁枝君  |
| 十三 番     | 竹ノ上 | 武俊君   | 二十七番 | 三浦重春君  |
| 十四 番     | 米沢  | 照男君   | 二十九番 | 島村孝志君  |
| 十五 番     | 市川  | 芳太郎君  | 三十番  | 名古屋史君  |



説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |    |     |      |    |    |
|--------|----|-----|------|----|----|
| 市長     | 森田 | 喜美男 | 建設部長 | 田倉 | 高光 |
| 助役     | 前川 | 恒雄  | 福祉部長 | 赤松 | 行雄 |
| 収入役    | 杉本 | 好次郎 | 水道部長 | 成井 | 正夫 |
| 企画財政部長 | 加藤 | 一男  | 教育部長 | 倉又 | 秀作 |
| 総務部長   | 松村 | 清栄  | 管財課長 | 伊藤 | 正吉 |

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

|    |    |    |    |    |     |
|----|----|----|----|----|-----|
| 局長 | 中村 | 亮助 | 書記 | 荒井 | 一雄  |
| 書記 | 朝倉 | 敏夫 | 書記 | 桎村 | 正男  |
| 書記 | 鈴木 | 晴彦 | 書記 | 小松 | 恵美子 |

議 事 日 程

昭和五十年九月十日(水)  
午後一時開議

(総務委員会審査報告)

- 一、議案第五九号 日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分の報告承認について
- 二、議案第六〇号 昭和五十年度日野市一般会計補正予算(第二号)専決処分の報告承認について
- 三、議案第六一号 日野市立百草台小学校増築施設取得専決処分の報告承認について
- 四、議案第六二号 日野市立第六幼稚園(仮称)施設取得専決処分の報告承認について
- 五、議案第六三号 昭和五十年度日野市一般会計補正予算について(第三号)

- 六、議案第六四号 日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結について
- 七、議案第六五号 日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結について
- 八、議案第六六号 日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について
- 九、議案第六七号 日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について
- 一〇、議案第六八号 日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

追加日程

日程第一 会期の延長

本日の会議に付した事件

追加日程第一

午後五時五十二分 開議

○議長（大下 博君）

今日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。おはかりいたします。この際、会期の延長を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

よって、この際会期の延長を日程に追加し議題とすることに決定しました。会期の延長を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）

さきほど議

会運営委員会を開会いたしました。会期の日程について審議いたしました。その結論を得ましたので御報告いたします。会期を三日間、十三日まで延長することに意見一致を見ましたのでよろしくお願いしたいと思います。なお、総務委員会の報告については十三日、一括にお願いすることにも意見一致を見ております。そのようによろしくお願いいたします。以上御報告を申し上げます。（「御苦労さん」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

ただいまの議会運営委員長の報

告のとおり会期を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

よって会期は九月十三日まで三日間延長することに決しました。おはかりいたします。今日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。次回の本会議は十三日午前十時より開議いたします。本日の未了日程は十三日の日程といたします。本日はこれにて延会といたします。

午後五時五十四分 延会

九月十三日 土曜日 （第三日）

昭和五十年  
第四回臨時会

日野市議会議録

第三十号

九月十三日土曜日(第三日)  
出席議員(二十八名)

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 二十八番 | 飯山茂君   | 三十九番 | 名古屋史郎君 |
| 一    | 滝瀬政吉君  | 十五   | 市川芳太郎君 |
| 二    | 奥住敏朗君  | 十六   | 秦正一君   |
| 三    | 大芳雄君   | 十七   | 清水芳雄君  |
| 四    | 正治子君   | 十八   | 杉山三郎君  |
| 五    | 鈴木美奈子君 | 十九   | 高橋通夫君  |
| 六    | 橘祐子君   | 二十   | 佐木雄君   |
| 七    | 板垣正男君  | 二十一  | 大柄保君   |
| 八    | 黒川重憲君  | 二十二  | 大本下博君  |
| 九    | 林重義君   | 二十三  | 一本瀬久君  |
| 十    | 谷栄吉君   | 二十四  | 一ノ瀬隆君  |
| 十一   | 剣持佐吉君  | 二十五  | 日野源作君  |
| 十二   | 石坂勝雄君  | 二十六  | 吉富繁枝君  |
| 十三   | 竹上武俊君  | 二十七  | 三浦重春君  |
| 十四   | 米沢照男君  | 二十九  | 島村孝志君  |

説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |     |        |      |
|--------|-----|--------|------|
| 市長     | 喜美男 | 生活環境部長 | 加藤一郎 |
| 市役     | 恒雄  | 建設部長   | 田倉高  |
| 収入役    | 好次郎 | 福祉部長   | 赤松行雄 |
| 企画財政部長 | 一男  | 水道部長   | 成井正夫 |
| 総務部長   | 清栄  | 教育長    | 倉又秀作 |
| 市民部長   | 三久  |        | 君    |

会議に出席した議会議務局職員の名

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 局長 | 中村亮助 | 書記 | 榎村正男  |
| 書記 | 朝倉敏夫 | 書記 | 川上輝子  |
| 書記 | 鈴木晴彦 | 書記 | 原清美   |
| 書記 | 荒井一雄 | 書記 | 小松恵美子 |

議 事 日 程

昭和五十年九月十三日(土)  
午前十時開議

(総務委員会)

- 一、議案第五九号 日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分の報告承認について
- 二、議案第六〇号 昭和五十年日野市一般会計補正予算(第二号)専決処分の報告承認について
- 三、議案第六一号 日野市立百草台小学校増築施設取付専決処分の報告承認について

- 四、議案第六二号 日野市立第六幼稚園(仮称)施設取得専決処分の報告承認について
- 五、議案第六三号 昭和五十年日野市一般会計補正予算について(第三号)
- 六、議案第六四号 日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結について
- 七、議案第六五号 日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結について
- 八、議案第六六号 日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について
- 九、議案第六七号 日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について
- 一〇、議案第六八号 日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第一から第八まで

休憩後再開に至らず流会。



午後五時三十四分開議

○議長（大下 博君）

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

よつて会議時間を延長することに決定いたしました。暫時休憩いたしたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。

午後五時三十五分 休憩

午後八時 四分 再開

○議長（大下 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

す。

これより議案第五九号、日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分の報告承認の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）

議案第五九号についての総務委員会の御報告をいたします。この専決処分は市立第一幼稚園増築工事であり、契約金額は三千二百七十四万五千円、随意契約で大協建設株式会社が請負内容であります。委員会としては慎重審議した結果、全会一致で専決処分の報告に対して承認することを決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よつて議案第五九号、日野市立第一幼稚園増築工事請負契約の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第六〇号、昭和五十年日野市一般会計補正予算（第二号）専決処分の報告承認の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（米沢照男君）

議案第六〇号についての

委員会の御報告をいたします。この議案は五十年一般会計補正予算の債務負担行為補正の追加と変更であります。追加は特別養護老人ホームに対する共同利用負担金六千六百万円、これ

の追加であります。そして変更は百草台小学校増築事業一億九千四百三十九千円を二億八千五百九十五万九千円に、更に第六幼稚園新築事業六千三百二十二万円を八千七百四十八万三千円にそれぞれ変更する。こういう内容の債務負担行為の補正であります。委員会としてはこの必要を認め全会一致でこの専決処分報告に対して承認することを決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって議案第六〇号、昭和五十年年度日野市一般会計補正予算（第二号）専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。これより議案第六一号、日野市立百草台小学校増築施設取得専決処分の報告承認。議案第六二号、日野市立第六幼稚園（仮称）施設取得専決処分の報告承認の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

いただきたい、こういうふうに考えておるわけです。もし理事の方からしつかりしたものがないとですね、私はこれから出されるだろう議案の委員長報告の中にもありますような、たとえば一連の知りませんけれども、一連の問題よりかむしろね、もっと大きな問題が出るような気がするわけであります。そういう意味から完全な技術的な問題ですが、手抜き、そうした工事のないうちに嚴重に市の方からは非監督者を派遣して工事をやはり見守る、こういうかっこうにしていきたいと思いますと思うわけです。

○議長（大下 博君）

ただいまの要望意見のように承りましたので、ちょっと私の皆さんにお聞きしたのとは若干違うようなので、ほかに質疑はありませんか。なければこれをもちて質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。ほかに御意見はありませんか。（「委員長は慎重審議したって言うけれど慎重審議していないことになる」と呼ぶ者あり）（笑声）なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は承認であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって議案第六一号、日野市立百草台小学校増築施設取得専決処

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（米沢照男君）

議案第六一号は百草台小学校増築施設取得の専決処分であります。一億八千九百九十八万三千三百二十円で日本住宅公団東京支社から取得するという内容であります。委員会としては慎重に審議した結果全会一致でこの専決処分の報告を承認することに決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。本間久君。（「総務委員が質問するばかないよ。」と呼ぶ者あり）

○二十三番（本間 久君）

実は総務委員でありますけれども若干問題を指摘をして市の側に十分注意をしていただきたい問題でありますので、（ルール違反だよ」と呼ぶ者あり）この際ですから質問しておきたいというのは実は、つい最近七月二十七日の毎日新聞ですが、鶴川団地におきまして、日本住宅公団が請負ました、鶴川団地約千七百戸のうち七百八十戸、五階建て三十戸、これが欠陥バルコニーであるということでもって大分住民の側から怒りが紛争して、更に住宅公団に対する強い責任追求が行なわれていると、こういうことですね。したがってこの議案の中にありますように、住宅公団がもちろん他の業者にやらせたと思えますけれども、その際日野市側も十分な監督を、監督者として目を光らせるということを行って

分の報告承認。議案第六二号、日野市立第六幼稚園（仮称）施設取得専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。これより議案第六三号、昭和五十年年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（米沢照男君）

議案第六三号について委員会の御報告をいたします。この五十年年度第三号の補正予算でありますけれども、歳入で東京都の補助金が三千五十九万九千円減額の補正になっております。

歳出で児童福祉費二千七百三十万円、そして予備費で三百二十九万九千円それぞれ減額の補正になっております。

第二表の債務負担行為補正、これは追加であります。百草台保育園の新築事業五千七百五十二万八千円が追加となっております。委員会としては全会一致で可決を見ておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ、

つて議案第六三三号、昭和五十年年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六四号、日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結。議案第六五号、日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（米沢照男君）

六四号につきましては、

日野第一中学校の増築工事であります。契約金額は六千九百九十万円。契約の相手方は中島建設株式会社であります。

六五号は第二中学校増築工事七千五百万円。契約の相手方は中村建設株式会社であります。委員会としては、この二件いずれも全会一致で可決をしております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のと

おり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ、

つて議案第六四号、日野市立日野第一中学校増築工事請負契約の締結。議案第六五号、日野市立日野第二中学校増築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。（「休憩」

「がんばれ」と呼ぶ者あり）

これより議案第六六号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。（「報告省略」と呼ぶ者あり）

○総務委員長（米沢照男君）

省略などという発言もあ

りますけれども簡潔にそれでは御報告をいたしたいと思えます。総務委員会は九日から今日まで足掛け五日間、長時間にわたって審議をいたしました。しかし付託の際に八戸市における大林組のいわゆる汚職事件、そして武蔵野市における清水建設の汚職事件、この二件について指摘がされました。その後事実確認に長時間を費しております。以下の二つの事件について委員会として知り得る限りのこれも最終的にこれが事実だという確認をするべきがありませんけれども、可能な限りこの事実確認をしたわけでありましても八戸市における大林組の汚職事件については、八戸市役所に問い合わせ得た情報、そして事件を報道したそのローカル紙の本社に問い合わせ得た確認した情報、更に高橋、谷、杉山、三議員が日野警察署の大島刑

事課長から個人的に聞き出したいわゆる情報、この三つのルートから事実の確認に努力をしたわけですが、それでも、そこで得たこの事件の内容は次のようなものであります。八戸市の公会堂の建築工事、これを約二十二億円で大林組が請負った。そして五月一日にその公会堂がオープンしておりますけれども、大林組の仙台支店八戸工事事務所の所長が二名の職員に十万円の商品券、一名の職員に五万円、一名の職員に三万円、それぞれ現金を送ったとそれが発覚して三人の職員が起訴処分を受けております。送った側の所長は処分保留、起訴するか、あるいは不起訴になるかまだ未定という段階であります。こういう事件の内容であります。このことに関連して東京都は大林組の入札を保留処分、入札指名の保留処分に行っていることが明らかになっております。更に武蔵野市における清水建設の汚職事件でありますけれども、井の頭小学校の改築工事を清水建設が随意契約で請負っております。着工の際、三回にわたりまして職員をもてなしたという内容であります。一説によりますると、もてなしたをうけた職員は五千円づつ会費を払った、こういうことも伝えられております。概略、以上が八戸市そして武蔵野市における不正事件の内容であります。

これはさきほど申し上げましたように、はたしてこれが最終的に確認できる事実かどうか、この点は委員会としては、はつきりと確認するまでに、そういう手段というか、すべがござい

ませんので、知り得る範囲の内容だということとあります。いろいろな委員会としては、この二つの問題について長時間にわたっていろいろ質疑がされました。そしてただいま申し上げたような内容が委員会として明らかになったということとあります。そして委員会の審議を通じて出された幾つかの問題点のやり取りでありますけれども、一つは落札から契約締結に至るまでの法的な手続きについて確認がなされました。一口に言って議会の議決を得なければ契約成立はならない。契約成立の絶対的な要件として、議会の議決が必要だ、こういうことが確認をされたわけでありまます。審議を通じて再三論議になったのは、指名委員会になぜ市長、収入役が加わったのか、という点も再三にわたる疑問が出されました。これに対して理事者としては、日野市始まって以来の大事業であるということからいって、その最高責任者である三役が入ったほうがいいし、また入って当然だ、業者の指名は最終的には市長決裁で決まるたてまえになつて、しかし委員会の結論がそのことによって無視されたことはないということが答弁されております。

それから特にさきほど報告した汚職事件に関連して、不正のあった大林組をなぜ指定したのか、という疑問も再三繰り返し出されたわけですが、これは一地方の地方新聞に報道された事件だということから、指名委員会としてもかなりこの点については、神経を使ったようですけれども、事前に知るすべ

はなかつたんだということが繰り返して答弁で明らかにされてお、ります。そして大林組のその後の実績、つまり事件を起こした以後、入札あるいは落札した、そういう実績がある、ということが明らかにされております。幾つか御紹介しますと、落札については八月二十五日に防衛医大の工事を落札しております。さらに川崎市の排水管工事、これも同じく落札しております。さらに町田の市民病院、裾野市の庁舎、名古屋市の市街地再開発事業、あるいは川崎市の住宅供給公社など十件前後、事件後にそれぞれ指名をされ、入札に参加をしているということが明らかにされております。さらに指名業者を最終的にどうやってしぼっていったのか。この点もかなり時間をかけ、何人かの委員から質問と疑問が出されたわけでありすけれども、これについては当然のこととして各社の資料に基づき、しかも点数制、その他もろもろの要素を加味して総合的に判断して結論を出したんだ、これ以上の委員会の審議の内容については、答弁を差し控えたい、これ以上のこととはちょっと答弁できないということとで終結をいたしました。それからさらに富士電機の事業実績についても質問が出されました。お手元に各社の経歴書が資料として提示されておりますので、御覧いただきたいと思ひます。それから宅地造成に関連した企業が指名からはずされているのはどういふわけか、おかしいじゃないか、ということも何人から疑問として出されました。これについても、これに答弁す

るのは、結果的に指名委員会の内容を明らかにすることになるので、答弁は差し控えたいということで、これは明らかにされませんでした。さらに大林組が本體工事を落札をしているけれども、うわさによれば、鴻池、西松建設、この三社で仕事を分担して請負うというふうに聞いているけれどもどうなのかという疑問も出されました。しかし市当局としては、全くそのことについては関知をしてない、あくまでも大林組を相手として契約をするんだ、という答弁がされております。そのほか、細かい、かなり長時間にわたるやりとりがされましたけれども主だったやり取りは以上のようなことであつたと思ひます。そして最終的にこの議案第六号、いわゆる本體工事の契約締結につきましては、採決の結果、二対五で委員会としては否決になっております。たいへん簡単な報告ですけれども、以上で委員会の報告を終わります。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。谷榮吉君。

○十番（谷 栄吉君） 私はただいま委員長の報告につきまして、やはり傍聴をいたした一人でございますが、ただその間にやはり神聖な議会でございますので、間違つた委員長の報告につきまして、一、二ただしておきたいと思ひます。と申しますのは、青森県八戸市の汚職事件に関しまして、職員二名という報告をしておりますが、第一課長、工事関係の第一課長

でございます。それから工事関係の第二課長、さらに技師一名という

でございます。さらに金子の贈与ということになつてるといふ報告がありましたが、第一課長、第二課長については金子十万円、さらに商品券の授受があつた、このような調査報告で総務委員会では報告されておりますが、それが委員長の報告では商品券も報告がないし職員は二名ということと報告されたので、御指摘しておきます。

（「総務委員会のやりなおし」と呼ぶ者あり）

総務委員長。

○議長（大下 博君） 今、委員長の報告が違ふんじゃないか、という御指摘ですけれども、さきほど私が報告したとおりであります。つまり私の報告した内容と、今指摘された谷さんの発言は食い違つてますね。（「そうですね」「総務委員会やりなおし」と呼ぶ者あり）ですから結論として谷さんの聞き違い、どこういふことになると思ひます。私の報告は間違ひございません。

○議長（大下 博君） ほかに御質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり） 助役。

○助役（前川 恒雄君） ちょっと議長にお願いがございます。総務委員会の決定は、今総務委員長の御報告により承りました。今、このまま本会議で総務委員会の、万が一、総務委員会の結論どおりに決定されるといたしますと、もしこのあとの六七、六八号の議決とからみまして、市が重大な損害をこうむりかねないおそれがございます。このことにつきまして、至

急、私も調査し、議員の皆さまに御相談したいことがございますので、もしお許しただければここで休憩していただきたいと思ひます。（「賛成」「反対」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） ただいま助役から、休憩をいただきますということがありますけれども、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後八時三十六分 休憩

午後八時四十九分 再開

○議長（大下 博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これから議事を進めるにあつて一言議長から申し上げます。

ただいまの議長の進め方にも若干手落ちがあつたのではないかと、というふうに思ひます。（「若干じゃないよ」と呼ぶ者あり）合わせて傍聴の方、その他もひとつこの議事について今後御協力をお願いします。（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 本間久君。

○二十三番（本間 久君） 私は議長にお願いしたいんですが、今も議長の方から申されましたけれども、何やら後



のほうでもだいぶ酒が、酒気を帯びたような状態の人がおるのではないか、ということ、嚴重に取りしまり願いたい。もしいわゆるこの議場に入る資格を持たない人であるならば、即刻この議場から退場願いたい。お調べ願います。

○議長（大下 博君）

その件については、さきほど議長から申し上げましたとおりで、御協力によつて進めていきたい、というふうに思いますので、今後進め方によつてはそういうふうな考え方もできますけれども、そのまま続けていきます。それでは再開いたします。委員長登壇願います。

（総務委員長登壇）

○議長（大下 博君）

それでは質疑を続けます。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

八日の日の上程、あるいは質問、あるいは総務委員会を通じて、私どもの議員それぞれから出ておりますので、繰り返すことになるかもしれませんが、けれども、賛成という立場で意見を申し上げておきたいと思えます。御存じのように八日の日の議会の中で、えんえん三時間余に及んで質問をいたしました関係で、あるいは質問の要旨をそれぞれの段階でどういうことを言わんとしているのか、かなりまちまちな受け取り方がされたようです。一部では聞くところによりますと、あるいは一、二の会派では聞き及ぶところ

てその論議をそれを含めていろいろと審査をしたけれども、S社は指名からはすすほどのいわゆる内容の黒い霧ではなかった、したがって清水は、（笑声）S社は指名に加えた、こういう答弁があればそれで済んだであらうと思ふんです。ところが新聞は見えていたけれども、どこの会社なのかは調べてみなかったしもちろんしたがって審査事件としての対象にはならなかった、こういうような答弁があつたのですから、指名委員会は何をやつてゐるんだ、指名委員のそれぞれから事情を聞いた、こういうふうに発展をしたことが長時間に及んだ質問である、というふうに私どもは理解をいたしますし、名古屋自身もそういうつもりでやつたと、こういうことでございます。しかしながら考えてみますと、今提案されている案件というものは指名委員会にそのことがどうのこうのというのが直接の案件ではないと私は思います。指名されて入札をされて、そして落札をした業者、いふなれば本体、電気、空調、それぞれで落札をしたそれぞれの業者がはたしてこの庁舎という大きな仕事を任せるにふさわしい業者であるかどうか、そのことが本来のわれわれの調査すべき点だろうというふうに考えます。したがいまして名古屋議員の質問はそういう意味で指名委員会そのものが非常にずさんではなかつたか、そういう意味の御指摘申し上げたわけであります。したがいまして意見としては今後指名委員会、そういう中ではこのことを二度と繰り返さない

によりますと、その発言をした名古屋議員にひとつその後のあらはそれ以降のそれを含めての見解といえますか、そういうものを出すべきである、こういうふうなこともうわさの中では耳にしております。しかしながら私、同じ社会党の党友という立場で、今日、名古屋議員には風邪を引かれて実は伏せております。その議員をむりやり連れてきてここでものを言わせるということは、党友として非常に忍びない、こういうことでございまして、私の方からその辺の事情について意見として申し上げておきたい。意見は二点に分かれて申し上げておきたいと思ひます。

まず第一点は、御存じのように八日の日の名古屋議員の質問のまず前段は、本体工事のいわゆる十二社を指名した中に、武蔵野で汚職のあつた、汚職といひますか、汚職の疑いのあつたという新聞に出てゐるそのS社について、どういふふうな審査をしたのか、これがまず質問の出発点だつたらうというふうに思ひます。その中で私は非常に残念だつたと思ひますことは、新聞、商業新聞ですから多くの方の目に触れてゐる新聞だと思ひますが、その新聞を見た段階で、確かに見た、しかもその近くに庁舎建設という非常に大きな仕事が目の下がつてゐるわけですから、その責に当る方々は、この武蔵野の新聞というのは、あるいは汚職の疑いというのはどこの会社なんだらうかとしましてそのことを少なくとも審査委員会の中で反映をし、そし

ようにひとつ理事者以下その担当の方々は新聞の記事、何も全国の新聞を取り出して見るとは申し上げません。少なくとも毎日見ている新聞の中でそういう汚職があるということが気が付いた記事については、どこの会社かなということを調査をするくらいの神経を理事者以下担当の方々はお待ちいただきたい、こういうことをくれぐれもお願ひしておきたい。なおかつ総務委員会の中でいろいろと論議がありましたけれども、各委員の方々から指名委員会の中でどういふ基準で審査をしたのか、そのへんについて発表しろといふいろいろな角度からそのへんについて質問がございました。これについては理事者側からはいわゆる委員会での審査のそういった細かいことまで一々発表するわけにはいかないんだという答弁がございました。確かに私はそのとおりだと思ひます。しかしながら、そういうことは逆にいえばかなりいわゆる客観的な審査基準というものが指名委員会の中ではそういったいわゆる審査の基準そういうものをひとつせひ整備をいただいて、そのことを公表しろとは申し上げませんけれども、指名委員会をぜひ整備していただきたい。このこととが意見でございます。

もう一点の意見は、さきほどちょっと触れましたけれども本来の私とも議会の使命である、落札をした三業者がはたして

われわれが同意するにふさわしいかどうか、すなわち落札をしたいわゆる金額がふさわしい金額であるかどうか、あるいはその工事を任せるにふさわしい能力、いわゆる実績があるとか、技術があるとか、そういったものを持ち合わせているかどうか、あるいはその落札した業者が任せるにふさわしくない何か黒い霧のようなものが、あるいは汚職事件のようなものが過去にあるかどうか、そういったことがわれわれの議会の審査のごく当然の対象次元ではないだろうか、どんなふうに思います。そういう意味で私も慎重にいわゆる三件の、今現在は六六号一件だけです。一件だけでいいわけですが、その件について慎重に協議をいたしました。考えてみますと現在落札をしていくということは、指名をし、そして告示をして、そして告示ということは単にぶら下げるわけじゃありませんで、御存じのように公に示すわけですから、たいへんなことだろうと思います。そしてなおかつその入札業務という公の仕事の中で、業者にいわせればそれぞれ食うか食われるかのいわゆる戦争の場というものを市側が作って、その中で落札をした業者にもしここで契約ができないと、こういう状況をもし作った場合には、単にその業者が何らかの欠陥があるということだけでは私は済まないと思います。当然指名入札を行なった以降、その指名された業者が何かの欠陥を起こしたのであればこれは業者の責任であります。しかしながら指名をする以前にいわゆる大林につい

ては八戸市の問題が起きているということを考えれば、そういう業者を、たとえ知らなくても落札をした業者、議会に同意を求めたところが否決をされたら、こういう場合になった場合には、選んだ指名委員会の長、あるいは指名委員、担当部門、あるいはそれを許可したいいわゆる理事者含めてその責任を取らざるを得ないのが実態だろうと私はそう思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがってこの案件を否決するというもし態度に出る方がいらつしやるならばそのことも合わせて責任を追及していくと、こういう覚悟を持ち合わせなければならぬんじゃないか。しかしながら私も検討の結果ではそこまでするべきではないほどの大きな事件を大林が起こしているかどうか、とても私もにはそう考えられませんか。したがってこの件については非常に長くなりましたけれどもそういう意味を持ちまして賛成をしたい、このように思います。以上で終わります。

#### ○議長（大下 博君）

次に挙手されたのは鈴木美奈子君ですけれども、鈴木美奈子君は総務委員だというふうに解釈しているんですけれども。本来なら意見は留保されていれば別なんですけれども、若干疑問があるわけですから。日本共産党たる委員がさらにしなければならないというほどの弱いのじゃないと思うんですけれども。（「代表してやるんです。総務委員のメンバーかもしれないけれども。」「ほかの人がや

れ」と呼ぶ者あり）それでは特に鈴木美奈子君の発言を許します。

#### ○五番（鈴木美奈子君）

私は日本共産党の市議団を代表して言いますので、その点お含みおきたいと思っております。市庁舎建設工事にかかわる契約案件について意見を申し上げます。現在の日野市の庁舎は十九年前、人口が約二万、職員が八十数人の時に建設されたものであり、現在は人口も十三万を超え、そして職員も千人を超える、こういう状況の中で各部署が分散しており、住民サービスにも大きな支障を来していると思います。職員も、部屋の数においても、また広さにおいても不十分であり、住民サービスのための能率低下の原因にもなっており、休憩室、照明、環境なども最悪の条件となつていっていると思います。市庁舎建設の必要性は日野市民全体が認めることとなつておりまして、共産党も庁舎の建設は急務であると考えております。市当局も歴代の市長が庁舎建設、この方向で努力し、今、森田市長がこれを受け継いでいるわけでありまして、議会としても庁舎建設特別委員会を作り、そして今審議しているわけですが、人口急増都市としても、また市長は教育優先、福祉重点の施策を取りながらも、市庁舎建設については市民や議会の意見を取りながら民主的に事を運んできたとは思っています。共産党も庁舎建設に対しては予算を成立させるために努力し、またその経過の中で市当局も設計を終わ

建設業者との入札が九月一日に行なわれ、本体工事大林組、それから電気設備は日本電設工業、それから給排水、空調、富士電気、それぞれ落札いたしました。いろいろといわれておりますけれども、九月八日の臨時市議会の当日自民党から東羽日報のコピーが流され、それによつて青森県の八戸において市の公会堂が建設されたけれども、その中で大林組の八戸出張所長が八戸市の職員に商品券を十万円ずつ二人に渡して、また三万円と五万円の現金を配ったことが発覚した、そして汚職事件として調査中であるということが報道されたわけです。この汚職事件が事実かどうかということで地元の八戸の事務局や東羽日報の八戸支局、また日野警察への問い合わせの中で明らかにしたことは、ほかの事件で発覚して大林組の汚職については起訴、不起訴がまだ未定であるけれども、大林組についての疑惑はまだ解けていないということが明らかであります。東京都もこのため大林組を業者として指定することを保留しています。汚職腐敗でもし論ずるならば、大企業から多額な政治献金を受け取り、汚職腐敗の金権政治をやっているのは自民党だと思えます。（「ばか言うな」「うるさい」「やれやれ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）その中から汚職や腐敗が数々生まれている事実があります。自民党知事や市長のもとでは、大企業に工業用地を提供し、自然を破壊し、公害をまき散らし、住民の生命と安全を無視した行政が千葉や愛知、福岡など、ま

た大企業への特権的減免税により財政上の便宜をはかり、誘致企業への固定資産税の免除などやっているのは倉敷、千葉、佐賀県など、こういう中で汚職や腐敗が起り、最近の例では「交通整理しろ」と呼ぶ者あり。その他発言する者多し）三島

市で新庁舎の工事入札の指名業者の指定を受けるために多数の業者が暗躍し、入札予定価格を事前に知ろうと不当に便宜を与えていた、その市の職員の間にも数件の贈賄事件が起こった例もあります。自民党は八戸の汚職をあたかもこの日野市に黒い霧が発生したかのように宣伝し、革新市政への攻撃をたくらみ自民党の部屋をのぞけば黒い霧発生などと、（笑声）（発言する者多し）また特定大企業名指しでかわいがつたらどうかなど市当局に要求するなど大企業擁護を強調する自民党の意図がはつきりここであらわれたと思います。地方自治体は大企業の国の下請機関として住民の要求に応えず、犠牲をどれくらい市民に押し付けてきたか、これは二年前の日野市の保守市政の状況をみれば分かると思います。これと反対に革新日野市政は住民本位の政治にかえ、大企業奉仕住民不在の市政を市民が主権者としての市政にかえてきました。市政を清潔にし、ガラス張りにすることは革新市政にとつてあたりまえのことだと思えます。しかし財政の伴う契約について一歩誤りますと汚職また腐敗につながるようになります。そのために入札に不適当な特別な場合を除いてランク制、工事別に行なう民主的な一般競争入札、

しては、この市庁舎建設につきまして場所の問題、あるいは排水の問題、道路整備の問題、これらにつきまして庁舎建設を今すぐ行なうべきじゃないんじゃないか、そういうふうな立場から反対してまいりました。市長の態度が排水も計画がない、道路も計画がないという時点で市庁舎を建てるのは少し早んじゃないか、私もこの今の市庁舎の現状をみまして市庁舎を建てることにつきましては賛成をしてみたいわけでありまして、そういうふうな中で今回のこの入札問題につきましても、わが党の滝瀬議員が指摘をいたしましたように、青森県の八戸で大林組が汚職をしたと、こういうことは事実であります。そこで東京都におきましてもこの指名を一時保留をしている、これも事実であります。一時保留をしているということは指名を停止しているということに私も私は解釈をしております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

また今一つといたしまして、この指名委員会に市長が入ったということです。前代未聞のことだと私は思います。この大きな三十億の予算である、大きな工事であるということで市長が入ったというふうな話を聞いておりますが、しかしながらこれは私も市長がこの指名委員会に入るべきじゃないというふうな判断をするわけでありまして、たとえば私は今の森田市長がそういうことはないと思います。市長があるいは一つの業者に対してこれを指名委員会に指名をしてくれと、こういうこと

また汚職に関係し、下請業者を圧迫するなど、反社会的な行為を行なった場合は入札を規制し、そして地元の中小企業の業者に仕事を発注する、この機会をもっと多くすべきだと私は考えます。日本共産党は本体的建設業者に汚職の疑いがあるとする現時点では契約を急ぐべきでなく、事件が決着するまで待つて契約の可否を決めるべきだと考えます。したがって本議案を取り下げて提案の時期を待つことを懸命な態度だと思えます。しかし市当局はその考えがないことを明らかにしておりますので、本契約議案には反対を表明いたします。ついでに電気と空調の契約については、今一緒に述べました本体の契約についても反対でありますので、この電気空調の契約についても同様でございます。最後に市内の特定大企業に地元の業者だからといって便宜をはかったとか、また利益を誘導したかのごとき言動は公正民主的な市政とは全く無縁のものであります。また議員の中から入札や指名委員会に対して執行権を侵害するような発言がしばしば行なわれましたが、これはほんとうに慎しむべきだと思います。以上まとめまして発言を終わらせていただきます。

○議長（大下 博君）  
ほかに御意見ありませんか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）  
本件に対しては反対の立場から意見を申し上げます。私も自由民主党の議員団といたしま

になった場合に、これは分かりませんが、そういうことではないと思いますけれども、ほかの委員の方が何が発言できますか。私はできないと思います。そういうふうな意味で市長がこの委員会に参加をしたということにつきまして、私も臍に落ちないわけでありまして、以上二点、こういう面からいたしました。この契約案件につきまして反対をするものであります。（「よくできた」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（大下 博君）  
秦正一君。

○十六番（秦 正一君）  
公明党の場合には総務委員会にも出ておりませんが、そういう面からも一言意見を述べたいと思います。総務委員会で長いこと審議されて非常に御苦労様でした。その中でまず一点として武蔵野市の問題、S社の汚職の疑いがあるという面の当初の発言に対して、これは指名参加に入ったわけですが、この点については今後の契約時には十分注意してやるべきだということで問題ありませんわけですが、問題としては取り上げませんけれども、ただ二点目として八戸市の大林組の汚職問題に対してはあまり感心しない、日野市の直接問題ではないわけですが、れども、あまりこういった面の業者があれしたことについては感心はしていません。しかし入札され、落札した現時点において当初指名委員会ではこの八戸市のこの問題を知るべきがなかったと、このようにさきほどの委員長長の報告にもありました

けれども、まずそのようなことを勘案してやはり今の庁舎をみた場合に非常に手詰まりであるし市民のサービスの面を考えた場合にも非常に何とか庁舎を考えていかなければならない。また職員等の立場からしてもそうだろうし、あらゆる所に市の事務所が分散している。このような現状においては、やはり何とか建設の方向で進めていかなければならないんじゃないか、このように考えるわけであります。ただ今後大林組にしても他の業者にしても本当に意を尽くして完全なる仕事をし、本当の成果あるその庁舎建設に邁進してもらうというような立派な市庁舎を作つて見本にしてみたい、このような方向で一応条件的なものも付して賛成しておきたいと思ひます。ただ今後もしこれが市庁舎建設の案件が議決されないといった場合にやはりその後の問題を考へていかなければならない。いろいろ損害賠償的なことも請求されるだろうし、市としてもこれに対する責任を取つていかなければならない。その追求もまた議会で審議やつていかなければならない（「市長の責任なんだよ」と呼ぶ者あり）あくまでもはつきりしていきたいと、またしていかなければならんんじゃないか。このように考えるわけです。このような点から意見を申し上げました。

○議長（大下 博君） これをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長

報告は否決でありますので原案について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大下 博君）

挙手多数であります。よつて議

案第六六号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結の件は否決されました。

休憩前にじゃあ（「休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ

つて暫時休憩いたします。

午後九時十七分 休憩

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十年

月

日

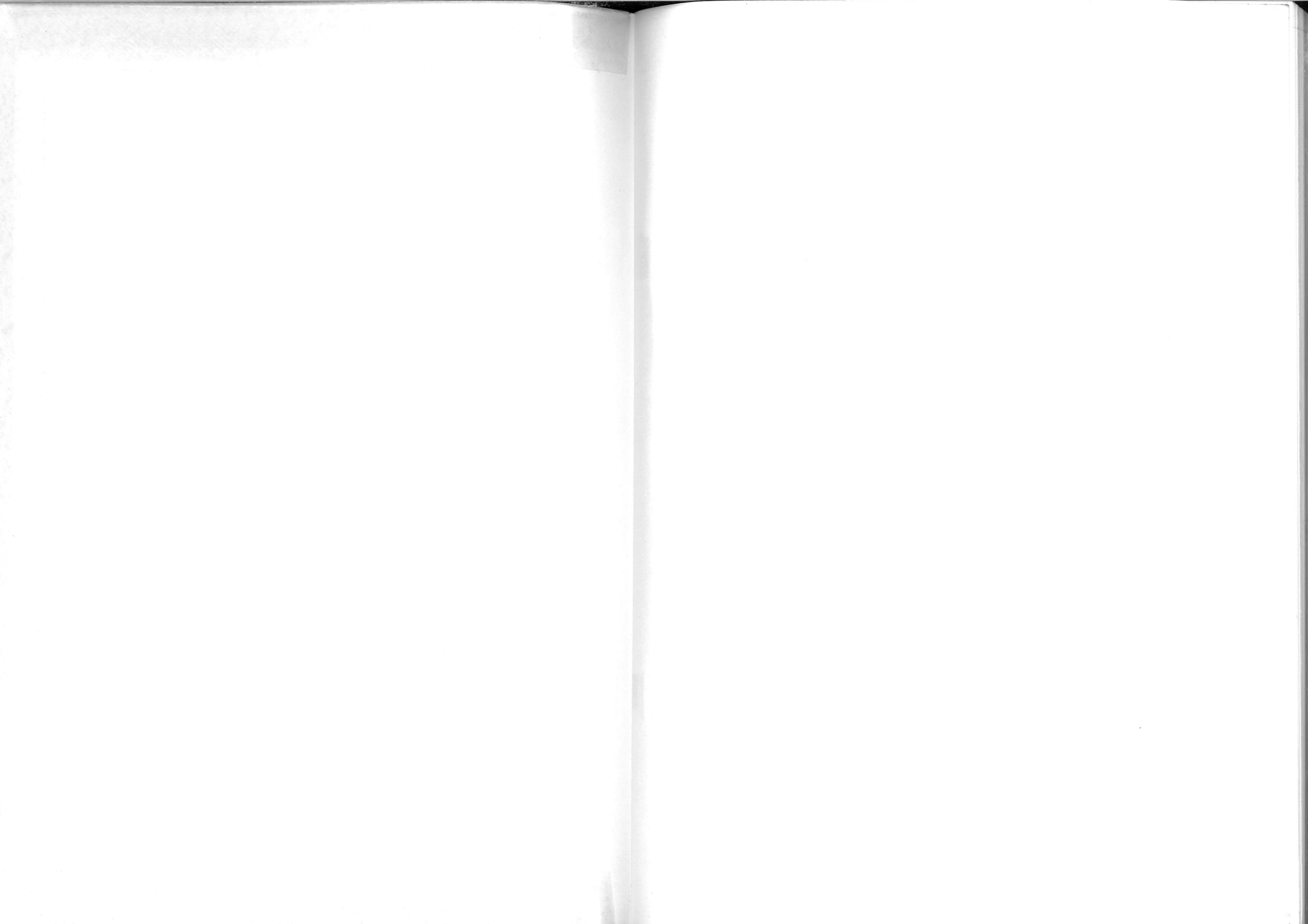
日野市議会議長 大下 博

署名議員 三浦 重春

署名議員 島村 孝志



5017541



日野市立図書館 281-7354



5017541

日野市立  
図書館 B016697